

令和2年第3回那珂市議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○令和2年第3回那珂市議会定例会会期日程	2
○応招・不応招議員	4

第 1 号 (9月1日)

○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	6
○出席議員	6
○欠席議員	6
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	6
○議会事務局職員	6
○開会及び開議の宣告	7
○諸般の報告	7
○議案の差し替え	7
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○報告第9号～議案第69号の一括上程、説明	8
○散会の宣告	18

第 2 号 (9月3日)

○議事日程	19
○本日の会議に付した事件	19
○出席議員	19
○欠席議員	19
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	19
○議会事務局職員	19
○開議の宣告	21
○諸般の報告	21
○一般質問	21

17番 君 嶋 寿 男 君

災害時の避難計画について	22
--------------	----

2番 小 泉 周 司 君

那珂市のコロナ対策について	30
---------------	----

那珂市の農業政策について……………	4 1
1 0 番 寺 門 厚 君	
新型コロナウイルス感染拡大防止の対応について……………	4 9
環境問題について……………	5 4
少子化対策について……………	5 9
小中一貫教育について……………	6 2
1 6 番 笹 島 猛 君	
那珂市の地域ブランドについて……………	6 7
新型コロナウイルス対策について……………	7 6
1 2 番 古 川 洋 一 君	
ふるさと納税について……………	8 6
都市計画（道路整備）について……………	8 9
消防団について……………	9 2
○散会の宣告……………	9 7

第 3 号 （9月4日）

○議事日程……………	9 9
○本日の会議に付した事件……………	1 0 0
○出席議員……………	1 0 0
○欠席議員……………	1 0 0
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者……………	1 0 0
○議会事務局職員……………	1 0 0
○開議の宣告……………	1 0 1
○諸般の報告……………	1 0 1
○一般質問……………	1 0 1
1 5 番 武 藤 博 光 君	
道路行政について……………	1 0 2
デマンドタクシーの運用状況について……………	1 0 8
9 番 花 島 進 君	
新型コロナウイルス感染症対策について……………	1 1 1
東海第2原発の問題について……………	1 1 7
市内の排水問題について……………	1 1 9
8 番 富 山 豪 君	
新型コロナウイルスによる影響について……………	1 2 2
さらなるラインの利活用……………	1 2 6

サイクルツーリズムについて……………	1 2 8
1 1 8 号 4 車線化に伴う活性化対策……………	1 3 1
5 番 石 川 義 光 君	
農福連携について……………	1 3 5
ごみ出し支援について……………	1 3 9
7 番 大和田 和 男 君	
防災について……………	1 4 3
1 番 原 田 陽 子 君	
小・中学校における拉致問題啓発アニメ「めぐみ」の活用について……………	1 5 6
成年後見人制度について……………	1 5 8
生活保護費について……………	1 6 1
○議案等の質疑……………	1 6 5
○議案等の委員会付託……………	1 6 5
○請願の委員会付託……………	1 6 6
○散会の宣告……………	1 6 6

第 4 号 （9月18日）

○議事日程……………	1 6 7
○本日の会議に付した事件……………	1 6 8
○出席議員……………	1 6 8
○欠席議員……………	1 6 8
○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定に基づき説明のため出席した者……………	1 6 8
○議会事務局職員……………	1 6 8
○開議の宣告……………	1 6 9
○諸般の報告……………	1 6 9
○議案第 5 4 号～議案第 6 9 号、請願第 1 号及び請願第 2 号の各委員会審査報告、 質疑、討論、採決……………	1 6 9
○発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 7 6
○発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 7 7
○議員派遣について……………	1 7 9
○委員会の閉会中の継続調査申出について……………	1 7 9
○委員会の閉会中の継続審査申出について……………	1 7 9
○閉会の宣告……………	1 8 0
○署名議員……………	1 8 3

那珂市告示第 1 4 2 号

令和 2 年第 3 回那珂市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和 2 年 8 月 2 5 日

那珂市長 先 崎 光

記

1. 期 日 令和 2 年 9 月 1 日（火）

2. 場 所 那珂市議会議場

令和2年第3回那珂市議会定例会会期日程

(会期18日間)

日次	月日	曜	開議時刻	区分	摘 要
第1日	9月1日	火	午前10時	本会議	1. 開 会 2. 諸般の報告 3. 会議録署名議員の指名 4. 会期の決定 5. 議案の上程・説明
第2日	9月2日	水		休 会	(議案調査) (議案質疑通告締切、正午まで)
第3日	9月3日	木	午前10時	本会議	1. 一般質問(君嶋、小泉、寺門、 笹島、古川)
第4日	9月4日	金	午前10時	本会議	1. 一般質問(武藤、花島、富山、 石川、大和田、原田) 2. 議案質疑 3. 議案の委員会付託 4. 請願・陳情の委員会付託
第5日	9月5日	土		休 会	
第6日	9月6日	日		休 会	
第7日	9月7日	月		休 会	(議事整理)
第8日	9月8日	火	午前10時	委員会	1. 総務生活常任委員会
第9日	9月9日	水	午前10時	委員会	1. 産業建設常任委員会
第10日	9月10日	木	午前10時	委員会	1. 教育厚生常任委員会
第11日	9月11日	金	午前10時	委員会	1. 原子力安全対策常任委員会
第12日	9月12日	土		休 会	
第13日	9月13日	日		休 会	
第14日	9月14日	月		休 会	(議事整理)
第15日	9月15日	火		休 会	(議事整理)
第16日	9月16日	水		休 会	(議事整理)
第17日	9月17日	木	午前9時30分	委員会	1. 議会運営委員会 (次期定例会会期日程案)
			午前10時	全 員 協議会	1. 全員協議会 (討論通告締切、正午まで) (追加議案の質疑・討論通告締切は 午後5時まで)

日 次	月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	摘 要
第 1 8 日	9 月 1 8 日	金	午前 1 0 時	本会議	1. 委員会報告及び質疑・討論・採決 2. 閉 会

○応招・不応招議員

応招議員（17名）

1 番	原 田 陽 子 君	2 番	小 泉 周 司 君
3 番	小 池 正 夫 君	4 番	福 田 耕四郎 君
5 番	石 川 義 光 君	6 番	關 守 君
7 番	大和田 和 男 君	8 番	富 山 豪 君
9 番	花 島 進 君	1 0 番	寺 門 厚 君
1 1 番	木 野 広 宣 君	1 2 番	古 川 洋 一 君
1 3 番	萩 谷 俊 行 君	1 4 番	勝 村 晃 夫 君
1 5 番	武 藤 博 光 君	1 6 番	笹 島 猛 君
1 7 番	君 嶋 寿 男 君		

不応招議員（なし）

令和2年第3回定例会

那珂市議会会議録

第1号（9月1日）

令和２年第３回那珂市議会定例会

議 事 日 程（第１号）

令和２年９月１日（火曜日）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案等の上程説明

報告第 9 号 令和元年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率の状況について

報告第 10 号 令和元年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による資金不足比率の状況について

報告第 11 号 令和元年度那珂市一般会計継続費精算報告書について

議案第 54 号 那珂市税条例の一部を改正する条例

議案第 55 号 那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例

議案第 56 号 那珂市手数料条例の一部を改正する条例

議案第 57 号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 58 号 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 59 号 那珂市特別会計設置条例の一部を改正する条例

議案第 60 号 令和２年度那珂地方公平委員会特別会計予算

議案第 61 号 令和２年度那珂市一般会計補正予算（第５号）

議案第 62 号 令和２年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第２号）

議案第 63 号 令和２年度那珂市公園墓地事業特別会計補正予算（第１号）

議案第 64 号 令和２年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第２号）

議案第 65 号 令和２年度那珂市下水道事業会計補正予算（第１号）

議案第 66 号 那珂地方公平委員会規約の一部を変更することに関する関係地方公共団体の協議について

議案第 67 号 防災情報システム整備事業の変更契約の締結について

議案第 68 号 令和元年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について

議案第 69 号 令和元年度那珂市水道事業会計決算の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１６名）

１番	原 田 陽 子 君	２番	小 泉 周 司 君
４番	福 田 耕四郎 君	５番	石 川 義 光 君
６番	關 守 君	７番	大和田 和 男 君
８番	富 山 豪 君	９番	花 島 進 君
１０番	寺 門 厚 君	１１番	木 野 広 宣 君
１２番	古 川 洋 一 君	１３番	萩 谷 俊 行 君
１４番	勝 村 晃 夫 君	１５番	武 藤 博 光 君
１６番	笹 島 猛 君	１７番	君 嶋 寿 男 君

欠席議員（１名）

３番	小 池 正 夫 君
----	-----------

地方自治法第１２１条第１項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	先 崎 光 君	副 市 長	谷 口 克 文 君
教 育 長	大 縄 久 雄 君	監 査 委 員	城 宝 信 保 君
企 画 部 長	大 森 信 之 君	総 務 部 長	加 藤 裕 一 君
市民生活部長	桧 山 達 男 君	保健福祉部長	川 田 俊 昭 君
産 業 部 長	高 橋 秀 貴 君	建 設 部 長	中 庭 康 史 君
上下水道部長	根 本 雅 美 君	教 育 部 長	小 橋 聡 子 君
消 防 長	山 田 三 雄 君	会 計 管 理 者	清 水 貴 君
農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	海老澤 美 彦 君	総 務 課 長	飛 田 良 則 君

議会事務局職員

事 務 局 長	渡 邊 莊 一 君	次 長 補 佐	三田寺 裕 臣 君
書 記	小 泉 隼 君		

開会 午前 10 時 00 分

◎開会及び開議の宣告

○議長（福田耕四郎君） おはようございます。

令和 2 年第 3 回那珂市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16名であります。欠席議員は、3 番、小池正夫議員の 1 名であります。定足数に達しておりますので、これより令和 2 年第 3 回那珂市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（福田耕四郎君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第 1 項の規定に基づき、別紙出席者名簿のとおり、市長、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。

なお、各種会計決算の認定がありますので、城宝信保監査委員の出席を求めています。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本会議場内の皆さんにご連絡をいたします。携帯電話をお持ちの方、ご配慮をお願いいたします。

また、感染症予防対策のため、マスクの着用及び手指の消毒にご協力をお願いしますとともに、傍聴席につきましては、一席ずつ間隔を空けてお座りいただきますようお願いをいたします。

以上、ご理解のほどお願いをいたします。

本日の議事日程及び閉会中の議長職務執行報告を別紙のとおり、お手元に配付をしております。

市長から行政概要報告が別紙のとおり提出されておりますので、ご報告をいたします。

監査委員から令和 2 年 6 月から 8 月実施分の例月現金出納検査の結果について、報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告をいたします。

◎議案の差し替え

○議長（福田耕四郎君） ここで本日の議事に入る前に、執行部より、この後議題となります議案第68号に関する添付書類について、差し替えの申し出がありましたので、これを許しま

す。

総務部長。

○総務部長（加藤裕一君） 大変申し訳ございません。

議案書の一部に誤りがありましたので、差し替えをお願いしたいと思います。

差し替えをお願いする議案書につきましては、皆様のテーブルの右上に㊟のスタンプを押したものをご提示させていただいております。

差し替えをお願いする議案につきましては、決算書の次の資料、令和元年度那珂市歳入歳出決算審査意見書１ページ目からの「決算等の概要及び意見」になります。

訂正の理由でございますが、一般会計歳出決算額、特別会計歳出総額及び農業集落排水整備事業特別会計歳出決算額の記載に誤りがあったためでございます。

大変申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（福田耕四郎君） それでは、日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、８番、富山 豪議員、９番、花島 進議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（福田耕四郎君） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。今期定例会の会期は、本日から９月18日までの18日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、今期定例会の会期は、本日から９月18日までの18日間に決定をいたします。

なお、会期中の審議日程等については、議会運営委員会萩谷俊行委員長から同委員会の決定事項として報告がされております。その決定事項に従った会期日程表を配付してあります。

◎報告第９号～議案第６９号の一括上程、説明

○議長（福田耕四郎君） 日程第３、報告第９号から議案第69号まで、以上19件を一括議題

といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 令和2年第3回那珂市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご参集を賜り、まことにありがとうございます。本定例会に提出いたしました議案等の概要説明に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

日頃、議員の皆様には、市政の進展と行政運営の円滑な推進のために、格別なるご高配を賜っておりまして、心から感謝を申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関わる各種施策にご理解、ご協力を賜りまして、重ねて御礼を申し上げます。

新型コロナウイルスに関しましては、依然として感染拡大の勢いが衰えず、那珂市でもクラスターが発生するなど、市内外に影響を与えました。現下の状況を考えれば、今なお感染のリスクがあり、引き続き感染症対策に万全を期することが重要でありますので、議員の皆様には今後ともお力添えを賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

さて、今回の議会に、那珂インターチェンジ周辺を核とした活力あふれるまちづくりにつきまして報告をさせていただく予定でございます。ご承知の方もいらっしゃると思いますが、茨城県におきましては、植物園及び県民の森の大規模リニューアルを予定しておりまして、民間のアイデアを取り入れたオンリーワンの魅力ある施設を目指しており、今後、県内外から多くの来場者が訪れるものと見込まれております。那珂市としましても、このチャンスを逃すことなく、これまで何十年もの間課題となっておりました、那珂インターチェンジ周辺の開発に挑戦をしてみたいと考えております。

具体的には、道の駅の整備でございまして、令和7年4月のオープンを目指し、県植物園のリニューアルと合わせて、私が目指している活力あふれる那珂市の実現に挑んでまいります。議員の皆様には、何とぞご高配を賜りますよう、そしてお力添えをよろしくお願いをいたします。

それでは、今定例会に提出いたしました議案等の概要についてご説明申し上げます。

初めに報告案件ですが、今定例会に提出いたしました報告案件のうち、令和元年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律に関する報告が2件、令和元年度一般会計継続費精算報告書についてが1件の、計3件でございます。

続きまして、それぞれの概要についてご説明いたします。議案書を御覧いただきたいと思います。

議案書1ページをお開き願います。

報告第9号 令和元年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率の状況について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく健全化判断比率を下記のとおり報告いたします。

まず、下の表の左側の項目ですが、健全化判断比率の欄でございまして、実質赤字比率以下4つの指標となっております。その右の平成30年度及び令和元年度欄は、那珂市の各年度の決算に基づく比率でございます。

1つ右の早期健全化基準、また一番右端の財政再生基準欄は、財政健全化団体及び財政再生団体となるかどうかを示す、国が定めた基準でございます。早期健全化基準は、いわば財政状況の黄色信号、財政再生基準欄は赤信号を示すものでございます。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、黒字決算であることから表示はありません。

続いて、実質公債費比率につきましては、令和元年度は3.9%となり、前年度と比べ0.1ポイント増加しました。最後に将来負担比率ですが、こちらは6.8%となり、前年度比4.1ポイント増加となりました。

いずれの指標につきましても、早期健全化基準を下回る数値となっており、令和元年度におきましても、那珂市の財政状況は健全な状態であるということを示しております。

次のページに、監査委員からの令和元年度健全化判断比率審査意見書を添付してございますので、ご参照いただければと思います。よろしくお願いいたします。

続いて、3ページをお開き願います。

報告第10号 令和元年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による資金不足比率の状況について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく資金不足比率を下記のとおり報告いたします。

まず、資金不足比率ですが、収益事業を行う企業会計、特別会計ごとの資金不足額の事業規模に対する割合を示すものでございます。

下の表の左側に対象となる公営企業会計である水道事業会計、下水道事業特別会計及び農業集落排水整備事業特別会計がございしますが、いずれの会計も資金不足額がありませんので、表示はございません。こちらも国が定めた経営健全化基準の20%をそれぞれ下回る数値となっており、令和元年度は健全な状態であるということを示しております。

次のページに、監査委員からの令和元年度資金不足比率審査意見書を添付してございますので、ご参照いただければと思います。よろしくお願いいたします。

続いて、5ページをお開き願います。

報告第11号 令和元年度那珂市一般会計継続費精算報告書について。

令和元年度那珂市の一般会計継続費については、次のとおり精算したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものでございます。

財産管理事務費及び都市計画基本図作成事業に係る継続費について精算が完了し、実績額合計は、それぞれ1,134万円、5,400万円です。

以上が報告案件でございます。

続きまして、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

今定例会に提出いたしました議案のうち、条例の一部改正が6件、令和2年度予算が1件、令和2年度各種会計補正予算が5件、その他が2件、また、令和元年度各種会計歳入歳出決算の認定についてが1件、令和元年度水道事業会計決算の認定についてが1件の、計16件でございます。

続いて、その概要についてご説明いたします。

6ページをお開き願います。

議案第54号 那珂市税条例の一部を改正する条例。

地方税法等の一部を改正する法律が、令和2年3月31日に、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に、それぞれ公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容としては、個人市民税については、未婚の独り親も含め、離婚歴や性別に関わらず、同一の条件の独り親控除の新設、たばこ税については、軽量の葉巻たばこに係る紙巻たばこの換算方法の見直し、法人市民税については、連結納税制度廃止に伴う規定の整理、地方税の還付加算金等の引下げ、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金控除の特例の新設、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金特別税額控除の特例の新設、その他として、法律改正に伴う項ずれの対応等を行うものでございます。

続いて、39ページをお開き願います。

議案第55号 那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例。

地方税法等の一部を改正する法律が、令和2年4月30日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容としては、地方税法等の一部を改正する法律改正に伴う項ずれの対応等を行うものでございます。

続いて、43ページをお開き願います。

議案第56号 那珂市手数料条例の一部を改正する条例。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号の通知カードが廃止され、再交付を行わなくなったことに伴い、再交付手数料に関する規定を削除するため、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、50ページをお開き願います。

議案第57号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布され、特定地域型保育事業者における保育所等の連携施設の確保の例外が追加されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでござい

ます。

続いて、55ページをお開き願います。

議案第58号 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布され、家庭的保育事業者等における保育所等の連携施設の確保の例外が追加されたことなどに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、63ページをお開き願います。

議案第59号 那珂市特別会計設置条例の一部を改正する条例。

令和2年10月1日より、那珂地方公平委員会の事務局が常陸大宮市から那珂市に変更になることに伴い、新たに那珂地方公平委員会特別会計を設置するものでございます。

続いて、予算書をお開き願います。

議案第60号です。

令和2年度那珂地方公平委員会特別会計予算。

令和2年度那珂地方公平委員会特別会計予算を地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき提出するものでございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ65万6,000円となっております。

続いて、補正予算の予算書をお開き願います。

議案第61号になります。

令和2年度那珂市一般会計補正予算（第5号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ2億256万4,000円を追加し、276億4,585万8,000円とするものでございます。

歳出の主な内容として、総務費については、いい那珂暮らし応援子育て世帯住宅取得助成事業において、申請者の見込み増による補助金を、庁舎管理事業において、来庁者体温測定のための検知カメラ整備に伴う備品購入費を、賦課事務費において、申告受付時の感染症対策に係る消耗品及び申告相談事務員派遣に係る手数料をそれぞれ増額し、コミュニティ施設感染症対策事業において、庁舎管理事業と同様に、検知カメラ整備に伴う備品購入費を、戸籍住民台帳事務費及び個人番号カード交付等事業において、マイナンバーカード利活用促進に係るシステム改修等に係る委託料等をそれぞれ計上するものでございます。

民生費については、民間保育所等支援事業において、子ども子育て支援交付金の基準額改定に伴う委託料及び補助金等を増額するものでございます。

衛生費については、予防接種事業において、10月から定期接種となるロタウイルスワクチン予防接種に係る委託料を、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業及び聖苑管理事業において、検知カメラ整備に伴う備品購入費をそれぞれ増額するものでございます。

農林水産業費については、局所土地改良事業において、長雨等による排水施設等の復旧に

係る工事請負費を増額し、農業者緊急応援事業において、農産物のPR及び那珂市出身の学生を応援するため、那珂市産の農産物送付に係る委託料等を計上するものでございます。

土木費については、市営住宅管理事業において、退去者の見込み増による修繕料を増額するものでございます。

教育費については、小学校、中学校のGIGAスクール推進事業において、ICT環境の初期対応を行うGIGAスクールサポーター配置に伴う委託料及びモニター等の整備に係る備品購入費等を、小学校感染症臨時対策事業において、学校再開後の授業をサポートする指導員の配置期間延長に係る報酬費等を、中学校感染症臨時対策事業において、小学校同様に指導員の配置期間延長に係る報酬費等をそれぞれ増額し、同事業において、修学旅行の日程変更等に伴う追加費用等に係る補助金を、社会教育施設感染症対策事業において、検知カメラ整備に伴う備品購入費等を計上するものでございます。

諸支出金については、国県負担金等返納金において、前年度精算による返納金を計上するものでございます。

歳入については、額の確定による普通地方交付税及び市税を増額し、その他歳出補正予算との関連において、国庫支出金、県支出金、繰越金、諸収入を増額し、繰入金を減額するものでございます。

続いて、議案第62号をお開き願います。

議案第62号 令和2年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ457万7,000円を追加し、51億6,988万2,000円とするものでございます。

歳出の内容としては、総務費において4月の定期異動に伴う給与等の職員人件費を増額するものでございます。また、歳入については、歳出補正予算との関連において、繰入金を増額するものでございます。

続いて、議案第63号をお開き願います。

議案第63号 令和2年度那珂市公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ150万9,000円を追加し、1,420万9,000円とするものでございます。

歳出の内容として、諸支出金において一般会計繰出金を増額するものです。また、歳入については、前年度繰越金の繰越金を増額するものでございます。

続いて、議案第64号をお開き願います。

議案第64号 令和2年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ7,443万8,000円を追加し、47億7,500万3,000円とするものでございます。

歳出の内容として、地域支援事業費において、成年後見人への報酬支援に係る報償金を、諸支出金において、前年度実績額の確定に基づき国県負担金等返納金及び一般会計繰出金等

を増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、支払基金交付金、繰越金を増額するものでございます。

続いて、議案第65号をお開き願います。

議案第65号 令和2年度那珂市下水道事業会計補正予算（第1号）。

予算総額に、資本的支出2万円を追加し、19億5,272万3,000円とするものです。資本的支出の内容としては、当初予定していた企業債償還金に不足が生じたことにより、その他の企業債元金償還金を増額するものでございます。

さらに、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額が確定したことに伴い、それぞれ9,145万2,000円及び1億2,694万円を、1億1,891万円及び9,707万5,000円に補正するものでございます。

続いて、67ページをお開き願います。

議案第66号 那珂地方公平委員会規約の一部を変更することに関する関係地方公共団体の協議について。

令和2年10月1日より那珂地方公平委員会の事務が、常陸大宮市から那珂市に変更になることに伴い、規約の一部を変更するものでございます。

続いて、71ページをお開き願います。

議案第67号 防災情報システム整備事業の変更契約の締結について。

平成30年第3回定例会にて議決されました防災情報システム整備事業につきまして、平成30年度から3年間の継続事業で実施をしているところでございます。

事業内容として、事業提案時には再送信子局を4基新設と予定しておりましたが、実施計画時には総務省関東総合通信局から、過剰基数を理由に2基のみの許可となりました。しかし、デジタル波の特徴は直進性が優れているため、アナログ波より遠くまで届きますが、建物などの遮蔽物があると受信ができなくなる弊害もあり、市役所から近い地域でもアンテナ設置する必要が増大したため、工事請負費の変更が生じました。そのため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条、第3条に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、73ページをお開き願います。

議案第68号 令和元年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について。

令和元年度那珂市各種会計歳入歳出決算について、地方自治法第96条第1項第3号及び第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものでございます。

一般会計につきましては、歳入総額211億6,143万2,000円、歳出総額201億477万3,000円、歳入歳出差引額は10億5,665万9,000円となりますが、翌年度へ繰り越すべき財源3億1,544万4,000円を差し引いた実質収支額は7億4,121万5,000円でございます。概要としましては、

歳入で約 2 億円、歳出で約 1 億円程度、前年度より増加となっております。

歳入は、県支出金については、いきいき茨城ゆめ国体における馬術競技場整備に伴う負担金の増及び国民体育大会本大会運営交付金の皆増により大幅な増額となり、また、国庫支出金については、10月からの幼児教育保育無償化に伴い、民間保育所児童運営費負担金が増額となった一方で、地方税法の改正により自動車取得税交付金が減額になったほか、繰入金については、公共施設整備基金や財政調整基金、減債基金からの繰入金の皆減により減額となっております。

また、歳出は、消防費における防災設備整備事業の増や民生費における民間保育所等児童入所事業の増、障害福祉サービス給付事業の増などがある一方で、教育費における公立幼稚園建設事業や国民体育大会準備事業等の減により減額となっております。

平成30年度と比較しますと、歳入総額が0.9%の増、歳出総額が0.6%の増となっております。

次に、特別会計でございますが、まず国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額54億8,021万5,000円、歳出総額が54億3,347万2,000円、歳入歳出差引額は4,674万3,000円でございます。昨年度に引き続き、世帯数、被保険者数とも減少傾向となっている中で、1人当たりの医療費の伸びなどにより、給付額が増加傾向となっております。

なお、平成30年度から都道府県と市町村との共同運営となり、市町村は県へ納付金を納め、保険給付に対する費用は全額、県からの普通交付金で賄われております。

下水道事業特別会計については、歳入総額23億6,047万4,000円、歳出総額19億1,977万3,000円、歳入歳出差引額は4億4,070万1,000円となりますが、繰越明許費に係る財源277万5,000円を差し引いた実質収支額は4億3,792万6,000円でございます。額田・後台・中里・戸多地区等の実施設計の委託及び管路施設整備工事等を実施しております。

なお、令和2年度からの企業会計移行に伴い、令和元年度にて特別会計を廃止しております。

公園墓地事業特別会計につきましては、歳入総額1,753万1,000円、歳出総額1,310万5,000円、歳入歳出差引額は442万6,000円でございます。

農業集落排水整備事業特別会計につきましては、歳入総額10億7,575万1,000円、歳出総額8億9,713万4,000円、歳入歳出差引額は1億7,861万7,000円となりますが、繰越明許費に係る財源1,065万1,000円を差し引いた実質収支額は1億6,796万6,000円でございます。酒出地区については、工事完了により令和2年4月から供用開始となっております。

なお、令和2年度からの企業会計移行に伴い、令和元年度にて特別会計を廃止しております。

介護保険特別会計につきましては、歳入総額47億6,000万5,000円、歳出総額45億2,495万3,000円、歳入歳出差引額は2億3,505万2,000円でございます。

令和元年度のサービス給付状況につきましても、利用件数、給付額ともに高い水準で推移

しているところでございます。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額 6 億 3,987 万 4,000 円、歳出総額 6 億 3,822 万 3,000 円、歳入歳出差引額は 165 万 1,000 円でございます。

以上、各種会計歳入歳出決算の概要説明でございます。

続いて、74 ページをお開き願います。

議案第 69 号 令和元年度那珂市水道事業会計決算の認定について。

令和元年度那珂市水道事業会計決算について、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づき、議会の認定を求めるものでございます。

経営の状況については、収益的収入及び支出において、総収益 12 億 8,203 万 4,000 円で、前年度対比 2,629 万 2,000 円の増に対し、総費用は 9 億 6,482 万円で、対前年度比 2,475 万 6,000 円の減となり、消費税を差引き 2 億 2,817 万 1,000 円が当年度純利益となりました。

資本的収入及び支出においては、収入 7 億 6,563 万 8,000 円で、対前年度比 1 億 656 万 8,000 円の増に対し、支出 11 億 4,077 万 3,000 円で、対前年度比 9,036 万 7,000 円の増となり、差引き 3 億 7,513 万 5,000 円の不足額は、過年度分損益勘定留保資金等をもって補填しました。

以上、水道事業会計決算の概要説明でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前 10 時 38 分

再開 午前 10 時 39 分

○議長（福田耕四郎君） 再開をいたします。

続いて、監査委員の意見を求めます。

令和元年度那珂市歳入歳出決算審査意見書及び令和元年度定額運用基金の運用状況に関する審査意見書、令和元年度那珂市水道事業会計決算審査意見書、以上 3 件を一括して報告を願います。

城宝信保監査委員、登壇を願います。

〔監査委員 城宝信保君 登壇〕

○監査委員（城宝信保君） それでは、議案第 68 号、第 69 号、合わせて審査結果についてご報告申し上げます。

令和元年度那珂市歳入歳出決算審査意見書についてご報告いたします。

歳入歳出決算書の次を御覧ください。

審査対象。令和元年度一般会計歳入歳出決算、以下、年度は省略させていただきます。続

きまして、国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算、下水道事業特別会計歳入歳出決算、公園墓地事業特別会計歳入歳出決算、農業集落排水整備事業特別会計歳入歳出決算、介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について審査いたしました。

審査期間及び場所。令和２年６月１７日から令和２年８月１７日まで、那珂市役所５階総務課分室ほかで行いました。

審査概要。審査に当たっては、各会計歳入歳出決算証書類、その他政令で定める書類等について、関係諸帳簿と照合し、関係職員の説明を求め、現金出納検査及び定期監査の結果を参考とし、決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行が適正かつ効率的に行われているかなどに主眼を置いて実施いたしました。

審査結果。地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第２項の規定により、令和元年度那珂市一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算並びに関係諸帳簿、証書類を審査した結果、決算計数はいずれも正確であり、その内容及び予算執行状況についても適正であると認められました。

決算等の概要及び意見は別添のとおりでございます。

令和２年８月１８日。

那珂市長 先崎 光様。

那珂市監査委員 城宝信保、同じく 君嶋寿男。

以上でございます。

引き続きまして、令和元年度定額運用基金の運用状況に関する審査についてご報告申し上げます。

歳入歳出決算審査意見書15ページの次のページを御覧ください。

審査の概要。この審査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第５項の規定により、市長から提出された運用の状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、現金出納検査の結果を参考として、基金の運用が適切かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施いたしました。

審査期間及び場所。令和２年６月１７日から令和２年８月１７日まで、那珂市役所５階総務課分室ほかで行いました。

審査結果。審査に付された下記及び運用の状況を示す書類は、いずれも適正に作成され、基金の運用が適切かつ効率的に行われているものと認められました。

令和２年８月１８日。

那珂市長 先崎 光様。

那珂市監査委員 城宝信保、同じく 君嶋寿男。

引き続き、令和元年度那珂市水道事業会計決算審査についてご報告申し上げます。

水道事業決算書の次を御覧ください。

審査期間及び場所。令和２年６月１７日から令和２年８月１７日まで、那珂市役所５階総務課分室ほかで行いました。

審査概要。審査に当たっては、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３０条の規定によって作成された決算諸表及び附属書類等について関係諸帳簿と照合し、関係職員の説明を求め、現金出納検査及び定期監査の結果を参考とし、決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、事業の経営が適正かつ効率的に行われているかなどに主眼を置いて実施いたしました。

審査結果。審査に付された決算諸表及び附属書類は、関係法令の諸規定に準拠して作成されており、計数的に正確であり、経営及び財政状況について適正に表示されていると認められました。

決算等の概要及び意見は別添のとおりでございます。

令和２年８月１８日。

那珂市長 先崎 光様。

那珂市監査委員 城宝信保、同じく 君嶋寿男。

以上でございます。

◎散会の宣告

○議長（福田耕四郎君） 以上で本日の議事日程は全部終了をいたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

散会 午前１０時４６分

令和2年第3回定例会

那珂市議会会議録

第2号（9月3日）

令和2年第3回那珂市議会定例会

議 事 日 程（第2号）

令和2年9月3日（木曜日）

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1 番	原 田 陽 子 君	2 番	小 泉 周 司 君
4 番	福 田 耕四郎 君	5 番	石 川 義 光 君
6 番	關 守 君	7 番	大和田 和 男 君
8 番	富 山 豪 君	9 番	花 島 進 君
10 番	寺 門 厚 君	11 番	木 野 広 宣 君
12 番	古 川 洋 一 君	13 番	萩 谷 俊 行 君
14 番	勝 村 晃 夫 君	15 番	武 藤 博 光 君
16 番	笹 島 猛 君	17 番	君 嶋 寿 男 君

欠席議員（1名）

3 番 小 池 正 夫 君

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	先 崎 光 君	副 市 長	谷 口 克 文 君
教 育 長	大 縄 久 雄 君	企 画 部 長	大 森 信 之 君
総 務 部 長	加 藤 裕 一 君	市民生活部長	桧 山 達 男 君
保健福祉部長	川 田 俊 昭 君	産 業 部 長	高 橋 秀 貴 君
建 設 部 長	中 庭 康 史 君	上下水道部長	根 本 雅 美 君
教 育 部 長	小 橋 聡 子 君	消 防 長	山 田 三 雄 君
会 計 管 理 者	清 水 貴 君	農 業 委 員 会 長	海老澤 美 彦 君
総 務 課 長	飛 田 良 則 君	農 事 務 局 長	

議会事務局職員

事務局長 渡邊 莊 一 君 次長補佐 三田寺 裕 臣 君
書 記 小 泉 隼 君

開議 午前 10 時 03 分

◎開議の宣告

○議長（福田耕四郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。欠席議員は、3番、小池正夫議員の1名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（福田耕四郎君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付したとおりでございます。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付してあります。

◎一般質問

○議長（福田耕四郎君） 日程第1、一般質問を行います。

質問事項については、お手元に配付の一般質問通告書のとおりでございます。

質問者の質問時間、1人60分以内となっております。これは答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆様にお知らせをいたします。

会期日程の中に一般質問者の順番及び期日を定めました。したがって、今期定例会の一般質問は、本日、通告1番から5番までの議員が行います。明日は、通告6番から11番までの議員が行います。

また、会議中は静粛にお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方、ご配慮をお願いいたします。拍手等についても、ご遠慮くださるようお願いいたします。

なお、感染症予防対策のため、傍聴可能な座席数を半分に削減をさせていただいております。隣との間隔を1席ずつ空けて着席をしていただくようお願いいたします。また、手指の消毒及びマスクの着用にご協力をお願いいたします。

今期定例会の一般質問においては、密集・密接・密閉の3密を避けるため、議場の出席議

員のうち3分の1程度は原則として別室でのモニター視聴による参加とさせていただきます。

また、執行部出席者においても、議事に支障がない程度に減員して実施してまいります。
ご理解・ご協力をよろしくお願いをいたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時08分

○議長（福田耕四郎君） 再開いたします。

◇ 君 嶋 寿 男 君

○議長（福田耕四郎君） 通告1番、君嶋寿男議員。

質問事項 1. 災害時の避難計画について。

君嶋寿男議員、登壇願います。

君嶋議員。

〔17番 君嶋寿男君 登壇〕

○17番（君嶋寿男君） 皆さん、おはようございます。

17番、君嶋寿男でございます。

何年かぶりの質問ですので、緊張もしておりますし、また、初心の気持ちを忘れないようにしながら、本日の質問をしていきたいと思っております。

では、通告に従いまして一般質問を行います。

全国を見ても、2017年の九州北部豪雨災害、翌年の西日本豪雨災害、そして昨年の台風15号、19号、21号などによって、大小の河川が氾濫し、土石流等が起こり、全国各地に大きな被害をもたらしました。

一方、新型コロナウイルス感染症が拡大し、現在、地域社会に大きな影響を与えております。密閉・密集・密接の3密を避けるよう、国や自治体を中心となって呼びかけている指針であり、標語でもあります。この3密を避けながら、避難所内での同感染症拡大など、複合災害を想定した体制づくりが急務となっています。

那珂市は、那珂川と久慈川などの大きな川が流れ、人々が水害と闘ってきた長い歴史があり、市の防災対策の中で水害は特に大きなテーマだと思います。

そのような中での災害時の避難計画について質問をいたします。

初めに、昨年の台風19号による那珂市の被害状況についてお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

昨年の台風第19号の被害状況についてでございますが、まず、人的被害はございませんでした。

建物被害につきましては、住家が大規模半壊8棟、半壊が13棟、準半壊が1棟、一部損壊8棟の計30棟になっております。非住家につきましては、全部で22棟でございました。

そのほか、農業関連施設、下水道施設と農作物の被害、そして橋梁被害といたしまして、久慈川に架かる木崎橋の流失というものが主な被害でございました。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 君嶋議員。

○17番（君嶋寿男君） 木崎橋の流失により、常陸太田市側に那珂市の方が畑を所有し、耕作されている方が何名かおられます。そのような方の耕作地へ行く道、また、流失された橋の架け替えの予定はあるのか、お伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

常陸太田市側へ畑などご利用される方に対しましては、大変ご不便をおかけしておりますが、すぐ近くにあります木島大橋を使用いただいております。橋の架け替えにおいては、地域住民の皆様に説明会を実施し、その意見を踏まえて国と市で協議をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 君嶋議員。

○17番（君嶋寿男君） この橋が流れて1年近くになります。橋の架け替えについては、地域住民とよく意見交換をして進めていただきたいと思います。

次に、那珂川堤防の決壊した場所の整備状況についてどのような工事が進められているのか、進捗状況についてお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

決壊した下江戸地内の那珂川右岸、城里町側の堤防になりますが、国土交通省によりまして、護岸補強工事が完了したと伺っております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 君嶋議員。

○17番（君嶋寿男君） 了解しました。

では、昨年の台風19号による防災対策に対する反省点と今後に向けての改善点についてお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

各避難所の部屋によっては、床面の材質に違いがあり、硬くてゆっくり休んでいただけなかったという反省から、柔らかいマットを敷き、快適な避難環境へ改善すること、障害をもつ方と健常者、そして男女が同じスペースでの避難生活になってしまったことへの配慮不足の反省点から、テントやパーテーションによりまして、それぞれの避難スペースを確保し、プライバシーへの配慮をしていきたいと思っているところでございます。

また、さらなる課題といたしまして、介護が必要な方に対応できる避難所職員をどのように配置するか、そして住民自らが自身の判断で避難できる行動を取るため、訓練などにより意識の向上を図っていくことが、今後取り組んでいかななくてはならないものと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 君嶋議員。

○17番（君嶋寿男君） 台風19号での避難状況について、避難所、開設場所、並びに数をお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

開設した避難所は、中央公民館、総合センターらぼーる、ふれあいセンターよこぼり、那珂総合公園、木崎小学校体育館の5か所になります。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 君嶋議員。

○17番（君嶋寿男君） では、開設した避難所5か所での避難者数についてお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

開設した避難所5か所で169世帯、374名の避難者になります。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 君嶋議員。

○17番（君嶋寿男君） この5か所の避難所は分かりました。

では、那珂川、久慈川周辺の住民に対しての対応について質問をいたします。

那珂川、久慈川周辺の住民の避難場所はどこになりますか、お伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） まず、那珂川水系の避難所につきましては、旧戸多小学校でございます。拠点避難所として那珂総合公園があります。

久慈川水系につきましては、まず、避難所が旧本米崎小学校、横堀小学校、額田小学校、木崎小学校、瓜連小学校及び瓜連中学校になります。拠点避難所としまして、ふれあいセン

ターよこぼり、ふれあいセンターよしの及び総合センターらぼーるになります。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 君嶋議員。

○17番（君嶋寿男君） この中の本米崎四堰地区は、去年の台風19号において、深夜、避難指示を発令され、そのときの避難所はどこを開設したのかお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

昨年、19号の際の本米崎四堰地区の避難所は、ふれあいセンターよこぼりを開設しております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 君嶋議員。

○17番（君嶋寿男君） 本米崎四堰地区の住民は、避難の際、バスの手配をしたが、誰も使用しなかったと聞いておりますが、実際どのようにして地区の皆さんは避難をしたのかお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

ほとんどの方が自家用車での避難と聞いております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 君嶋議員。

○17番（君嶋寿男君） バスの手配をしている間に、皆さん自ら避難をしてしまうんではないかと思います。できれば四堰地区の方々は、近くの高台にある公民館などに避難できるような考えを持っていただければと思いますが、その点についてお伺いをします。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

議員おっしゃるとおり、近くの、特に今年はコロナの感染という関連からも、近くの避難所、そちらを優先して開けて実施していきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 君嶋議員。

○17番（君嶋寿男君） よろしく願いいたします。

那珂川、久慈川周辺で高齢者や独り暮らしの方の割合はどれくらいいるのか、伺います。

また、自ら避難することが困難な避難行動要支援者はどのくらいいるのか、お伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

我々も確認はできていないんですが、人数を申し上げたいと思います。

那珂川、久慈川両河川におきます浸水想定区域の避難行動要支援者は、神崎地区が104名、額田地区が101名、戸多地区が81名、木崎地区85名、瓜連地区245名、合計616名になります。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 君嶋議員。

○17番（君嶋寿男君） らぼ一るの避難所でお会いした門部坏地区の独り暮らしのおばあちゃんは、水戸市に住んでいる息子さんが迎えに来るのを待ってらぼ一るに避難してきたとおっしゃっておられました。

また、ほかにも、市内に住む子供さんと連絡を取りながら避難された方が数多くおりました。高齢者や避難行動要支援者の避難の仕方についてどのように対応しているのか、お伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

高齢者、避難行動要支援者につきましては、防災情報の警戒レベル3、避難準備・高齢者避難開始によりまして、一般の方より先に避難を開始となっているところでございます。

また、避難の際には、高齢者におきましては、家族と同居の場合、同居家族と避難、そして独り暮らしの場合は、地域の支援者によって避難をするというところでございます。避難行動要支援者の避難につきましては、あらかじめ定めた地域の支援者によって避難を開始するという事になっております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 君嶋議員。

○17番（君嶋寿男君） どうしてもお年寄り、独り暮らしで生活している方は、やはり子供さんとかに頼ってしまう経緯がありますので、これからやはり地域の住民、できれば地元の自主防災組織の方々との連携を取っていただきながら、お年寄りの方が避難する場合にも声かけ運動などをしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、水害時には、河川の水が避難判断水位に達する前に、避難者を受入れをしなければなりません。避難所内での新型コロナウイルス感染症対策で、密閉・密集・密接の3密を避けるための対応・工夫についてどのように考えているか、お伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

3密を避けるために、その対応といたしまして、避難所の収容人数をこれまでより少なくしまして、避難所を数多く開設するのと併せ、パーテーションやテントによる飛沫及び接触対策と換気の徹底をいたしまして、感染症対策を行い、避難所運営を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 君嶋議員。

○17番（君嶋寿男君） 県内の自治体では、一坪（畳約2枚分）の簡単に組み立てることができるテントを避難所などに準備していると伺っておりますが、当市においては準備してあるのかお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

市では、一坪のテントはございませんが、備蓄してあるものは、縦横各2.1メートル、高さが1.8メートルのテント60張り、新たに発注し、今現在、納品待ちの縦横2.7メートル、高さが1.8メートルのパーティション150張りを利用して避難所運営に当たっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 君嶋議員。

○17番（君嶋寿男君） これから台風の時期を迎え、既に9号、10号といった大型台風が発生しております。いつ避難所を開設してもおかしくない時期となりました。災害時を想定した避難所設営、感染症対策、運営訓練を、常陸太田市や太子町など、ほかの自治体は既に行っております。那珂市として職員間での訓練の計画はあるのか、お伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

避難所の運営訓練につきましては、今月30日に実施を予定しております。それに先立ちまして、避難所運営に係る職員説明会を8月26日と9月2日に実施したところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 君嶋議員。

○17番（君嶋寿男君） 8月26日と昨日、職員説明会を行ったということですが、どのような内容で実施したのか、お伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

説明会の内容は、新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営といたしまして、参集・開設のタイミングから、運営に当たっての心構え、職員の防護対策、避難所設営、受付手順、役割、室内清掃・換気の注意点等を説明いたしましたところでございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 君嶋議員。

○17番（君嶋寿男君） では、今月30日実施予定をしている訓練ですけれども、約1か月近く先の実施ですが、これは遅くないですかね。その点についてもお伺いするのと、また、30日に実施する訓練について、当日はどのような場所を使って避難者への割り振りや避難者に対してのシミュレーションを行うのか、お伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） 訓練の時期につきましては、議員おっしゃるとおり、若干遅いところがございます。これにつきましては、新たに発注いたしました避難所用の資機材の納入が間に合わず、その資機材の設置訓練ができないということによるものでございます。

そして、そのシミュレーションの内容でございますが、避難所の誘導シミュレーションといたしまして、受付や居住スペースのレイアウトを事前に決めておきまして、避難訓練の際には手指の消毒を行った後、受付で検温、健康状態を聞き取り、健康状態が良好な避難者を居住スペースへ案内する。このとき受付を行う職員につきましては、マスク、フェイスシールド、そして使い捨てのゴム手袋を着用し、感染症対策を行うところでございます。

また、受付の体調不良の避難者がいた場合は、避難してきた施設ではなく、体調不良者用の別避難所に案内、もしくは搬送するというような手順になっております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 君嶋議員。

○17番（君嶋寿男君） この避難訓練なんですが、どこの会場を予定しているかお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） 現時点ではこと決めておりませんが、拠点避難所、そちらのいずれかを利用して実施したいと思っております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 君嶋議員。

○17番（君嶋寿男君） 拠点避難所の中で、そこで実施ということですが、住居スペースのレイアウトは事前に定めてあると答弁しておりますけれども、避難所内でテントを張ったりパーテーションを設置した場合に、その避難者数がどれだけ入れるかきちんと把握しておくべきかと思いますが、その点についてもお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） まだ備品が、先ほど申しあげましたように、そろっていない状況ではございますが、そろえば、現時点では昨年の被害の避難者数に合わせた人数は収容できているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 君嶋議員。

○17番（君嶋寿男君） あと、備品の発注についてですが、やはりできるだけ早く、いつ災害は起きるか分かりませんので、発注等についても、ほかの市町村ではもう既に準備していますので、やはりそういう面についても、那珂市も早い準備体制を取っていただければと思いますが、それはこれから要望しておきます。

では、実際に避難者が避難する際に必要とするものは何か、お伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

市の備品には当然限りがありますので、災害時に避難所に避難するとき、感染症対策としてマスク、体温計、アルコール手指消毒液、スリッパを持参するよう広報等で既に呼びかけをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 君嶋議員。

○17番（君嶋寿男君） 新型コロナウイルス感染症を避けるためにも、手段として分散避難の方法もあると思いますが、市としてはどのように考えているかお伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） おっしゃるとおり、このコロナ禍の中でございますので、分散避難について、本当に避難所は感染リスクが高まるところでございますので、自宅での安全確保や知人、親戚宅への避難のお願い等を既にホームページ、回覧、広報で周知をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 君嶋議員。

○17番（君嶋寿男君） 回覧や広報での周知ということですが、まず回覧を見ていない人もおられますし、お年寄りなどはホームページを開いて見る方も少ないと思います。よく防災無線では熱中症対策など、そしてまた先日は猿の出没についても放送されましたけれども、防災無線を使った方法なども周知方法があるかと思いますが、いかがでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） おっしゃるとおり、ふだんからはそういう広報紙等で、当然そういう事案が発生しそうな場合は、防災無線等で周知していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 君嶋議員。

○17番（君嶋寿男君） よろしくお願ひいたします。

最後に、いまだ終息しない新型コロナウイルスと自然災害の複合災害発生に備え、日頃から感染防止に配慮し、従来よりも多くの避難所を早期に開設するなど、災害応急対応について、市の職員と市民が一丸となってこれから取り組んでいくことが重要だと考えております。

市民の皆様にも、日頃から災害の備えとして非常持ち出し品や先ほどの分散避難等について、近所の方々との声かけなどをしていただけるように、これから市民に強く声をかけていただく、伝えていただくことを要望いたしまして、私からの質問を終わりといたします。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告1番、君嶋寿男議員の質問を終了いたします。

暫時休憩をいたします。再開を10時45分といたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時46分

○議長（福田耕四郎君） 再開いたします。

◇ 小 泉 周 司 君

○議長（福田耕四郎君） 通告2番、小泉周司議員。

質問事項 1. 那珂市のコロナ対策について。2. 那珂市の農業政策について。

小泉周司議員、登壇願います。

小泉議員。

〔2番 小泉周司君 登壇〕

○2番（小泉周司君） 議席番号2番、小泉周司でございます。

私は今回、那珂市のコロナ対策、そして那珂市の農業政策の2点について、皆様と議論をしていきたいというふうに思っております。

今のコロナの状況、私があえて触れることもなく、日本及び世界において、コロナの状況が刻一刻と変わる中で、日本においては、第2波が若干収束に向かっているかなというようなところでございます。

そのような中で、コロナ、今後どうしていくのか。これまでの生活様式から、やはりウィズコロナで新たな認識の下に生活様式を変えていくというようなことも必要な時代になってきているのかなというふうに思うところでございます。

そのような中で、那珂市においても、これまで様々なコロナの支援策を実行していただいております。一度ここで立ち止まってこの支援策を振り返り、そしてそれを今後の支援策に結びつけていきたいというふうに考えるところでございます。

まず1点目、これまでの支援策と効果についてお伺いをしていきたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

那珂市内におきましては、4月15日に初めて新型コロナウイルス感染症の患者が確認をされましたが、その家族内での感染のみ、合計5名でしたけれども、ほかに感染は確認されませんでした。しかしながら、8月5日から「カラオケはる」関連の感染者6人、その他2人が確認をされ、合わせて13人の感染者が確認をされたところでございます。

カラオケクラスターにつきましては、他市町村の方も含め、現在14人の感染者が確認をされております。その感染者の1人から医療機関のほうへも感染が広がったというところでござ

ざいます。

その後の感染状況でございますけれども、カラオケ店利用者の感染は8月13日以降、確認はされておらず、現在のところは落ち着いているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） これまで合わせて13人の感染者、そして残念ながらカラオケクラスターが発生したということですが、現在は落ち着いているということでございます。

ここで1つ気になりますのは、私ども議員はファクスで情報をいろいろといただいております。市民の皆様には、防災無線、市のホームページ、SNSなどで情報を発信されていることと思いますが、私どもいただく情報というのは、年代と性別ぐらいのものでございます。そのファクスが届いた後に、すぐ後のNHKのニュース等を見ますと、もう少し詳細に、例えばカラオケのクラスターの件であれば、カラオケでというようなことも報道されていたと思います。この情報のずれというのは、一体どうしてなのかなと私率直に思うんです。

プライバシーの問題がありますので、全ての情報というわけではありませんが、あまり情報を小出しにし過ぎると、市民に不安を与えるという部分もあるかと思えます。せめて報道の内容と私どもにいただく内容というものが一致することができないかというところをお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の新たな感染者の状況につきましては、通常、毎日午後6時頃に、県疾病対策課が県庁記者クラブにおきまして、報道機関に発表をしております。その際、資料が提供されますが、加えて、記者からの質問のやり取りの中で、当該感染者の行動履歴、感染元等、感染者の行動履歴を追った際の情報も併せて発表しているようでございます。その内容が、即日のテレビ、ネットニュース、あるいは翌日の新聞報道等に掲載をされているということでございます。

県内各市町村におきましては、その記者発表後に感染情報がメールで届きます。その内容は、先ほど議員からありましたとおり、感染者の年代、性別等の基本情報のみでございまして、記者発表で出された内容、記者の質問、その回答の情報が県から知らされていない状況でございます。

このような状況から、報道された内容が市のホームページ等で発表しているものよりも若干詳しい内容になっているということでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 水戸市なんかは保健所も持っておりますので、市と保健所の発表というのが一緒になるのかもしれませんが、那珂市の場合には、県の保健所の発表をということ

が理解できました。

その中で、市のほうとしても、情報を小出しにと言いましたけれども、決して隠しているわけではなくて、いただいている情報は出してはいるけれども、そこに記者発表の中での発言と県からいただいている情報とのずれがあるということが理解できましたが、そうはいつでも、記者発表できることは市に伝えても私はいいいんじゃないかなというふうに思いますので、今後に向けてこのような情報のやり取りという部分は、ある程度の情報は市にもしっかりといただけるように要望等していただければありがたいなというふうに思います。

それでは次に、各種支援事業について議論をさせていただきたいと思います。

様々な支援策を実行されておりますが、まず初めに、プレミアム付商品券事業、それから交通事業者等支援事業の目的とその効果についてご答弁をいただきたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

プレミアム付商品券の事業につきましては、外出自粛などにより、落ち込んだ経済活動を回復させるため、プレミアム付商品券を発行し、市民の消費を喚起し、市内経済の活性化を図るものでございます。

市民としては、自己負担はありますが、1万円を出せば、3,000円の給付を受けるということと同等でございまして、市内の事業者としても、確実に那珂市内で消費行為が行われることから、市民と事業者の両者にメリットがある支援策と考えているところでございます。

発行する5万冊が全て使われたとしますと、市内への経済波及効果は6億5,000万円に上りまして、そのうち飲食店には1億円以上が落ちる計算となっておりますので、商品券を売り切ることができるように最大限努力して、市内の経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。

もう一つ、交通事業者等支援事業につきましては、移動自粛等により、タクシーやバスの利用者が激減する中、市民の移動手段を維持・確保するため、運行を継続したタクシー事業者やバス事業者の事業継続を支援するものでございます。

交通事業者は、市民の移動手段という公共的な役割を担っている事業者であることから、事業継続できなくなってしまうと、市民生活に大きな影響を及ぼすため、市としても事業継続を支援してまいりまして、引き続き市民が安心して暮らせる環境の維持に努めてまいるという趣旨で行っている事業でございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） プレミアム付商品券につきましては、6月の全員協議会の中でも、コロナ対策として私も実施を求めてきたところでございますので、そのような意味においては、今回実施されることが決まったことは、大変私もうれしく思います。

若干つけ加えるならば、もう少し早くやってほしかったなというところは非常に強く思い

ますが、いずれにしても、このような形で実施していただけることは、一定の評価をしているところでございます。

それから、交通事業者、やはり私は今後、高齢者の市民の足の確保というところは非常に重要なテーマになってくるというふうに思っております。その中で、当然、デマンドタクシーとかバスとか、新たな交通手段の確保というものも必要ですが、まずそれと一緒に既存のものをしっかりとなくさない、確保していくということも非常に大切なことだろうなというふうに私は思います。

その意味においても、このような交通事業者等への支援をしっかりと、那珂市として市民の足の確保という意味からしていくということも私は非常に有意義な政策の一つかなというふうに思っているところでございます。

続きまして、給付関連になります。こちらにつきましては、先日の全員協議会でご説明をいただきましたので、改めてのご説明は省略をさせていただきますが、特別給付金等、99%終了しているということで、短期間で職員の皆様方には大変苦労をされた中で、いろいろとご尽力されたことと思います。本当にありがとうございます。

ただ、今回の給付事業の中でも、いろいろマイナンバーのことであったりとか、いろいろ感じたその課題とかそういったものは必ずあると思いますので、そのあたりはしっかりと振り返っていただきまして、それを踏まえて今後の政策に生かしていただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

ただ、給付事業についても、一点だけちょっと言わせていただきますと、特別給付金は4月27日の基準日でお子様が生まれているということが条件になります。そうなりますと、それ以降のお子様には10万円給付されないということになりますが、那珂市としてこのあたりのお子様に対しての対応というのはどのように協議されたのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

国の特別定額給付金につきましては、全国に緊急事態宣言が発令されていた中で、多くの方が仕事が休業となったり、外出が自粛になったりと、国民生活に大きな影響が発生していたことから、家計への支援を行うため、国が定めた基準日である4月27日時点の方に対して支援されたものでございます。

市としましては、基準日以降に生まれた方と、既に大きな影響を受けた方々とを同じ扱いにすべきかどうかという視点や、今まさに経済的被害を受けている方々を優先すべきではないかなどの視点で検討を重ねた結果、4月28日以降生まれの方は、プレミアム付商品券1冊の無料配布という形での支援をしていくということでさせていただいたところでございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 検討してプレミアム付商品券を無料配布ということですから、何かし

らの手だてはしていただけるということになります、これは考え方なんだと思います。生まれた子供に支給をするのか、生まれた子供ですから、当然それを育てる親に対して給付するのかという考え方によって、若干結論は変わってくるのかなというふうに思います。

既に大きな影響を、また経済的被害を受けている方が優先すべきということですが、もちろん赤ちゃんにということになれば、それは該当しないとは思いますが、それが保護者に対してということになりますと、この要件も当てはまってくるのではないかなと私は思います。ですので、私としては給付すべきだったんじゃないかなということは思いますが、いずれにしても、プレミアム付商品券ということになりましたので、そうなりますと、10万円と1万3,000円という金額が若干私は気になります。あまりにも開きがあり過ぎるんじゃないかなというふうに思うんですが、この部分、1万3,000円にとどまらず、もう少し上乗せして支援ができないかということをご検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

県内の市町村の対応状況を見ますと、国の定額給付金の額と同じ10万円を支給するケースも増えつつあるということは承知をしております。市といたしましても、例えばこの商品券の無料配布、先ほど1冊とお答えしましたが、こちらを増やすことができないかどうかというのを検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） ありがとうございます。

ぜひとも前向きに検討していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、続きまして、商工業者への支援を見ていきたいというふうに思います。

こちら先日の全員協議会の中で説明を受けておりますので、細かい説明は省略をさせていただいて、私1点気になりますのは、様々な政策を行って、実際に商工業者がどうなっているんだという点でございます。例えば倒産や閉店があったのかないのか。そしてそのような状況を市としてはどのように把握をしているのか、その点についてお答えをお願いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

市内事業所の状況につきましては、市商工会に確認を行っております。また、市のよろず相談事業におきまして、企業支援、コーディネーターが市内事業所を訪問しておりますので、その際に聞き取りを行い、それぞれの状況を把握しつつ、併せて市の各種支援制度の周知を行っているところでございます。

なお、現在のところ、市内事業所の倒産や閉店の情報は上がってきてはおりません。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 市内事業者の倒産や閉店の情報が入ってきていないということですから、各種政策も効果を上げているのかなというふうには思います。

私は市内の状況をしっかりと把握していく、非常に大事なことだというふうに思っています。その一つがやはり商工会を通してということになると思いますが、また、那珂市の場合には、よろず相談事業の中で企業支援コーディネーターさんが、コロナの前から企業を回って関係づくりをしていたということ、このことは私非常に大きいなというふうに思います。コロナになってから対応するのではなくて、那珂市の場合には、そのような相談事業があって、市内の事業者から直接商工会を通さずに、市も情報をつかめる体制があったというのは非常に重要なことだと思いますし、情報の把握については、引き続きしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

ここまで支援策、いろいろ見てきましたが、現金を給付するものばかりではございません。那珂市としては、他に先駆けたといえますか、独自の支援策もありました。ドライブスルーいい那珂マルシェ、地域おこし協力隊の発想で職員もそれをサポートする形で、皆さんで形にいただいたものです。

私はこのような現金ばかりではなくて、そういう販売の方法で支援するとか、そういったことって非常に大事だと思っています。若干ドライブスルーいい那珂マルシェを知らないという方もいるかもしれないので、説明させていただきますと、最初は中央公民館の駐車場を使いまして、コロナ対策として対面ではなくて、車に乗ったまま野菜が買えるということでした。そのボックスについては、フェルミエ那珂の皆さんが用意していただいて、フェルミエ那珂さんもしっかりとした量をコロナの中でも売ることができたと、私は非常にいいことだなというふうに思っているんですが、この効果とはどのようなものがあったのか、改めてご回答をお願いします。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

これまで行ってまいりました対面式のマルシェに比べ、購入者のほうも増えまして、客層についても、30代から40代を中心とした若い世代に那珂市の農産物を知っていただくよい機会となり、生産者のほうからも、新たな販売形式によるビジネスチャンスを得たなどの声をいただいております。

また、購入された方はアンケートを行っており、対面方式のマルシェについて、大半の方から、また参加したいという回答をいただいております、好評を得ております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） すばらしい成果を上げているんじゃないかなと私も思います。ぜひともこのような新たな発想とか取組、大変だと思いますが、そういった発想があった場合には、潰すことなく、皆さんでチャレンジしていただくということを今後も続けていきたいと思い

ますし、このドライブスルーいい那珂マルシェも多分形を変えながら発展していくことと思いますので、非常に期待しておりますので、今後とも頑張っていただきたいというふうに思います。

続きまして、学校教育関係でご質問を続けさせていただきます。

私、6月でこれも要望させていただきました。夏休みの給食及びそれを無償化にしてほしいということで強くお願いをいたしたところでございます。実際に夏休みが終わりまして、給食実施の状況、それから児童や保護者の反応等ありましたらご答弁をお願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答え申し上げます。

夏休みの短縮により授業日となりました期間には、学校給食センター及び事業者への外注により給食を実施いたしました。

児童・生徒にとりましては、給食を取ってから下校することで、体調面の安全確保が図られたものと考えております。また、保護者にとりましては、ご家庭で昼食を準備する負担のほか、全額市費により給食が提供されたことで、経済的にも負担軽減が図られたものと思っております。

外注によるお弁当も、量や味など評価に個人差はあるにしても、おおむね好評に受け止められたものと考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 小橋部長、初答弁ありがとうございました。

4月に部長になられて、ここまでしっかりと、やっぱりコロナ対策をやってきたという自負がこの答弁にも表れていたように思います。

私も様々に保護者の方から、よかったという声をいただいておりますけれども、まさしく給食センターが稼働しないと、いろいろな障害があった中で対応していただいたなというふうに思いますので、本当にありがとうございました。

また、学校関連に関して言いましては、タブレットの配布も大きな事業の支援策の目玉になっているかなというふうに思います。この進捗状況についてどのようになっているか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答え申し上げます。

GIGAスクール推進事業におきまして、児童・生徒1人1台のタブレット端末の整備を進めておるところでございます。端末の調達方法につきましては、スケールメリットが生かされることから、茨城県の共同調達に参加する方向で考えております。

今後、県から示される仕様書の内容を踏まえまして、最終的に共同調達への参加を判断いたします。参加した場合には、10月以降に端末購入の契約、その後、順次納品というスケジ

ュールになります。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 現在の状況は分かりましたが、どうも私はタブレットが配布された後のイメージというのがつかみにくい状況がございます。もし3か年でやるところ、前倒しで大分急いでやっている部分もありますので、学校の先生等も苦勞されているとは思いますが、そのような状況等を想定して、今後どのように運用されていくといえますか、どのようなことを想定されているのか、そのあたりお聞かせ願えますでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答え申し上げます。

今後につきましては、年次的に活用、時間の拡大を図りながら、教育コンテンツの導入や課題の配信など、家庭学習のオンライン化、不登校児童・生徒への学習支援といった日常的な活用はもとより、今年度の臨時休業のような緊急事態における学習機会の確保などに幅広く活用してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 整備することよりも、運用のほうが大切なことだと思います。そのあたりは配備は決まっておりますので、運用に向けてもいろいろな部分で想定を行いながら、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

ここまでコロナの支援策とその効果について質問させていただきました。ここからは今後の支援策についてお聞きしていきたいというふうに思います。

コロナの状況で市役所の閉鎖なんていうこともほかの市町村ではありました。昨日の報道では、笠間市役所で、下水道課でしたかね、1つの課が感染者が出たということで、自宅待機というようなことも出ておりました。

そのようなことを考えますと、やはり市役所も今までのとおり仕事をしていればいいということにはならないんだろうなというふうに思いますし、その備えは組織としてそういうことに備えておくということは、やはり非常に大切なことなんだろうというふうに思います。

そう考えますと、柔軟性のある勤務体制ということになってくると、やはり分散勤務やテレワーク等を考えていかなければいけない。そしてその場合には、同時に、ネットワークの整備等も必要になってくるというふうに思っておりますが、分散勤務等の考え方、そしてネットワークのウェブを活用する必要性を感じていらっしゃるかどうか、その点について答弁をお願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（加藤裕一君） お答えいたします。

ただいま議員がおっしゃるとおりのことだと思います。新型コロナウイルス感染のリスク

低減のためには、可能な限り人と人との接触回数を減らすことが有効な手段だというふうにも思っております。

市役所内部の会議におきまして、勤務場所をふれあいセンターなど市内の各施設において分散勤務を実施した場合、オンライン会議などを利用することで、職員間の接触機会を軽減することに有効な手段になるというふうに思っております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 職員間の接触機会を軽減することに有効な手段と考えているということでございますので、やはりそうなりますと、そのネットワークの整備ということも考えていかなければならないと思いますが、そのあたりの整備状況の進捗というものはどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

5月の専決処分で、業務継続ICT環境整備事業を予算化いたしました。これは外部とのウェブ会議のほか、分散勤務やテレワーク勤務、市役所内部のオンライン化に必要なICT環境を整備するものでございます。

具体的な運用としましては、外部とのウェブ会議がインターネット接続により利用しますが、それ以外の分散勤務やテレワーク勤務、内部のオンライン会議につきましては、個人情報や機密情報等も含んだ業務や資料を取り扱うことも想定されることから、通常勤務と同様にインターネットから分離された高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク上で運用することとしております。

行政専用のネットワークは、本庁舎や瓜連支所のほか、中央公民館等々主な公共施設に整備をしている最中でございますから、必要に応じて分散勤務等を行い、市の行政機能を維持する業務を継続してまいりたいと考えております。この事業につきましては、現在、継続・整備中ということでございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 分かりました。

整備中ということでございますけれども、今お答えいただいた中に、行政専用のネットワーク、これは一般にはなかなかなじみのないものだと思いますが、LGWANと言われるものだと思います。これは確かにセキュリティは高いです。ただ、使い勝手は非常に限定されるということも事実かというふうに思います。

私は、コロナのこの状況で求められていることは、ある意味柔軟な対応だと思うんです。そのときに、このネットワーク環境も、ある意味外部環境を積極的に利用する、このことも選択肢として必要なんだと思うんですよ。LGWANも整備する、外部環境のネットワークも整備するということがやはり必要なんだと私は思います。そうすれば、例えば自宅待機に

なっても、部長は家から部長会議に参加できる、もしくは出張先からも参加できる。災害時に関して言えば、災害現場から参加できる。災害現場の様子を見ながら、集まっている部長たちが指示を出せる、そんなことも想定しておく必要が来ていると私は思っております。

したがって、今現状で整備は進んでいるということでございますが、できればそれに併せて、私が今申した外部環境のネットワークを利用した業務を止めない工夫というのも、これは必要だと思いますので、ぜひとも検討のほどよろしく願いいたします。

続きまして、次の支援策としまして、私はこれも6月の全協の中でお話させていただきましたが、水道料金の減免、減免というのは無料ということになりますが、そちらもお願いしたところでございます。残念ながら、今のところ実現には至っておりませんが、水道料金の基本料を2か月無料にさせていただくことで、水というのは誰にとっても必要なものですから、そういったものを等しく減免することで、非常に大きな効果を私は上げる、大きな支援策の一つになると考えておりますけれども、まずもってこの基本料を2か月減免すると、いくらぐらい必要なのか、お伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 上下水道部長。

○上下水道部長（根本雅美君） お答えします。

市の独自支援事業により、水道基本料金の減免を検討した際の試算額でございますが、2か月分で約7,700万円となります。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 7,700万円ということで、金額は分かりました。だとしても、私は生活に直結する、そして公平な支援策として実施すべきだというふうに考えますが、この基本料金、水道料金の2か月の減免、無料化、実施していただけないでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 上下水道部長。

○上下水道部長（根本雅美君） お答えします。

国の緊急事態宣言、県の緊急事態措置を受けまして、市の独自支援事業について、水道基本料金の減免または猶予について検討をいたしました。その結果、当市におきましては、新型コロナウイルス感染症による市民生活の影響は否定できないものの、減免を行った場合の今後の影響や他の対策への影響を考慮しまして、水道料金の支払いまでの期間を猶予するという取扱いをしたところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 今後の影響、他の対策への影響ということでした。この部分、どのような影響なのか、もう少し詳しくご回答いただけますでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 上下水道部長。

○上下水道部長（根本雅美君） お答えします。

料金を減免した場合の具体的な今後の影響でございますが、給水に要する経費は減免をしても、営業経費はかかりますので、今後の公営企業の経営に影響を及ぼすことが上げられます。

また、他の対策の影響につきましては、市の独自支援事業をいろいろ検討した際、ほかの事業との優先順位や費用対効果等を考慮したところでございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 水道会計、別でございますので、当然、水道会計の中だけで7,700万円を負担するというのは大変なことかと思えます。ただ、市が繰入れしていただければ、実現可能じゃないかなと私は思います。

また、ほかと比較してということですが、これは市できちっと判断をされてそのような結果になりましたので、これ以上強くは言いませんが、私はほかの事業と比べても、優先順位や費用対効果が低いというふうには考えておりません。ただ、考えなかったわけではなくて、しっかりと考えた末の結論だということは分かりましたので、今回はこの質問はこれで終わりにさせていただきたいと思えます。

続いて、これまでとは違った視点から、支援策を一つお願いしたいと思えます。

これまで市では、お祭り等が中止になっておりますし、今後も開催の見込みが立っていないというか、中止が決まったものがございます。そうしますと、私はお祭りって必要だと思うんですね。市民がやっぱり楽しい気分になるとか、元気が出るという政策が必要だと思っています。

コロナで全部が中止というか、ある意味コロナでもできることを考えていく必要があるんだろうと私は思います。なかなか難しいところはあるんですが、例えばイルミネーションなんというのも一つの市民に元気を与えるような支援策の一つに私はなるんじゃないかというふうに思うんですが、そのようなことについて今後、実行することができないか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

市では、新型コロナウイルス感染症に関し、個人や世帯、事業者等へ向けた生活や事業に係る直接的な支援策を講じてまいりました。一方、これまで市や団体が開催してきた各種イベント等については、軒並み延期や中止にせざるを得ない状況となっておりまして、市民生活に様々な面で影響が出ているところでございます。

このような中、全国的には、花火業者によるコロナ復興を願う打ち上げ花火の大会ですとか、ブルーインパルス of 医療従事者等に対する感謝・応援フライトなど、少しずつではありますが、元気や勇気を与えるような取組も見え始めているところでございます。

本市におきましても、感染症対策に十分に配慮する必要はございますが、議員提案のイルミネーションを含めた市民に元気や勇気を与えることができるような事業について、支援策

について、今後こういった形がいいか、こういった開催が可能かについて検討してまいりたいと考えております。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 私、イルミネーションというのは例えで出ただけですので、プロジェクトマッピングとか、ライトアップとかいろいろな形があるかと思います。その部分については、職員の皆様の知恵で何かしら考えていただければいいんじゃないかなと思いますが、趣旨としましては、そのような、今まではどちらかというと市民生活に直結する部分で、現金給付をしたりとか支援を行ってきましたけれども、この時期になりますと、そこから違った形で、気持ちの部分といいますか、元気を与えるとか、市民に活気を取り戻すというような支援策が必要になってきた時期だと私は思いますので、この部分についても真剣に検討していただきまして、今私は前向きに答弁いただいたというふうに捉えておりますので、ぜひともよろしく願いいたします。

コロナ対策については、以上で質問の項を閉じたいと思います。

続きまして、那珂市の農業政策についてお伺いしていきたいというふうに思います。

まず現状について、那珂市の農業就業人口と作付の状況についてお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

那珂市の農業就業人口につきましては、5年ごとの農業センサスの数値となりますが、平成17年が3,537人、平成22年が2,813人、平成27年が1,915人となっております。

作付の状況でございますが、水稻・陸稲が約7割、次いで、豆類・麦類がそれぞれ1割、その他の作物という状況になっております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 分かりました。

2005年から2015年の10年間で1,622人の減少、これは非常に大きい数字だなというふうに思います。半分までとはいきませんが、かなり大きな数字だと思いますし、多くの方が離農されているということが分かりました。

それから、やはり那珂市の農業は水稻が7割ということで、稲作農家の方が多いんだなということも認識をいたしました。

続きまして、新規就農者の状況についてお伺いします。

新規就農者、どの程度毎年いらっしゃって、また、その農家さんはどのような作付をされているのか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

本市の新規就農者でございますが、平成28年度が2人、29年度も2人、30年度が5人と

なっており、近隣市町村の東海、城里、常陸太田市ともほぼ同数となっております。

新規就農者のほとんどの方が園芸作物であるネギ、キャベツ、サツマイモ、トウモロコシなどを作付し、就農されている状況となっております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 新規就農者については、28年2人、29年2人、30年が5人、3か年で9人。1個前の質問で、10年で1,622人、当然10年と3年の違いはありますが、離農者に比べて新規就農者はかなり少ないんだということが数字上からはっきりと分かると思います。

また、そのほとんどが園芸作物ということで、水稻、米作りが7割ある中で、園芸のほうに就農の方はいるが、やっぱり稲作のほうはなかなか厳しいという状況があるのかなというふうに思っております。

続きましての確認は、市内における農地の面積と、また、その中で遊休農地の面積がどのくらいあるかということでございます。この点についてお答えをお願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（高橋秀貴君） お答え申し上げます。

市の農業委員会で把握している遊休農地の面積でございますが、全体農地面積は約4,450ヘクタールで、遊休農地は、平成29年は154ヘクタール、30年は142ヘクタール、令和元年は139ヘクタールとなっております。

なお、雑草が繁茂している農地や作付をしていないが保全管理を行っている農地、いわゆる不作付地を含めた面積については把握をしておりませんが、この面積を加えた場合は、増加傾向にあるとは思っております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 4,450のうち139ということですから、3%ちょっとということになるかと思います。3%ちょっとというと、意外に少ないなというふうに思うんですが、139ヘクタールという数字を考えますと、これもやはり非常に大きな数字なのかなというふうに思います。29年から30年、令和元年と、若干ですが、遊休農地は減っているということで、市のほうの対策等も効いていることかなというふうには思いますが、いずれにしても、139ヘクタールという数字は非常に大きい数字でありますので、この部分についてこのままでいいというわけにはいかないのかなというふうに認識をしたところでございます。

続きまして、那珂市内の直売所の状況をちょっとお聞きしたいと思います。

私、直売所というのは、ただ単に農家さんが販売するというだけではなくて、特に零細農家、小さい農家、おじいちゃん、おばあちゃんがやっているような、農家さんが売る場所として、そして売って現金収入を得られる場所として、やっぱり作物を作るための1つのモチ

バージョンになっているんじゃないかなというふうに思うんですね。そう考えますと、私はこの農産物の直売所というのは非常に那珂市内の大切な施設だろうというふうに思うんですが、那珂市内の直売所、何か所ぐらいあって、その経営状況がもし分かれば、分かるところで結構ですので、お答えをいただきたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

市内の直売所の状況でございますが、市内には、とんがりはっと、ふれあいファーム芳野、J A常陸那珂直売所、サンファームなるみの4つの直売所がございます。そのうち、売上げを把握しているところでは、とんがりはっとの年間販売高は約1億600万円、ふれあいファーム芳野の販売高は約5,000万円というふうになっております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 市内4か所に直売所があつて、経営状況が分かるところが2か所、それぞれにしっかりと売上げを上げて運営されているということが分かりました。

ここまで現状についていくつか質問をさせていただいて、その中で、やはり就農人口は確実に減っているんだなと。その上で、新規就農者は少ない状況にあるなと。新規就農者については、稲作というよりは、園芸のほうに皆さん向かっている。

そして、遊休農地についても、様々な取組の中で一定の成果を上げているんでしょうけれども、まだまだ139ヘクタールという大きな数字が遊休農地として存在しているということが分かりました。

また、市内の直売所もしっかりと4か所運営されているということが分かりましたので、ここからは次の質問に移りまして、課題と問題点を共に認識をさせていただきたいと思いますので、質問を続けさせていただきます。

まず、就農人口がここ10年でかなり減っているということが、先ほどのご答弁の中から分かりました。では、その減っていることには理由があると思うんですが、現在の那珂市の農業が抱える課題や問題というものは、市としてはどのように捉えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

日本の農業全体としても課題と考えられておりますが、本市におきましても、農業就農人口の減少及び高齢化による担い手の減少が課題として上げられております。

高齢化した農家では、後継者が不在であれば、農業をやめてしまうことになってしますので、結果的に農家の数が減少してきているという状況となっております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 農業就農人口の減少、高齢化による担い手の減少が課題だということでございます。日本全体の問題だと思いますが、那珂市においても同じ状況が見られるということかと思えます。

続きまして、新規就農者についてお聞きします。

こちらのほうも他市町村と比べて決して劣っているわけではないということですので、那珂市が特別何かをしていなくて低いということではないと思いますが、現状としてなかなか新規就農者がいらっしゃらないということも事実かと思えますので、新規就農の際のハードルみたいなもの、なぜなかなか就農していただけないのかというところは、市として現状認識、どのように捉えていらっしゃるか、お伺いしたいと思えます。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（高橋秀貴君） お答え申し上げます。

独立しまして農業者になる場合には、施設や機械を購入するための資金や、肥料や農薬を購入するための運転資金が必要となります。また、農地と作業場や機械、資材などを置いておく場所の確保、生産技術の習得や販売先の確保等も必要不可欠となります。

このような初期投資と、収益が出るまでに時間がかかる点が、農業経営の新規参入者にとって課題というふうには考えています。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） ポイントは、初期投資と収益が出るまでに時間がかかるということなんでしょうか。作る作物によっても、そこは状況は違う部分はあるとは思いますが、稲作農家で考えますと、初期投資としては、最初に田植え機、トラクター、コンバインというのは最低でもそろえなきゃいけないという状況があるかと思えます。かなり金額は高額になる。

さらに言えば、春に田植えをして秋に収穫をして、それが売れて現金化されるまでに相当期間があるなというのは、私も思うところがございます。そのような状況もあって、その就農者がなかなかいない、特に稲作で新規就農者が少ない。今のところいないのか少ないのかははっきりはしませんが、そのような状況があるのかなというふうに思っております。

課題や問題点について、離農者が多い、そして新規就農者が少ないという部分で、具体的に私もイメージした部分がございますので、次の質問に向けて考えていきたいと思えます。

その前に、もう一点、市が関与している直売所としてとんがりはっと、それからふれあいファーム芳野があると思えますが、こちらの直売所の今の抱えている問題点等を認識しておりましたら、お伺いしたいと思えます。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（高橋秀貴君） お答え申し上げます。

直売所の運営については、組織や出荷者の高齢化や大型店舗の台頭やスーパーの進出によって客数のほうが減少しつつあり、慢性的な人材不足、出荷量の減少等も上げられておりま

す。また、消費者ニーズの多様化に伴う季節ごとの商品の取りぞろえ等の課題もございます。

両施設とも開設から10年以上が経過し、固定客層の高齢化等が収益減に影響してきているのかなというところも考えられております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 人材不足、出荷量の減少、収益減ということで、先ほど数字聞いて1億600万円と5,000万円でしたかね、私なりにしっかりと運営されているなというふうには捉えていたんですが、収益減に直結しているということです。かなり減っている状況なのかなということが今想定されますが、そうなりますと、直売所を継続していくという部分で、若干心配になってくるんですが、そのあたり、市のほうとしては、直売所への指導等というのはこれまでどのようにされてきたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、直売所については、生産者と消費者が直接交流することができる、販売形態など今後の那珂市として地産地消を進める中においては、重要な拠点であるという認識はあります。

とんがりはっと、ふれあいファーム芳野につきましては、茨城県の6次産業化ネットワーク活動事業を活用し、専門家のほうを派遣してもらい、売上げ向上のためのコンサルタントを受け、ポップ、宣伝広告等ですか、陳列など、売上げ向上に関する改善のほうを実施したところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 今までもしっかりとサポートをしていただいたということだと思います。ただ、実際には、収入減ということ、収益減ということもあるようですので、やはり継続してサポートのほうをお願いしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

ここまで課題や問題点を見てまいりましたが、最後に、現状、課題を捉えた上で、今後の支援策について私なりにいくつか提案をさせていただきたいというふうに思います。

まず1つ、農作物の販売としてどこを見るかというのはあるんですが、私は地域循環ということは今後非常に大切になってくるんだろうなというふうに思うんです。そのことを考えたときに、新たな作物の生産とか販路拡大ということが必要になってくるかと思うんですが、市内や近隣、消費者が那珂市内で那珂市のものを那珂市民が食べる、もしくは事業者であればもう少し広げて、那珂市の近隣の方が那珂市の農作物を使って何かを作るといようなことが今後は必要になると私は思っておりますし、そのような部分で、農業政策については支援をしていただきたいというふうに思っているんですが、消費者の出口の見える、要

するに作った方が出口の見える作物を作っていただくということを推奨していただきたいというふうに思うんですが、その点について考えをお聞かせください。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（高橋秀貴君） お答え申し上げます。

現在、那珂市の代表的な農作物であるカボチャの生産振興に取り組むべく、生産者やＪＡと連携し、「那珂のかぼちゃブランドアッププロジェクト」を立ち上げ、カボチャペーストをはじめ、新たな加工品づくりのほうを進めているところでございます。

カボチャのペーストは、市内外の菓子店や料理店からの需要も高く、今後も取引増が見込まれることから、プロジェクトにおいて栽培講習会や目ぞろえ会などを開催し、年間を通して販売できるかぼちゃのまち那珂としての生産体制の確立を目指して、品質向上に取り組んでいるところでございます。

また、県やＪＡ、商工会、実需者、こちらは那珂市の野菜を必要とするバイヤー等ですが、こちらを一堂に会したマッチングフェアを開催し、新たな販路の拡大を図るなど、安定的な農産物の生産支援に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○２番（小泉周司君） カボチャのブランド、これまでは那珂かぼちゃ、食すという部分でやってきましたけれども、カボチャのペースト、需要があるということで、そちらにも目を向けていただいて、そのような取組が始まっているということ、私は有効な政策の一つだと思いますので、引き続き進めていただきたいというふうに思います。

また、これは私の勝手な意見ですが、那珂市内、パン屋さんも多いと思うんですね。例えば小麦なんかも、友人のパン屋さんからは那珂市産の小麦があったらいいなんていう話をされるんですが、そのようなことも考えられるのかなと思います。ただ、実際にパン用の小麦って難しいらしいんですね。その場合には、チャレンジする農家さんに支援をするというようなこと、２年、３年と決めて支援をして、駄目ならしょうがないんですが、それを事業に結びつけば、そこからは自立してやっていただくというようなことも、私は有効な手段かと思しますので、ぜひともそのようなことも考えていただきたいと思います。

さらにもう一点、畑作ばかりではなくて、やはり先ほどから、稲作が中心なだけけれども、離農者がいて就農者も少ないという状況がありますので、ぜひとも稲作農家に対する支援、既存のところはほ場整備とか規模を大きくしていくということになってくるんだと思いますが、そうじゃなくて新規就農の場合の支援なんていうのも、しっかりと私は取り組んでほしいなというふうに思うんです。その中で、一つの形として就農支援センターのようなものがあると思うんですが、それについて現状の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

新規就農者につきましては、農政課のほうが窓口となり、茨城県やＪＡと連携し、情報の共有を図りながら、一元的な相談体制を取っており、議員のおっしゃる就農支援センター的な役割を果たしているとは思っております。

また、就農相談会議を茨城県や関係機関と緊密に連携して開催し、有益な情報の提供を行うとともに、既存の生産者組織との交流によるサポート体制を取るなど、新規就農者が孤立することのないよう支援を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○２番（小泉周司君） 就農支援センターの機能を果たしているということで、確かに一部の機能は果たしているのかなというふうに思いますが、これが全てではないと思いますので、さらに機能を拡充していただければよろしいんじゃないかなというふうに思いますし、このあたりはある意味大きな視点で考えれば、地方創生で今移住者を増やそうというふうにやっていますけれども、農業者をターゲットにして、農業の就農パッケージみたいなもので、例えば市がやめる農家さんから中古の農機具を借り受ける、もしくは買い受けてパッケージとしてすぐに就農できるようなものをそろえておくとか、そして空き家に入っていただくとか、何かほかの結びつきも考えられるのかなというふうに思います。

農業ということだけではなくて、そういった横展開を図ることで、もう少し大きな視点でこの農業の就農というところも考えていただけると、私は非常に効果が高くなってくるのかなというふうに思いますので、ぜひともこの点もお願いしたいというふうに思います。

また、先ほど私、稲作農家はある程度集約していったって、ほ場が大きくということですけども、なかなかほ場が大きくといっても、土地改良等、ほ場整備はお金がかかりますので、大変なことかと思えます、耕地面積はきちっとした農地を大きくしていくという作業は。であれば、ある意味くいを抜かせていただいて、２筆を１筆にさせていただくということでも有効な手段だと思うんです。ほ場整備に比べれば、十分に安価でそういう政策を取れるというふうに思うんですが、そう考えますと、くいを取る代金、もしくはくいを戻すときの補助みたいなものができれば、その１筆が大きくなって、今集約されている農家さん、農機具が大型化されていますので、非常に作りやすいんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、境界ぐいを取り払い、大型機械を導入することによる農地の集約化は、耕作者の作業効率や収益向上を図る上では効果的であるとは考えております。

しかしながら、土地所有者としては、将来、境界の復元に際し、トラブル発生への懸念が残るなど、耕作者と土地所有者間の考え方に相違があることも事実でございます。

境界につきましては、個人の財産問題に大きく関わることや、復元には多額の費用がかか

ることから、現時点におきましては、市から助成等の支援を行うことは難しいかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 短期的な視点から見れば、そうなるだろうということにはなりますが、長期的な視点で見れば、そういった政策も必要だと思いますし、ある意味は場整備に代わる対策として有効かもしれませんので、ぜひとも検討のほうは引き続きしていただければなというふうに思います。

最後の質問になります。

先ほどから聞いておりました、最後、直売所です。直売所を今後、サポートをどのようにしていくか。そしてもう一つ、道の駅が今回全協の中で出てくるとお聞きしておりますので、その部分については聞きませんが、芳野の直売所については非常に影響を受けるんじゃないかと思うんですが、そのあたり含めて今後の直売所の運営についてご意見をお願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

直売所につきましては、生産者と消費者が直接交流することができる販売形態など、今後の那珂市として地産地消を進める中においても、大変重要な拠点であると認識しております。直売所機能強化のため、消費者ニーズに対応した多様な農産物の生産を図り、消費者との交流とPRで消費拡大に努めているところでございます。

今後も市の農産物を積極的に活用する事業者と連携し、商品拡大と売上げ向上を目指すとともに、顧客層の掘り起こしやブランド野菜の確立を図ってまいります。

開会日に市長のほうで報告しました道の駅の整備構想では、農産物のほうの直売所の機能等も想定されており、農産物の販売拡大には拠点となる施設であるというふうには認識しております。候補予定地のほうが芳野地区ということで、今後、様々な検討が進む中で、関係者や地元の方々との協議というものが必要となってくるというふうには思っております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 小泉議員。

○2番（小泉周司君） 同じ地区に2つできれば、どちらかが影響を受ける、どちらかというか、新しく規模の大きいほうはいいでしょうけれども、影響を受けるのは必須かなと思いますので、今からそのあたりを想定した上で、いろいろなご指導を続けていただければありがたいなというふうに思うところでございます。

今回の質問、いくつか私なりに、コロナの支援策、そして農業に対する支援策を、現状認識を捉えながら発言をさせていただきました。前向きに答弁をいただいたもの、なかなかこれは難しいなと思うもの、様々ございましたが、今後ともよろしく願ひいたします。

以上で質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告2番、小泉周司議員の質問を終了いたします。
暫時休憩をし、再開を13時といたします。

休憩 午前 11時47分

再開 午後 1時01分

○副議長（木野広宣君） 再開いたします。
本席を議長と交代し、引き続き議事を行います。

◇ 寺 門 厚 君

○副議長（木野広宣君） 通告3番、寺門 厚議員。

質問事項 1. 新型コロナウイルス感染拡大防止の対応について。2. 環境問題について。
3. 少子化対策について。4. 小中一貫教育について。
寺門 厚議員、登壇願います。
寺門議員。

〔10番 寺門 厚君 登壇〕

○10番（寺門 厚君） 議席番号10番、寺門 厚でございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。

最初の質問は、新型コロナウイルス感染症に対する市の対応についてでございます。

午前中、君嶋、小泉両議員からも一部質問が出されておりますので、重複しないように質問についてはさせていただきたいと思います。

午前中もありましたけれども、本市では、新型コロナウイルス感染者が4月に5名確認された後は感染者はずっと出ておりませんでした。ところが、さる8月上旬に本市においても新型コロナウイルス感染症のクラスター発生がありました。

それでは、このクラスター発生に対し市はどう対応したのか伺います。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症のクラスターにつきましては、感染の拡大を最小限に抑えるため、小規模なクラスターが次のクラスターを生み出すことを防止することが重要となっております。

那珂市で発生したクラスターにつきましては、まず、県においては、知事の記者会見によ

り昼カラクラスターの発生を公表するとともに、ひたちなか保健所において、7月18日から31日までの利用客を調査、あるいは自らの申告に基づきPCR検査を実施いたしました。あわせて、約50名に及ぶ濃厚接触者の検査も行ったところでございます。

市としましては、県と同様に市のホームページで店名を公表しまして、市民の皆様の不安解消、あるいは利用された方に申出を促そうと皆様へ情報提供をいたしました。店名を公表したことによりまして、心当たりのある市民の方から数件の問合せをいただき、ひたちなか保健所へ連絡されるようにお伝えをしたところでございます。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 私の地元でのクラスター発生でございましたので大変驚きました。そして、対策についてどう取り組んでいけばいいのかなというのを非常に考えたところでございます。地元の自治会等に聞きましても、やはり拡大を防ぐにはどうしたらいいのというところがありましたので、健康推進課に相談をしましたけれども、やはり妙案といえますか、基本原則、3密を避ける、小まめな手洗い、マスク着用ということで、この徹底をしてくださいという話でございました。

このクラスター発生については、具合が悪いのを知っていて、歌謡指導の先生が来られたということもありまして、本人が気がつかなくても感染を拡大させているという事実がありますので、今後本市においても密集場所、学校、会社等でのクラスター発生が予想されます。クラスター発生防止策をどのように考えているのかお伺いいたします。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

クラスターの共通点は、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間、それから、人と人が接触するおそれが高い場所で発生しているということでございます。

まず、一人一人がマスクの着用、小まめな手洗いなどの感染予防策を取っていただくということ、そして何よりも、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団となることをできる限り避けていただくことが第一というふうに考えております。また、イベント等を開催する場合は、来場者への感染予防策の周知徹底と人数の制限、十分な換気など、実施方法を工夫していただくことが大切です。

これらにつきましては、これまでも市のホームページ、SNS、広報なか等で周知に努めてまいりましたが、引き続き周知に努めてまいります。

さらに、県では感染予防策として、「いばらきアマビエちゃん」というアプリを導入しまして、現在市民の皆様にご利用・登録を強く推奨をしているところでございます。市としまして、市内の事業者の方々に対してこのアプリの登録をしていただき、ガイドラインに沿って感染防止に取り組んでいる方々を応援をしますとともに、市民の皆様にもご利用・登録を促し、感染拡大、そしてクラスターの発生の防止を図ってまいりたいというふうに考えており

ます。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 有効な感染防止策ということで、「いばらきアマビエちゃん」のアプリ導入をされているということで、本市もこの本庁舎、それから瓜連庁舎ほかにも登録がされておりますので、私も今日はここ本庁舎をすぐ登録をしております。ということで、今後とも事業者登録と利用者の拡大を図っていただきたいなというふうに思います。

それから、やはり感染拡大及びクラスター発生防止に最も有効な策というのは、私はPCR検査を拡大することだというふうに思います。6月末から那珂市内にPCR検査センターが設置され、稼働しております。活用状況はどのようなものがあるのか伺います。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

那珂医師会のご尽力によりまして、PCR検査を実施する地域外来・検査センターが6月29日に開設となりました。検査センターは、週3回、1日2時間、完全予約制ということで、1日10件ほど診察、それから検体の採取をしております。開設後の実施状況はといいますと、通常は1日3件から5件という状況ですけれども、8月中旬は先ほどありましたとおり、市内でクラスターが発生したこともございまして、1日10件前後の検体を採取したというふうに伺っております。

当初、開設時期を9月末までということではございましたけれども、今後もコロナウイルスの拡大に伴いまして、その継続について今後協議を予定しているということでございます。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 感染症拡大は今後も継続していくだろうということでございますので、9月末で終わりということではなく、ぜひとも継続されるよう要望をしていただきたいと思います。

さらに、PCR検査、抗体、抗原検査も含みますけれども、活用の拡大を検討してほしいと思います。特に、医療機関、福祉施設、保育園、学校を含む大型施設の職員と出入り業者への定期的な検査の実施。それから、クラスター発生時については、全利用者及び周辺地域を検査できる仕組みとその体制を整備すべきと考えますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

PCR検査の体制整備につきましては、現在国の要請を受け、県が検査体制の充実に向け取り組んでいるところでございます。

議員のおっしゃるとおり、医療機関や福祉施設、保育園、学校等の特に大きな集団での感染拡大防止のためには、施設の特徴に合わせた検査体制は必要と考えますが、検査後の医療

体制の拡充、宿泊施設の確保が伴わなければ対応が難しいということでございます。

また、クラスター発生時に全利用者に対して検査ができる体制についてでございますが、現在茨城県におきまして一日の検査数を9月末までに1,100件まで増やし、濃厚接触者または症状の有無にかかわらず、必要と認められる方が検査できるよう、拡充を図っておるところでございます。

現在はこのような状況ですが、先週8月28日に開催されました政府の対策本部におきまして、クラスターが発生している地域においては、その期間、医療機関、高齢者施設等に勤務する方、それから入院・入所者全員を対象に、いわば一斉・定期的な検査の実施を都道府県に対して要請するということを決定しております。

また、感染拡大防止をする必要がある場合には、現に感染が発生した店舗、施設等に限らず、地域の関係者を幅広く検査することが可能であることを明確化して、都道府県等に対して積極的な検査の実施を要請するとしておりますので、今後市としましては、国・県の動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 国のほうでも、クラスター発生時には周辺地域まで検査を進めるということで、決まるということでございましたので、それ以上にPCR検査拡大と、それから体制の拡大を図っていただきたいというふうに思います。

次に、午前中小泉議員のところでもありましたが、情報の公開ということにつきましては、健康推進課にも県からの情報が来るわけですが、それから保健所からです。新聞報道とほぼ同じということで、これではやっぱり市としても予防対策というのは万全を期して動けないということがありますので、ぜひとも情報の拡大ということで、検査人数ですとか、それから全体像です。症状もよく分かっておりません。軽症、重症、中等症ありますけれども、この辺も教えていただきたいし、クラスター発生時の濃厚接触者の数ですとか、周辺地域の方々がPCRの対象者どれだけいるとか、終わった方はどれぐらいいるとか、そういった情報も併せて公開してほしいということで、ぜひその辺の対応をしていただきたいんですが、どういうふうに考えますか。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

現在の茨城県における検査人数の集計方法でございますけれども、市町村ごとに集計はしておらず、保健所管内ごとに行っておるところでございます。

陽性者は居住地ごとに公表しておりますが、症状等につきましては、公表時点で分かる範囲で、軽症、中等症、重症等を公表しております。また、陰性者の数につきましては、公表をしていないということでございます。

市での公表の内容は県の公式発表と同じものでございますけれども、個人が特定されない

など、プライバシーが守られる範囲で情報を提供していただけるよう県に要望したいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 県からの情報を拡大ということで、ぜひともご努力をいただきたいと思います。

それから、市独自のやはり感染拡大に対する情報も併せて市民の方々へはお知らせいただきたいなというふうに思います。

それから次ですが、無症状や軽症の陽性者の場合ですけれども、これも宿泊施設の確保、それから自宅待機者の生活物資や医療支援の充実を図っていくべきだと、これからのことを考えますと、そういうふうに考えるわけですが、これについてはいかがですか。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

無症状や軽症の方の宿泊施設の確保につきましては、県が執り行っているところでございます。県としては、症状の急変等への対応の必要性から、できるだけ自宅での療養を避け、宿泊施設での療養を勧めております。

自宅療養になった方には、保健所の担当者が療養中の注意点と生活に必要な物資等の確保の確認を行いながら、指導をしているというふうに伺っております。

現状では、市において陽性者の特定はできませんので、市で対応するというのはなかなか難しいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 分かりました。

個人情報の保護ということもありまして、陽性者の個人情報は出てこないというわけですから、非常に対応がしづらいという面もありますけれども、できる範囲で対応のほうをお願いしたいなというふうに思います。

それから、もう一つ、最後のこの項の質問ですが、間もなく冬がまいります。冬になりますと、今度はインフルエンザが流行をしてくるわけで、当然新型コロナウイルスと症状は酷似をしております。受診窓口を別にするなど、様々な対応を今から準備する必要があるかと思っておりますので、インフルエンザ流行期へのコロナ感染防止策をどのように考えているのか伺います。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の今後の感染状況予測が難しい中におきまして、インフルエンザの流行はできるだけ抑えていくという必要がございます。そのため、インフルエンザワク

チン接種の推奨などの対応を取る必要があるというふうに考えております。

市におきましては、今年度も10月1日より高齢者及び小児のインフルエンザワクチン接種に係る費用の助成を開始しますので、接種勧奨に努めてまいりたいというふうに考えております。

新型コロナウイルス感染症もインフルエンザも、一人一人のマスク着用や手洗い、人との距離を保つ等の感染予防対策が重要であり、まず、人からうつらない・人にうつさないという意識と行動が必要となります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いまして、何度も繰り返されている内容でございますけれども、その基本的な対策が感染症対策には重要ですので、引き続きその周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 一人一人の基本原則を実施することが大切であるということはよく分かりました。

熱があつたら必ずかかりつけ医に相談をするということが、非常に大事なことになるんだろうというふうに思います。かかりつけの先生ですけれどもいろんな方がいらっしゃいまして、PCRセンターが今開設されておりますので、熱があれば電話だけ聞いて、じゃ、そこに行ってくださいね、紹介しちゃう。あるいは保健所へ紹介するということで、それがずっと続きますと、インフルエンザの時期についてはもうどちらだか分かりませんので、PCRセンターが混雑をして、最終的にはちょっと見られないといいますか、大変な事態になるのかなという予想はされますので、その辺もPCRセンター、これ、増設というのは県への要望になるかと思っておりますけれども、あるいは担当増、実際に本来の治療に携わる方の増員等々も含めて、支援体制や費用面の支援もこれから考えていっていただきたいなというふうに思います。

以上でコロナについては終わります。

次は、環境問題についてでございます。環境問題については、今回は粗大ゴミの不法投棄についてをお聞きします。

毎年、まちづくり委員会や他地域の方々の清掃活動、一斉清掃デイも含みますけれども、市民の皆様のクリーン活動によりまして、常磐自動車道の側道周辺、あるいは市内幹線道路、市道沿線、これについては粗大ゴミ等の不法投棄については大変少なくなりました。皆様のご努力に感謝したいと思います。

しかしながら、市内の平地林や人目につきにくい箇所については、まだまだ粗大ゴミも散見されます。後を絶たない状況が続いております。また、市内粗大ゴミ集積所への他自治体住人による粗大ゴミの不法投棄も発生しており、粗大ゴミの不法投棄は増える一方、対応コストも増加しております。

そこで、まず初めに、粗大ゴミの不法投棄の現状と対策について伺います。

○副議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

市で回収した粗大ゴミの不法投棄件数でございます。平成29年度、101件、平成30年度、136件、令和元年度、130件でございます。

不法投棄された場所は様々で、高速の側道やため池の周りなど、人目につかないところが多いようでございます。粗大ゴミの集積所に勝手に置いていくケースも見受けられます。

一般的な防止策といたしましては、土地管理者が不法投棄防止の看板を設置することや、ネットを設置して侵入を防止する方法、小まめな除草で視界をクリアにして捨てにくい環境をつくることでございます。

また、不法投棄をされた場合には、早急に投棄物を撤去することで、新たな被害を最小限に抑えることができるものと思われれます。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 今回は私の地元でもゴミ集積所において、他地域から2トン車でテレビ等の不法投棄も含め、数回捨て置きされております。

どういう対策を取ったかといいますと、回収日の都度、自治会担当者が立会いをする。それから、前の晩から夜警をすると。そして、注意看板を増設したりしております。

ところが、夜警をしていたにもかかわらず、捨てられているというのが数回ありましたので、市内他地域で粗大ゴミ集積所への不法投棄防止策というのはどのようにされているのか伺います。

○副議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

不法投棄防止対策といたしましては、多くの自治会で集積日当日に役員の方々が立会いをしております。また、粗大ゴミの収集日程表には回収日を公表せず、詳細につきまして回覧板で周知をする方法で対応している自治会もあるようでございます。

ほかには、収集日前日から地域住民の協力を得て、散歩を兼ねて不法投棄のパトロールを行うなど、防止策を講じているところがあるようでございます。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） これで完全に防止できるといったような、実施してみて、有効な対策というのはありますか。

○副議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

現在のところは有効な対策はございません。

それぞれに工夫をしていただいた対策ではありますが、一長一短がありまして、依然とし

て置き去りや不法投棄がなくなる、そのような現状でございます。

○副議長（木野広宣君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 有効策が見当たらないという状況だということですね。

いろいろ有効策を考えていきますと、最終的にたどり着くのが粗大ゴミの戸別回収ではないかというふうに考えられます。

では、戸別回収を今後本市でも実施するよう提案しますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

粗大ゴミの収集業務は、大宮地方環境整備組合環境センターの委託する業者が、那珂市と常陸大宮市の収集を行っておるところでございます。整備組合の管轄内では、他市町村からの不法置き去りや産業廃棄物等の様々な粗大ゴミ以外の混入物があり、委託業者が収集することができないことがあり、市が直接収集し、処分する事例が増加しておるところでございます。

また、粗大ゴミは、お体が不自由な方や高齢者でなくとも、重量物のため、指定集積所まで運ぶ作業は大きな負担となり、無許可業者に依頼したことでトラブルに遭う事案も発生しているところでございます。

議員ご提案の戸別収集に切り替えることは、集積所の不法投棄や排出困難者への対応、無許可業者などの消費者トラブル解消などに効果が期待できるものと考えているところでございます。

しかし、戸別収集にするにいたしましては、受益者負担や収集方法など、様々な課題が生じると想定されますので、大宮地方環境整備組合と常陸大宮市と共に今後調査をしていきたいと、このように考えているところでございます。

○副議長（木野広宣君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 近隣市町村でも、既に粗大ゴミの戸別回収を開始しているところがございます。それは水戸市内原地区です。今年から水戸市は全域に拡大をするということで進んでおります。

今後、本市においても高齢化も進み、排出困難者が増加することも予想されます。受益者負担はもちろんですけれども、一定以上の大きさの重量物は有料とし、それ以外は無料で回収できるような検討をしてほしいというふうに要望をしておきます。

次は、大宮地方環境整備組合環境センターの現状と今後の整備について伺います。

初めに、現状のところですが、環境センターへのゴミ持ち込み処理の場合、以前から気になっていたことがありまして、いくつか改善点がありますので要望したいと思います。

1つ目は、ゴミ処理手順の案内板が分かりにくいと。これは構内です。センター内は受付から荷下ろし前計量、可燃ゴミ処理場、不燃ゴミ処理場、荷下ろし後の計量、最後に帰り道という順路になっております。通路は一方通行になっておりますけれども、重複しており、

動線が不明確で分かりにくい。また、繁忙期には指定収集車と一般車による渋滞及び事故の危険性もあり、こういった点も改善をしてほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

議員ご指摘のとおり、環境センターは敷地が狭く、施設の配置も窮屈で、一方通行を数周するというような複雑な動線となっております。場内には順路を番号で表示したり、混雑時には、渋滞整備のため環境センターの職員を配置するなど、対応をしておりますが、今後は初めて利用される方でも事故なく効率的に排出できるよう、受付時に案内図の配布や順路板の改善など、新たな工夫を環境センターへ依頼してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 構内は安全最優先だと思いますので、安全第一に動線の通行帯を白線で明示することも加えて、視認性の改良や工夫を徹底お願いしたいと思います。

2つ目は、各ゴミ捨て場の荷下ろしについてでございます。

搬入者が実施したり、現場の担当者が荷下ろししたり、一部補助だったり、まちまちしております。特に若い女性だと、ささと作業員が来て、さっと手伝ってくれるんです。それで、昔若いご婦人が行くと、知らん顔というのがありまして、これはどうなっているのかなと思ひまして、やはり荷下ろしは搬入者のみで行うのか、一部補助なのか、あるいは担当者が実施するのか、はっきりしてほしいんですけれども、いかがでしょうか。

○副議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

環境センターでの荷下ろしにつきましては、搬入者自らが行うことが原則でございます。

しかしながら、危険回避や混雑緩和などのために、力のない高齢者や女性の方に対し現場職員の判断でサポートする場合がありますが、現場職員の厚意でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 現場職員のご厚意ということで、大変ありがたいというふうに思っています。くれぐれも対応には個人差がないよう、十分配慮をお願いしたいと思います。

それから、3つ目は、荷下ろし時の安全確保についてでございます。

荷下ろしを搬入者が行う際、混雑時は回収業者専用の投入口で荷下ろしをする場合がございます。荷下ろし一生懸命やっていて、勢い余ってピット内に落ちる危険性がございます。最近、落ちたという話も聞きますので、転落防止の対策はどのようなになっているのか伺います。

○副議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

転落防止策でございますが、投入口の危険なゾーンにオレンジ色にペイントした立入禁止区域を設けております。

ゴミの収集業者などがやむを得ず立入禁止区域で作業をする場合は、ヘルメットと安全帯を着用し、命綱につなぐこととしておるところでございます。

一般の搬入者の方につきましては、危険な投入口ではなく、持ち込んだゴミを安全に下すことができるダンピングボックスという装置がありまして、そちらのほうへ案内をしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 分かりました。安全対策は既に講じたということでございますね。

やはり一番混雑時が問題ですので、十分に注意を払って荷下ろしできますよう徹底をお願いしたいと思います。

次に、環境センター管理棟及び焼却炉を含む環境センターについてお聞きしたいと思います。

環境センターについては既に建設後31年目となっております、老朽化が目立ってきております。

運営費用につきましても、年間約11億円かかっているということで、費用負担については常陸大宮市と本市で約半分ずつです。直近どれぐらい負担しているかと言いますと、平成29年度ではいわゆる組合負担金というのがありまして、こちらが4億5,000万円。年々上がってまいりまして、令和2年の今年は予算ベースで4億8,200万円です。29年度からは3,000万円ぐらい上がっております。いろいろ整備等にはかかるんでしょうけれども、やはり焼却炉も焼却熱を利用するという機能にはなっておりません。そして、電気代についても年間600万円ぐらいはかかっているよということなので、非常に高コスト状態になっているというのが現状ではないかなというふうに思います。今後、人口が減っていく中、可燃ゴミ、粗大ゴミ、資源ゴミ等々、これは年々増えてきております。

このような中で、老朽化の進む環境センターについて、焼却炉を含め管理棟の整備は今後どのように進めていくのか伺います。

○副議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

環境センターの施設につきましては、環境センター焼却処理施設整備計画に基づきまして、現在、順次修繕などの施設整備をしているところでございます。

また、次期施設の建設につきましては、現時点では計画策定には至っておりませんが、今後、常陸大宮市、そして環境整備組合と協議、連携していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 通常の整備については分かりました。

公共施設の整備については、現在本市でも長寿命化が進んでおります。環境センターについても、今後長寿命化計画を策定していくということになると思いますけれども、当然、新規建て替えの検討も含めて常陸大宮市や本市及び整備組合と協議をしていくということになるかと思えます。それには、合同で協議できる会議体がないということも現在聞いております。

ということで、取り急ぎやはり仮称にはなりますけれども、環境整備組合環境センター運営整備協議会を設置して、しっかりと協議、連携を実行されるよう切に要望をしておきます。

次の質問ですが、環境センターの20年後、30年後についての必要とされる役割、機能、常陸大宮市と那珂市の環境政策の整合性を鑑み、焼却のみではなく、多目的に活用できる新型焼却炉への転換も含め、環境センターの見直しをするべきではないかというふうに考えますが、いかがですか。

○副議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

現在使用している焼却施設でございますが、焼却以外の機能は備えているところではありません。今後、もし新設を考える場合は、焼却熱の有効利活用やリサイクル施設の併設なども考えられると思います。

いずれにせよ、新施設を建設する場合は、利用者にとって安全に使用できることはもとより、環境に十分配慮した施設にしていくべきものと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 現状では、新設する環境センター事業については国の補助金が出ます。しかも、補助金については発電は必須という条件がついております。常陸大宮及び那珂地区のゴミ処理、それからリサイクルを担い、安心・安全な環境を確保すべく、しっかりとした見直し計画を作成の上、高効率、低コストで、安全で環境に優しい運営・活用ができる環境センターの建設を今後期待したいと思えます。

以上でこの項の質問を終わります。

次は、少子化対策、今回は不妊治療支援についてでございます。

2017年度、厚生労働省の統計では、不妊治療により誕生した方は5万6,617人いらっしゃいます。これは全出生児94万6,065人の6%、約16.7人に1人の割合となっております。近年の晩婚化などを背景に、不妊治療を受ける夫婦、不妊治療を受けたことのある夫婦が夫婦全体の5.5組に1組、これは全体の18.2%になります。ということで、年々増加をしております。

本市では、少子化対策として、婚活から結婚、妊娠、出産、育児、子育て、就学まで、医療費補助を含め一貫した支援、補助、給付等を行っております。働くお母さんたちの支援相談も充実を図っているところでございます。

その中で、少子化対策としてしっかりとしたフォローが必要なのが不妊治療支援だというふうに思います。治療が健康保険対象外となっており、指定医療機関も限られていること、不妊治療費が高額のため、また、長期にわたることから、途中で諦めざるを得ない方がいらっしゃると思います。このような方々の厳しい現実を鑑みると、不妊治療支援をもっと充実していく必要があると思い、今回の不妊治療支援についての質問に至っております。

まず、不妊治療の現状についてでございますが、対象者数及び補助の状況はどのようなになっているのか伺います。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） 答えいたします。

市で把握しております対象者数は、不妊治療費助成金の申請者となりますけれども、令和元年度の申請件数は延べ59件、実人数で言いますと42人となっております。

助成額につきましては、茨城県不妊治療費助成金に一部を上乗せをするものでございまして、市としては1回当たり7万5,000円を上限に助成をしておるところでございます。

助成回数は、治療開始時の妻の年齢が40歳未満の場合は通算6回、40歳以上43歳未満の場合には通算3回助成をしておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 分かりました。

では、補助対象者で妊娠・出産をされる方はどれくらいいるんでしょうか、お伺いします。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） 答えいたします。

平成30年度の数値になりますが、申請者の実人数38人中、妊娠した方は13人、そのうち出産した方は8人となっております。それで、出産された方の割合で言いますと21.1%となっております。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 2割の方、8名が出産されているということですので、大変ご苦労の末、少子化対策への貢献となっていますことを感謝申し上げたいと思います。

今年の初めだったかと思いますが、テレビ番組、ドキュメンタリー番組で、枝野幸男立憲民主党代表夫妻のお話がありまして、こちらも不妊治療で第1子をもうけることができたということで、不妊治療費は500万円かかりましたという報道がありました。やはり成功するまでには年月と費用が相当かかるということになります。大変だなあというのをつくづく感

じた次第です。

一方では、経済的事由などで、途中で諦めざるを得ない方々がたくさんいるというわけで、こういう方々を救済する意味でも、今後不妊治療の支援充実は大変重要だと考えます。

不妊治療の支援充実について、不妊治療費は今年度で412万円ほど組まれております。この額、不妊治療助成額のアップ、それから不育症についても治療補助支給を検討いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

まず、不妊治療費の助成額でございますけれども、県内44市町村の1回当たりの助成額は5万円から20万円と幅がございます。1回にかかる自己負担額は、県と市の助成額を引きますと、平均10万円から15万円という状況でございます。先ほど議員がおっしゃるとおりかなり金額がかかるというところでございます。

また、助成を受ける場合には、所得が夫婦合算で730万円未満という制限が設けられておりますが、県内5市町では所得制限を緩和し、県の助成が受けられない対象者におのおの独自で助成を行っているというふうに伺っております。そして、その5市町においては、申請者の所得状況を調べたところ、申請者のうち2割以上の方が所得制限を超えているということでございます。

そのような状況を踏まえまして、本市におきましても助成額の増額、それから所得制限の緩和につきましては、近隣市町村の動向も併せまして注視してまいりたいというふうに考えております。

次に、不育症でございますけれども、不育症というのは、自然に妊娠することができても、胎児が育たずに流産や早産になってしまうという病気でございます。適切な治療を受ければ8割以上の確率で出産にたどり着けるというふうに言われています。

市としましては、まずは適切な知識の普及が必要であるというふうに考えておりまして、市のホームページや広報等での啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

今後は、県内で補助を行っている、そういった17市町村からの情報収集にまずは努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 治療費の補助の増額、それから不育症も併せて補助支給をぜひとも検討し、実現いただきたいなというふうに思います。

それから、不妊治療と言いますと、病気ではないみたいな扱われ方をされる場合が多く、治療のための休暇も取りにくい状況がございます。働いている人が不妊治療を受けやすくする休暇制度の創設、治療費への保険適用についても促進するよう、県を通じ国へ要望していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

本市ばかりでなく、議員がおっしゃるとおり全国的な課題だというふうに認識をしておりますので、休暇制度の創設、それから治療費の保険適用等、県を通じまして国へ要望をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 不妊治療はまだまだ企業さん、それからいろんな職場でも理解が足りていないというふうに思います。

そこで、不妊治療の質の向上、不妊治療に対する社会や企業、職場の理解をもっともっと深めていく必要があるというふうに考えておるんですけれども、どのように進めていくのか伺います。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

実際の不妊治療におきましては治療に際し休暇が必要となり、仕事との両立が課題となっていることから、国におきましては、不妊治療と仕事の両立推進に向けまして、本年3月に事業主、人事部向けのマニュアルを作成しております。

また、県におきましては、国が作成したマニュアルを活用し、企業へ働きかけを行うという予定でございましたけれども、このコロナ禍にありまして実施できないという状況にあるというふうに伺っております。

市としましても、市民の皆様の理解を促すためにも、こちらも周知をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 周知徹底と理解促進をよろしくお願ひしたいと思います。

以上でこの項を終わります。

次は最後の質問になります。

小中一貫教育についてでございます。

今年は、新型コロナウイルス感染症の全国的な蔓延で前代未聞の学校休業という事態に陥ってしまいました。先生方も児童・生徒もそれぞれ学習、勉強を進めなければならない中、先生方の努力・工夫で市内統一のコロナに負けない家庭での勉強法や、生活支援も含め学校休業の中での様々な取組が実施されました。しかし、不要な外出を控える、いわゆる巣籠もり状態が約2か月続きましたので、先生方も我々市民も児童・生徒たちも、心身ともに疲れてしまったというのが実情ではないでしょうか。

このようなコロナ禍の中で、勉強、学ぶことについてはどうだったのか。1学期を終えた

この時点で検証をしていく必要があると私は考えております。

そこで、学ぶ楽しさや必要感が実感できる授業について考えてみたいと思います。

令和2年の教育基本方針1の児童・生徒の資質・能力の育成項目の中で、1番目に確かな学力の育成について、学ぶ楽しさや必要感が実感できる授業の実施ということで、その施策が載っておりました。具体的に実施した内容はどのようなものなのか。また、実施してみて、効果はどのようなものがあったのか伺います。

○副議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答え申し上げます。

子供たちにとりまして学ぶ楽しさとは、「分かった」、「できた」と、達成感や喜びを実感することです。また、必要感とは学んだことが役に立ったときに味わえるものです。

子供たちから学ぶ楽しさや必要感を引き出すために重要なことは、教師の授業力です。学校教育課の指導室におきましては、主に2つの具体的な施策を実施しております。

1つは、教師の指導力の向上です。学校への訪問指導や研修会の実施のほか、若手からベテランに至るまで、教師一人一人のレベルや適性に応じた指導・助言を行っております。

もう一つは、那珂市独自の授業スタイルの提案です。1年生から9年生まで、学年や教科の枠を超えて、全ての児童・生徒が学ぶ楽しさや必要感を実感できる質の高い授業の展開方法を提案し、実践しております。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 学びということは、非常にできたという達成感というのはとても大切だというふうに考えます。これからも先生方の授業力の向上と学ぶ楽しさが実感できる質の高い授業の提供、継続をお願いしたいと思います。

本市の一貫教育では、誰一人取り残さない教育を目指しているというふうにうたっております。今後についてはICT化、これはタブレット導入が始まりますけれども、これらを活用して、理解できないところを振り返り学習ができる仕組みと体制というものを構築していただけますよう要望いたしますので、これも検討していただきたいなというふうに思います。

次は、今年教育方針及び実施施策について、新型コロナウイルス感染症対策では学校が休業になるなど、異常事態の中での進行となったわけですが、特に小学1年生に対する授業について、入学以来4日目ですべての授業が中止となってしまいました。

それ以降、先生に代わり保護者の方が手探りで全面的に、挨拶から、学ぶ楽しさ、集団生活のルールなどを家庭で大変な思いをして教えてまいりました。休業中の家庭への電話連絡も、先生方から紋切り型の挨拶でねぎらいの言葉もなく、「児童・生徒に替わってください」と言われ、後は子供たちと会話をしておしまいということで終わってしまっているということも聞いております。休業明けもいきなり宿題の山で、保護者の方は息つく暇もなく教えるのに悪戦苦闘してきました。「先生方からは一言ねぎらいの言葉があってもいいよね」とい

う保護者の方々の声があります。このことについて、教育長の見解をお伺いいたします。

○副議長（木野広宣君） 教育長。

○教育長（大縄久雄君） お答え申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、保護者の皆様、そして地域の方々に多大なるご理解とご協力をいただいておりますことに、まずは心から感謝を申し上げる次第でございます。

議員ご指摘のとおり、小学1年生は学び方を学ぶ、大変大切、重要な時期であり、今、議員からありましたように、挨拶から始まり、椅子の座り方、あるいは話の聞き方、あるいは鉛筆の持ち方、こういうところまで、取りあえず生活面、学習面ともに基本的な多くのことを学ぶ重要な、そして大切な学年、時期であるというふうに認識しております。

入学直後に、まさにこれから学び方を学ぶこの時期に、これから、さあ始まろうというタイミングで臨時休業となり、各家庭におきまして様々なご指導をいただきましたことに対しましては、大変なご苦勞があったのではないかなというふうに考えております。

そういったことが、家庭でご指導があったからこそ、再開後の学校の生活が円滑にスタートできたのではないかなというふうに改めて保護者の皆様に感謝を申し上げますとともに、今後とも引き続きコロナ対応につきましてはご理解とご協力をいただきたいと、このように思っております。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 感謝とねぎらいの言葉、ありがとうございます。これで保護者の方々も、休業中の苦勞が報われるのではないかなというふうに思います。御礼を申し上げます。

今後とも、児童・生徒、そして保護者に対しまして、温かいご配慮とご指導のほどをよろしくお願いをしたいと思っております。

次は、小中一貫教育実施による成果についてでございます。

本市の併設型小中一貫教育については、導入以来5年目になりますので、導入目的、効果について評価し、次の段階へステップアップしていかなければならない時期に来ているのだというふうに思います。

そこで、一貫教育のこれまでの実施事項と導入後の成果について、どのようなものがあるのか伺います。

○副議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答え申し上げます。

小中一貫教育におきましては、9年間の連続した学びの中で系統的な指導の下、将来の社会的自立と那珂市に貢献できる人材の育成に努めているところです。

成果としては、3つあると考えております。

1つは、学園制を敷いたことによる児童・生徒の一体感の醸成です。同じ地域で学ぶ先輩後輩の意識が連帯感につながり、小学校から中学校へ円滑な接続が図られております。

2つ目は、9年間を見通した指導計画の下、先ほどご答弁申し上げたように、学ぶ楽しさや必要感を実感させる授業改善が図られております。これにより、将来にわたって学び続ける意欲の向上につながっているところです。

3つ目は、ふるさと那珂市に愛着と誇りを持つ児童・生徒が育っているという点です。児童・生徒の意識調査では、9割が那珂市を大切な存在として意識しているという結果が出ております。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 時間もなくなってきましたので、最後の問題まで聞けるかどうかちょっと分かりません。ちょっとはしょって聞きたいと思います。

次は、今、県で中高一貫教育が始まっております。本市は小中一貫教育をしております。これについて、今後那珂市の小中一貫教育、これをどういうふうにしていくのか、教育長にお伺いいたします。

○副議長（木野広宣君） 教育長。

○教育長（大縄久雄君） お答え申し上げます。

県が昨今推進しております中高一貫教育と言いますのは、ある分野に特化した、ある意味エリート養成的な部分もあるのかなという、そういう一面も見えるのではないかなというふうには考えております。現在、本市が進めております小中一貫教育は、将来の持続可能な社会の形成者として那珂市に誇りを持ち、那珂市に貢献できる人材の育成を目指し、誰一人取り残さない教育の推進を目的としているところでございます。

今年度は、「学園の個性を生かした連携強化」、これを大きなスローガンに掲げ、5つの学園における特色ある教育活動の推進を呼びかけているところでございます。

その中で具体的な取組を一つ挙げさせていただきますと、市内の公立高校と絵本の読み聞かせ、あるいは学習支援などの交流活動を進めている、そういう学園もございます。今後はさらにその内容の精査を図りつつ、市独自の中高連携も視野に入れた展開を進めてまいりたい、このように考えてございます。

○副議長（木野広宣君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） 那珂市らしい小中一貫の教育を進めていくというお答えでございす。

やはり中高一貫が進みますと、当然小学校から受験競争が激しくなりまして、なかなか思う中高一貫の教育が進めづらいという懸念があります。それは、例えば、今大体60名で2クラスですけれども、それが1クラス40名になって、ゆとりがない教育になってしまうとか、あるいは部活動ですとか、体育等にもいろんなところで影響が出てくるのではないかなとい

うふうに思いますので、それらも含めてもう一度、本市の本市らしい小中一貫教育について、教育長のほうから見解をお願いいたします。

○副議長（木野広宣君） 教育長。

○教育長（大縄久雄君） 今、議員ご指摘のとおり、少子高齢化が進む中で子供たちを取り巻く環境というのは日々本当に激しい変化を示している。これが現状でございます。

市といたしましては、人の成長における幼児教育、この重要性に着目いたしまして、昨年度、保幼小中連携協議会、こういったものを立ち上げてございます。これは公立だけではなく、市内の民間の保育所、保育園、幼稚園等も含めた全ての施設ということになります。そういう中で、幼児期の早い段階で自尊心や忍耐力、あるいは協調性、こういったもの、つまり、これはその後の学びに必要な社会的スキル、これを早急に身につけ、受験や進学、あるいは就職、こういった自己決定の際に耐え得る力の育成に努めてまいりたい。このように考えております。

また、あわせて、幼児期の子供を抱えた保護者や那珂市に居を構えようとしている若い世代の親御さんたちにも、いち早く那珂市の特色ある小中一貫教育のすばらしさというんでしょうか、PRをしていく、こういうことも大事だなというふうに考えておりますので、この辺も今後積極的に進めていきたい、このように考えてございます。

○副議長（木野広宣君） 寺門議員。

○10番（寺門 厚君） ありがとうございます。

どんな困難でも乗り切っていける強い人材、那珂市に貢献できる人材、常に学び続ける人材の育成をということで、これらに傾注していくということでございます。特に幼児期にそういった基礎教育を進めていくということでございますので、願わくは、小学校低学年でも基礎教育をしっかりと実践していったほしいと思います。特にもう小学校から受験というのが始まりますので、そうではなくて、将来、人生設計、そういった職業とか、どういう進むべき道を行くのかということも、しっかりと子供たちへの授業を展開していただきたいなというふうに思います。

それを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○副議長（木野広宣君） 以上で、通告3番、寺門 厚議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を14時15分といたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時15分

○議長（福田耕四郎君） 再開いたします。

◇ 笹 島 猛 君

○議長（福田耕四郎君） 通告4番、笹島 猛議員。

質問事項 1. 新型コロナウイルス対策について。2. 那珂市の地域ブランドについて。
笹島 猛議員、登壇願います。
笹島議員。

〔16番 笹島 猛君 登壇〕

○16番（笹島 猛君） 最初、新型コロナウイルス対策やろうと思ったんですけども、前、寺門議員、その前、小泉議員とも総なめされちゃったものですから、ちょっと気分を変えてということで、2番目だった那珂市の地域ブランド、これについて伺ってまいりたいと思います。

那珂市の地域ブランドについてですが、今から12年前、私は「額田のたつつあい」という民話を多くの人に知ってもらおうと思い、一般質問しました。その後、各種イベントに参加しながら数年間PR活動をしてまいりました。その効果もありまして、絵本が販売されたり、女性ボランティア団体の活動によって、七運汁が徐々に市民に知れ渡ってきました。今では、七運カレーパン大地の恵や七運ブレンドコーヒーが那珂市特産ブランドとして販売されております。私も、微力ながら、那珂市ブランド化の取組に少しは貢献できたかなと思っております。

今回、再び那珂市の地域資源の活用として、自慢したくなる那珂市のまちおこしを望み、一般質問をいたします。

まず、那珂市まちおこしの序説として、那珂市地域ブランド構築とまちおこしについて伺ってまいります。

全国各地には、様々なブランドと呼ばれるものが存在しております。地域によって多種多様なブランド化の取組をしていると思われますが、そこで、那珂市の代表的な地域ブランドはどんなものがありますか、伺います。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

市の特産ブランド認証品でございますが、8月末現在で30商品ございます。

先ほど議員からのご紹介のありました、七運ブレンドコーヒーや七運カレーパンは、市の民話をモチーフに7つの「ん」を使った幸運をもたらす市の代表的な商品でございます。

また、市の花であるヒマワリの種を使用して作るひまわりの詩やひまランタンなどのお菓子類もございます。

農産物・加工品では、先頃地域団体商標の認定を受けました那珂かぼちゃや、希少品種いづみ13号で作る干し芋などが代表的な市の特産品ブランドとなっております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 地域ブランドのブランド商品は、その地域のイメージと相乗効果があるもので、なおかつその地域の雇用、観光など、地域を豊かにして、町に好循環をもたらすものではないかと思われております。

そこで、那珂市民がイメージする、思い起こすものについて調査を実施したことがあるのか。また、地域ブランド確立に向けた取組についてお伺いします。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（高橋秀貴君） お答え申し上げます。

市民がイメージをする、思い起こすものについて調査を実施したことはございませんが、特産品ブランドの認証に当たりましては、那珂市らしさやブランド力向上への貢献度なども審査項目にして認証を行っております。認証された商品は、那珂市生まれで確かな品質の地場産品として、今後も市内外にPRしていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 本市の代表的なブランドと言われる那珂かぼちゃ、干し芋の消費者や市場での評価、また、売上げなどをお伺いします。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

カボチャの産地であります本市におきまして、生産振興に取り組んでおりますが、J A 常陸のブランドカボチャである那珂かぼちゃの消費者や市場での評価につきましては、特徴である見た目のきれいさと、ぼくぼくした食感、そしてコクのある甘みが非常に高い評価を受けており、東京の市場でも高値で取引されるほか、近隣でも知名度の高い農産物となっております。

なお、売上げについて、令和2年は1,200万円弱でございました。

干し芋でございますが、干し芋の消費者や市場での評価についても、黄金色の見た目と深い甘み、スイーツ感覚で食べられるような包装の工夫などが非常に高い評価を受けております。また、テレビ番組でも人気タレントが絶賛するなど、メディアでの露出もあり、生産者への問合せが増えているところでございます。

売上げについては、各生産者が庭先での販売やネット販売等のルートにより出荷していることから、正確な売上高は把握してはおりません。ひたちなか・東海・那珂ほしいも協議会那珂支部の会員に限りまして、推定の作付面積、芋の収量、加工による歩留り、平均的な販売単価から推算したところでは約3億円の売上げがあるというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 部長、あれですか。そうすると、那珂かぼちゃ1,500万円ですよ。そうすると、5月から大体7月の間の栽培、販売という形になるものですが、これ、そんなに大きなブランドとしてはなかなか難しいと思いますよね。ライバルとは言えないんですよ。江戸崎かぼちゃがありますよね、東京都のほうに結構いい値で、2倍か、当たりの価格で出荷していると思うんですが、これは大体どのぐらい上げているんですか、年間の売上げというのは。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

生産面積のほうが異なっておりますので、那珂かぼちゃのほうは約2ヘクタール、江戸崎のほうは20ヘクタールということでございますので、江戸崎のほうは1億6,000万円ほど年間の売上げがあるというふうには伺っております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 部長、私ちょっと電話で、JA稲敷のほうに電話したんですよ。そうしたら、今の1億6,000万円というのは分かったんですが、それで、もう一つ向こうからお話してきたんですが、やっぱり今結構カボチャ作りの人が離れているというふうに言ったんですよ。「何ですか」と聞いたら、やっぱりレンコンのほうに行っていると、レンコンです。なぜかという、やっぱり初期投資が少なくて済むからと。ああ、そういうことなのかなという、江戸崎かぼちゃといえども、そういう今状態になっていると。一言多かったですけれども、はい、すみません。

本市の稲作は、市の基幹産業の中で重要な役割を担っております。また、畑作においても季節に応じた色とりどりの野菜や果物を生産しております。このような中で、次に期待できる那珂市ブランドになる農産物はどのようなものがありますか。お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

那珂市では多様な園芸作物が生産できる土地柄であることから、先ほどの特に那珂かぼちゃや奥久慈なすが地域を代表する作物となっております。

一方で、近年那珂市内の野菜は地元及び近郊の飲食店からのニーズが出始めており、今後の成長が見込まれる作物として期待されております。

このような作物の魅力向上、需要の喚起による生産振興を図るため、飲食店などに対応する西洋野菜など、多様な園芸作物が生産できる産地としての那珂市のイメージを定着させたいと考えております。また、これによりまして、那珂市の園芸作物全体を那珂の野菜としてのブランド力アップにつなげていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 部長、私、今ちょっと初めて聞くんですけども、那珂市の新しいブランドとして奥久慈なすですか。これは那珂市じゃなく、久慈郡というんですか、那珂郡というんですか、県北というんですか、その地域の広域的なもので作物として作っている、みんなでブランド化しようと、そういう考えですか。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

奥久慈なすにつきましては、那珂市を含む県北5市町ですかね、こちらのほうで、JA常陸のほうで力を入れている特産品です。県北地域の重要品目として、今期待されている作物でございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） そうすると、その奥久慈なすというのは、那珂市でも生産を始めたということでもいいんですか。はい、ありがとうございます。

我が国は本格的な人口減少社会が到来し、本市においても人口減少や少子高齢化が進行しております。農業の分野においても、農家戸数の減少、それから、農業従事者の高齢化、後継者や担い手不足などが進行しております。

農業担い手育成と支援については、要するに究極の解決策は食べていける農業にすることだと思います。農業のブランド化を図ることが重要だと思いますが、これからの施策展開について伺います。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

農産物のブランド化を進めるには、那珂市農産物の価値を高めながら、6次産業化などによる付加価値の向上も必要であるというふうには考えております。本市農作物のファンの拡大を推進するため、食と農の連携によるアグリビジネスの実現を目指し、実需者、バイヤーさんですね、と消費者の認知度の向上を図ってまいります。

販路拡大については、茨城県やJA、商工会などとの連携はもとより、生産者と先ほどの実需者をつなげる機会であるマッチングフェアの開催など、販売戦略の構築や安定的な農産物の生産支援を進めてまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 地方分権がますます進んでいます。そして、地域のことは地域で考える時代を迎えてはや20年がたちます。地域ブランドを作るには、地域経営という概念が必要です。今や高度経済成長やバブルの経済の反動でスローライフや田舎暮らしなど、ローカルを志向する人々が増えている環境にあります。

ところで、「いい那珂暮らし」、本市に移住された方は何人ぐらいいますか、伺います。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

「いい那珂暮らし」を促進する上で実施している事業としましては、移住セミナー、おためし居住などがございます。本年度はコロナ感染症の影響で実施できておりませんが、昨年度までで、移住セミナーは13回で相談人数が116人、おためし居住利用者が26人となっており、実際に移住した方も2名いらっしゃいます。

また、直接的な移住実績とは言えないかもしれませんが、総合戦略において、基本目標（K G I）の中、社会動態における年間増加者数というものを掲げております。こちらは2015年度から2019年度の5年間で各年30人の増を目標に掲げ、2019年度こそ目標を下回りましたが、5か年平均では55人の社会増となっているという状況にございます。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 部長、どうですか。今、移住された方、「いい那珂暮らし」という、「那珂市の暮らしはどうですか」というお尋ねをして、聞いたことはないですね。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） 様々な移住・定住のイベント、催しの中で、そこに相談などにお見えになった方には、そういったやり取りの中で、どういった印象をお持ちかというふうなことを聞いたことがあります。那珂市は、そういう相談に来られる方ですから、比較的好い印象をお持ちになって、興味を持っていただいていたという結果が出ている状況であります。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 今年はコロナ禍によって、在宅勤務などのリモートワークを取り入れる企業が急速に増えております。積極的に田舎を楽しむライフスタイルに高い関心を持っている人が増えている今こそチャンスです。言葉が適切かどうか分かりませんが、ピンチをチャンスに変えるのは今だと思うんですけれども、このコロナ禍の真ただ中で新しい生活様式の一つとして、「いい那珂暮らし」での移住を積極的に検討していただけたらと思いますので、コロナ終息後に那珂市に移住してくださいと、もっと積極的にPRしてはいかがでしょうか、伺います。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

移住・定住の促進につきましては、これまで首都圏で開催されるセミナーに出展し、那珂市のPRや相談会を実施するなど情報発信や、また、体験型のバスツアーにより、実際に那珂市で野菜の収穫など農業を体験し、農家さんと交流ができるイベントなどを行ってまいりました。

残念ながら、本年度、現在まではこのコロナウイルスの影響により首都圏でのイベントが中止になっております。しかしながら、今年度はオンラインでのセミナーなどというのを、やり方を変えて一部開催をして対応しているところでございます。

今後は、議員ご指摘のとおり、リモートワークによる働き方や田舎暮らしに高い関心を持つ人が増えてくると思いますので、市としましては、現在整備を進めている創業支援施設に貸しオフィスや貸しデスクを設け、テレワークの対応についても積極的に推進していきたいと考えております。

今年度、首都圏企業にサテライトオフィスやテレワークとして利用してもらえるようにマッチングイベントなどを開催してまいりますので、こういった取組を活用して、首都圏から移住に向けたPRを積極的に図ってまいりたいと考えております。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 地方創生の一つの戦略として、本市においてまちおこしを進めていくためには、特産品ブランド、それから観光ブランド、暮らしのブランドの3つを融合させ、いわゆる地域ブランド、地域ブランド力を総合的に高めていく必要があります。

具体的には、特産品ブランドとは買いたい価値、観光ブランドとは行きたい価値、暮らしのブランドとは住みたい価値、これらを組み合わせて相乗効果を得ながら、那珂市固有の地域ブランドとして育てていくのが大変重要だと思います。

そこで、市長に、地域ブランドを活用したまちおこしへの挑戦について伺いたします。

○議長（福田耕四郎君） 市長。

○市長（先崎 光君） 私は、那珂市には地域の資源や人材、地の利といった、まだまだ発展の可能性のあるものが存在している、そのように考えており、そのような貴重な財産を最大限生かしていきたいとの思いを「可能性への挑戦」として、那珂ビジョンに掲げさせていただきました。

議員ご指摘のとおり、特産品、観光、暮らしの3つを融合した地域ブランド力を総合的に高めていくとのご提案は、まさに私が考えていることと共通するものに感じます。これまで那珂市は住みやすい町として評価をされ、県内では急激な人口減少が進む中でも、幸いにも那珂市の人口は横ばいという状態にあります。

しかしながら、このことに甘んじることなく、「いい那珂暮らし」をキャッチフレーズとした移住・定住施策を引き続き展開していくとともに、子育て世代包括支援センターを開設するなど、子育てに優しいまちづくりの推進、アグリビジネス戦略によるカボチャのブランドアップや、4月から導入した地域おこし協力隊の協力による那珂市農産物のPRや販路開拓にも進めていきたいと考えております。

さらに、開会日に報告をさせていただきましたが、那珂インターチェンジ周辺に道の駅整備を進めたいと考えております。これはまさに那珂市のブランド力を引き上げるためのエンジンと考えております。県が進める植物園及び県民の森のリニューアルと併せて、大きな転機になると考えております。国内のみならず、海外からのインバウンドも見込まれるこの好機、チャンスを逃すことなく、那珂市ならではの道の駅を造り上げ、観光ブランドの中心を担う存在となれるよう、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

これらの取組を積極的に進めて、那珂市の地域ブランド力を磨き上げ、戦略的に組み合わせていくことで、私が目指している「住みよさプラス活力あふれる那珂市」の実現に挑戦してまいりたい、そのように考えております。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 今、市長、道の駅の構想を取り組みたいということで語っていただいたんですけれども、県内は14か所あるんですよね、道の駅。県北というのは大小6つかな、あると思ったんですけれども、結構それでもう、ちょっと飽和状態になっていると思うんですけれども、分かりません、私もね。それから、今、後発組になるわけですよね。常陸大宮も常陸太田も結構しのぎを削って頑張っていると思うんですけれども、そこへどういう独自性を持って、独自性を前面に出して持っていこう、どういう方策か分かりませんけれども、そういう後出しじゃんけんじゃないんですけれども、何か心配なんですけれども、大丈夫ですか、それは。

○議長（福田耕四郎君） 市長。

○市長（先崎 光君） ご心配ありがとうございます。

むしろこれは、議員さん、今日傍聴の皆さんもいらっしゃっていますけれども、市民の方々とも知恵を出し合って取り組んでいく課題だと思っています。

私は、県会議員時代に全国の道の駅を調査しました。群馬県には40を超える道の駅があります。川場という日本一の道の駅もあるんですけれども、群馬県のかつての副知事さんは国土交通省から出向していました。国交省にお戻りになるときに、「私は群馬県内全市町村に道の駅を造るんだ」、そうおっしゃって、そのことを実現してお帰りにになりました。

道の駅というのは、確かにいろんな意味でこれまで第三セクターがどうだとか、親方日の丸で経営が危ないとか、やり方によっては非常に厳しいんじゃないかと、いろんなことを言われました。これは多分議員さんも心配しているとおりだと思います。

しかし、今、地域の経済の現状、先ほどいろいろ皆さんが指摘していただいた、じゃ、この那珂市の豊かな農産物をどうしていくか、特産物をどうしていくか、そういったときに、やっぱり道の駅というのは非常に大きなインパクトを持つ販売の拠点になり得ます。しかも、そこは物を売るだけじゃありません。情報も出します。おそらく県北の入り口になるでしょう。そういったことによって、那珂市が県北を引っ張っていく、そういう存在になると私は考えています。そういった意味では、ぜひともやはりこの機会に挑戦をしたい。

そして、大井川知事が日頃おっしゃっていますけれども、植物園、県民の森、リニューアルをして、年間100万人来る公園にしたい。これ、日本一。ある意味でそういう公園になっています。これが、ここにいらっしゃるたくさんの方々をみすみす逃す手はない。やはり寄っていただいて、お金を落としてもらって、那珂市の経済を、那珂市に住みたい、先ほど議員さんがおっしゃった那珂市のブランド力をまさに上げる、そういう場所にも私はなり得ると思っています。

いろんなこと、ハードルは多分たくさんあります。でも、今職員も一丸になって、何とかこの那珂市、ラストチャンスという言い方はおかしいですけども、この絶好の機会を捉えて頑張ってみたい、そのように考えております。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 大井川知事も、リニューアルして、100万人構想ということで頑張っていきたいと。多分、今の県民の森と植物園かな。去年が多分20万人で、今年、ごめんなさい、30年かな、20万人。令和1年が22万だと思うんですね。ただ、すごいなど、今聞いて、何をやるのかなと思ってびっくりするんですけども、あそこにアウトレットとかテーマパークが来るんだったら分かるんですけども、ごめんなさいね、植物園ですよ。もともと植物園であって、県民の森とですか。だから、どの100万人で、何か目玉商品があるかどうか分からないです。でも、そういうふうに併せて開業したいという市長の思いなんですけれども、大丈夫なんですか、何かこう、他力本願的な感じで。また、心配しちゃうんですけども、当てにしちゃって。ちょっといいですか、お答え。

○議長（福田耕四郎君） 市長。

○市長（先崎 光君） 他力本願では物事は成就しないと、私は今かつて思っています。

やはり県の施設でありますから、いろんな意味での負担は当然県が行うことになります。しかし、せっかく那珂市にある施設ですから、那珂市もきちんと考え方を入りたい。そして、お手伝いをしなくちゃいけないと思っています。

基本的な構想というのは今県が作っていますので、いずれ議員の皆さんにも、あるいは市民の皆さんにも見ていただく機会ができてくると思います。世界的なプランナーを入れてやっているようですから、かなりすばらしいものができる。これまで、植物園あるいは県民の森といったイメージががらっと変わる。それで100万人という言い方をしているんだと思うんですけども、そういったことで、あと、那珂市もやはりそれに対してインフラの整備もしなくちゃいけない。道路は国も県も那珂市も関わりますけれども、いろんな意味でアクセスも向上させなくちゃいけない。あるいは、それだけの人が集まれば当然、一般的な言い方ですけども、駐車場も整備しなくちゃいけない。地元の方々にもおそらく協力をしていかなければいけないと思っています。いろんな力を合わせて何とかこの事業を取り組んでいきたい、そのように考えております。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 市長は、ライバルとなる常陸大宮の道の駅とか、常陸太田の道の駅のそういう利用者数とか、総利用者数とか、年間の売上げとか、あと、事業費どのぐらいかかっているか把握しているんですか。

○議長（福田耕四郎君） 市長。

○市長（先崎 光君） 詳細まではまだ私も……、人のお話程度にしか聞いておりません。担当課のほうでは、それぞれ詳しい数字を調べ上げているようであります。それぞれ順風満帆

という経営ではないようです。しかし、常陸太田あたりもとんとんの収支で動いているというお話を聞いております。

私は競争というものも一つの原理ですけども、やっぱり相乗効果をどう上げるか。先ほど申し上げたように、那珂市は県北の玄関です。那珂市の道の駅に寄ってもらって、例えば、常陸大宮に寄る、常陸太田に寄る。それぞれがやっぱり自分たちの場所を磨かないと、那珂に負けてしまう、やっぱりお互いに切磋琢磨しよう、そういう環境をつくっていくことによって、おそらく県北自体がもっともっと盛り上がっていく、お互いが力を発揮していく。そういうふうに考えていますので、ぜひともそういうふうになるように努力をしていきたいと考えております。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 市長、今新型コロナウイルスの影響によって、経済不況がもう大変心配されていますよね。今本当にこれ、山場と思うんだよね。これをどう乗り越えていこうかというのは、各市町村どこでも頭を抱えていますよね。その中で、この道の駅構想は優先度が高い事業なのかなということをちょっと。

○議長（福田耕四郎君） 市長。

○市長（先崎 光君） 当然、市民の安全・安心を守るのは行政の大事な仕事ですから、今直面している新型コロナウイルス感染拡大防止に取り組んでいかなくちゃいけないと思っています。しかし、私たちは経済もきちんと立て直さなくちゃいけない。そういった意味で、担当課にもそれぞれの事業所を応援する、あるいは市民の皆さんを応援する施策を実行させていただいております。同時進行、ウィズコロナというお話がありますけれども、やはりコロナにも向き合いながら、そして経済もしっかり立て直していく、そのことを基本に考えていきたいと考えております。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） これ、相当大的きな、大規模な事業なんですよ。私が想定するのは、大体15億円から20億円の間だと思うんですよ。なぜかという、大体常陸太田が13億8,000万円、常陸大宮が18億円かな、今度は龍ヶ崎のほうでやるというのは、これはちょっと地盤があれでというんで、知っているとおりですね。20億円を超えていって、今中断しているんですよ。いろんな面で、そういう面で、あと、何でしたか、国交省か何かの補助もそのうちの1割か2割だと思うんですけども、分かりませんよ、そのほかに交付税が、何かうまいあれが、これから来るかもしれない。よく分かりません。

ただ、やっぱりこれだけでかい規模の、15億円以上あれですから、相当な税金を使ってやるわけですよ。ですから、やっぱり市民の意見を聞いて、市民の皆さんのコンセンサスを得てということ、やっぱりきちんとそういう手順を踏んでやっていかれたほうがよろしいと思うんですけども、どうですか、最後に。

○議長（福田耕四郎君） 市長。

○市長（先崎 光君） ありがとうございます。

実は、やはりこの大きな事業に取り組むという中で、職員にも、これまでの事業、これから予定している事業の中で見直しをできるものは少し洗い出しをしてくれと。それだけ大きな事業になるという覚悟はしております。しかし、そういったものを考えても、那珂市の20年後、おそらく10年、20年後を考えたときに、この千載一遇のチャンスを逃したら、おそらく悔いしか残らないんじゃないかと。そのぐらいの思いで私はやる覚悟でおります。これは市民の皆さんに、その前にまず、議会の皆さんに今議会でいろんな説明をさせていただきます。そういったご承認、ご理解をいただきながら、そして市民の皆さんにもご理解をいただいて取り組んでいきたい、そのように考えております。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 悔いが残らないように頑張りたいということで、でも、負の遺産は残さないでくださいね。これ、大変なことになりますから、はい、一応くぎ刺しておきますから。

次、新型コロナウイルス対策について伺っておきます。

この新型コロナウイルスのクラスター、これは戸崎の「カラオケはる」かな。ここで、日中お食事しながら、カラオケを楽しみながら、昼カラですか、これでクラスターが発生したということで、ここでのクラスターの感染者は何人だったのか。また、今日現在の県内の新型コロナウイルスの感染者の状況を伺います。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

那珂市におきましても、予期せぬクラスターが発生したところでございますけれども、1人のカラオケ歌手から、「カラオケはる」を利用された那珂市内外の14名の高齢者が感染をいたしました。

また、ご質問の本日現在の感染者ということですが、実際集計されていますのは昨日ですので、昨日現在の感染者数になりますけれども、県内におきまして555名の方が感染をされているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 新型コロナウイルスについては、いまだにワクチンありませんし、以前と状況は全く変わっておりません。いつ誰が発症してもおかしくない状態に変わりありません。このコロナウイルスは潜伏期間が2週間、発症から1週間程度で重症化するという人が多いので、秋頃には全く違う状況になっているかもしれません。冬になって、1月頃にピークを迎えるインフルエンザは、年末年始の帰省や旅行でウイルスが広まるおそれがあります。

本市の感染者の数では、県内ではもう14番目だったかな、上位にランクされているんです

けれども、現在までの感染症対策と、本市ではどんな対策を取っているのか。

また、市からの情報についてですけれども、これまで新型コロナウイルスについてどのような情報発信をしたのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

感染が徐々に拡大し始めた段階におきましては、手洗い、うがい、マスクの着用、3密を避けることにつきまして、防災無線、あるいは市のホームページ、SNS、広報なか等によりまして、市民の皆さんに呼びかけを行ってまいりました。現在は、マスクや消毒液は手に入るようになりましたけれども、一時入手が困難な時期に、市に寄贈いただいたマスクを全戸配布をするとか、または、次亜塩素酸水を定期的に配布することなどを実施したところでございます。

その後、一旦感染が落ち着いてきた時期に入りまして、国の専門家会議などの提言を受けまして、新しい生活様式の徹底などについて周知を行ってきたところでございます。

また、感染症の影響で経済活動の停滞やそれに伴う様々な生活不安を少しでも解消していただくよう、市独自の支援事業を現在行っておりまして、その内容につきましても、広報、チラシ等でお知らせを行ってまいりました。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 次に、PCR検査について伺ってまいります。

発熱が続き、せきが止まらない、倦怠感、風邪や肺炎の症状を懸念する場合でも、病院や保健所に相談しても、「ここでは検査ができない」と言われてしまったりとか、このような相談を多く耳にしました。これについては、本市だけにとどまらず、多くの地域で深刻な問題になっていることは認識しておりますが、本市での病院や保健所では現在どのような対応ができるのか、その現状をお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

4月頃は検査体制の整備が間に合わないということで、すぐに検査を受けられないという状況があったとお聞きしております。

しかしながら、現在は保健所におきましては、症状や持病、感染リスク等も含めた生活状況等から総合的に判断をしまして対応をしております。

また、検査ができる協力機関が増えてきているということで、必要と判断されればPCR検査を受けることができる体制は整備されているというふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 広域的医療体制ですか、の中核は、ひたちなか保健所にあるんです

けれども、この新型コロナウイルスの第2波、第3波に対する広域医療体制づくりへどのようなアプローチをしていますか、伺います。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の対策につきましては、国では新型コロナウイルス感染症対策本部や新型コロナウイルス感染症対策の基本方針、こちらに基づきまして、検査体制、医療体制の対策を講じております。

広域医療体制につきましては、県並びに保健所において整備を進めているところではございますけれども、現在のところ、その体制についての情報といいますか、通知等は届いてはおりません。ということから、本市から働きかけはなかなかできていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 流行の第2波に備えるには、感染者の早期発見と症状に応じた医療と隔離が必要であり、そのためには検査数を増やすことが必要です。

そこで、本市のPCR検査の現状とひたちなか保健所管内での地域外来、PCR検査センターの設置に向けての動きについてお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

PCR検査につきましては、市が直接的に運営に関わってはおりませんが、ひたちなか保健所管内におきましては、那珂医師会のご協力により地域外来・検査センターが6月末、6月29日ですけれども、開設をされたところでございます。そのほかに、新たにひたちなか保健所内にも検査センターが追加をされ、検体を採取できるという、そういった機関が増えてきている状況であるというふうにお聞きをしております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 国・県による新型コロナ感染をめぐるPCR検査は限定的な運用であり、対策としての追跡調査には限界があると思います。

そこで提案ですけれども、エッセンシャルワーカーと呼ばれる必要不可欠な労働者の人たちは、社会の機能を維持するために今も前線に立って、感染のリスクと闘いながら、誇りを持って命と暮らしを守る仕事に向き合っております。例えば医療関係、それから福祉施設、保育園、学校を含む、そこで働いている人たちに対して定期的なPCR検査を実施する。集団感染が発生した施設は全利用者を対象に検査する。

次に、無症状、軽症の陽性者の宿泊施設の確保と、自宅待機者の生活物資、医療支援などの施策実施は可能でしょうか、伺います。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

まず、1つ目のPCR検査の拡充でございますけれども、先週の8月28日に政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が開催をされまして、そちらでは、感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域においては、その期間、医療機関、高齢者施設等に勤務する方、入院・入所者全員を対象に、いわば一斉、それから、定期的な検査の実施を都道府県に対して要請をするとの決定がなされたところでございます。市としましては、今後その動向に注視してまいりたいというふうに考えております。

2つ目の質問でございますけれども、療養宿泊施設の確保でございますが、入院病床の拡充に併せまして県が調整を行っているところでございます。

また、自宅療養者の支援につきましては、市で感染者の特定をすることは、こちらはできませんので、市で行うということは現状では厳しいというふうに考えております。

なお、自宅療養者への生活支援の現状につきましては、保健所の担当者が療養中の注意と併せまして生活に必要な物資の確保等の確認も行いながら、入所している感染者に指導をしているというふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） PCR検査はまず大きく行政検査と、それから自費検査の2つに分かれております。行政検査は全額公費、保健所と委託契約している医療機関が健康保険等の公費で実施するものなど、いくつかのケースがありますが、必要性が認められない限りはなかなかたどり着くことはできません。

一方の自費検査は保健所を通さず、医師も診断上必要と考えていなくても本人の希望で、10割本人負担で受けられます。自費検査の値段は2万円から5万円とばらつきがあります。検査キットの値段が高く、また、国内流通も不足しているため、値段が安定していないからです。

当初、厚労省は、「37.5度以上の発熱が4日以上続く」という検査基準を設けていました。そのため、微熱の場合には病院に行ってもPCRが受けられませんでした。今は検査するかしないかを決める症状の基準が明確に決まっているわけではありません。鼻水や喉の痛み、さらにはせき、倦怠感、発熱、嗅覚、味覚障害などの症状があり、持病や生活状況も含め、総合的に必要と判断すれば、高熱が出ていなくても保険適用でPCR検査を受けることができますか、伺います。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、4月頃は検査体制の整備が間に合わず、37.5度以上の発熱がない場合には検査が受けられないという状況にあったということでございます。

しかしながら、現在は保健所におきまして、発熱だけで検査の必要性の判断はできないため、症状や持病、感染リスクも含めた生活状況から総合的に判断をしております。

また、検査のできる協力機関が増えてきているということで、必要と判断されれば、PCR検査を受けることができる体制は整備をされております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 感染が不安だ、だが、希望をしてもPCR検査を受けられない。そんな状況が今も続く中、那珂市民がそれぞれの事情で、感染が気になる人は医療機関で気軽に受けられるようになるのでしょうか。それがダメなら、必要なところに必要な範囲で受けられるようになってほしいですが、市長の見解を伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市長。

○市長（先崎 光君） 新型コロナウイルス感染症はまだ分からないことも多いため、検査体制に対しましても、市民の皆様が不安に思う声は多く寄せられております。その声に対応するには、いつでも誰でもPCR検査ができる体制が理想であると考えております。

しかしながら、検査をするには、検査のできる関係機関の拡充や、検査の結果、陽性になった方に対応するための医療体制の整備と、そこに携わる医療スタッフの確保等が必要で、県において全力で拡充を進めているところでございます。

また、8月28日に開かれました政府の新型コロナウイルス感染症対策本部におきまして、検査体制の抜本的な拡充が掲げられており、地域の医療機関で簡易・迅速に行えるよう、抗原簡易キットによる検査の拡充や、クラスターが発生した場合の一斉・定期的な検査の実施を都道府県に対して要請すること等が決定されているようでございます。

このような状況を踏まえまして、市といたしましても、今後の国及び県の動向を注視してまいりたい、そのように考えております。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 国はPCR検査を一貫して対象を絞ってきました。そもそも予算が少な過ぎます。行政検査ではなく、医師の判断で保険適用に、自己負担なしの検査をすべきです。医療や介護の現場で働く人たちには、定期的に検査を受けられる仕組みが必要です。

次に、支援というか、経済状態をちょっと伺ってまいります。

内閣府の発表によると、今年の4月から6月期の実質国内総生産（GDP）は、前期比年率27.8%と、戦後最大のマイナス成長に落ち込みました。新型コロナショックは、収入が、学費が、家族が、店が、会社が、一気に社会を不安に陥れました。新型コロナ対策で国や自治体を用意した給付金や助成金、貸付け、融資制度など、使える制度をしっかりと活用して、経済不安を軽減すべきです。この新型コロナの影響で売上げが減少し、資金繰りが大変な企業が増えております。国もこれらに対して、政府系金融機関だけではなく、民間金融機関の取扱い拡大や、保証料支援や、利子補給も拡大されました。

まず、相談件数と借入れのための認定申請数などの状況と、また、認定申請にはどのぐらい日数がかかったのかをお伺いいたします。

それから、新型コロナウイルス感染症に対する本市の独自の支援策と予算規模についてもまとめて伺います。

○議長（福田耕四郎君） 産業部長。

○産業部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

まず、相談件数でございますが、各支援制度への問合せはありますが、窓口での相談というものはございません。

融資制度につきましては、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業者への資金繰り支援措置としまして、セーフティネット保証4号、5号及び危機関連保証の認定がございます。こちらの認定件数は、9月1日現在で4号認定が264件、5号が59件、危機関連保証が27件、合計350件となっております。

また、認定書発行までの期間につきましては、申請日の翌開庁日には発行できるよう努めているところでございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） 後半の分の質問にお答えいたします。

本市の独自支援策ということでございます。5月1日付の専決処分から始まり、6月議会での追加補正、7月の臨時議会での補正予算により事業化してまいりました。

主な独自支援策を申し上げますと、ひとり親家庭等の臨時応援給付金、商工業者や農業者を対象とする緊急事業継続給付金、新型コロナウイルス感染症対策拡大防止協力金、雇用調整助成金等申請支援金、プレミアム付商品券の発行、公共料金等の支払い猶予などがございます。

独自支援策の予算規模としましては、全体で8億円程度となっております。また、今定例会におきましても、新たな支援策の補正予算をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 次、この限りある財源と今あれしている地方創生臨時交付金について、ちょっと詳しく伺ってまいります。

政府は第2次補正予算に盛り込んだ2兆円、地方創生臨時交付金の配布を各自治体に通知しました。7月末までに申請した自治体には9月頃交付金が届く見通しです。

そこで、本市の予定配布額とこの交付金の活用について伺います。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

国の1次補正、2次補正の合計額で6億8,000万円程度の臨時交付金を国から支給という

ことで、決定になっているという状況でございます。

市の独自支援策、先ほども主なものを申し上げましたけれども、そういった独自支援策に現時点ではこの6億8,000万円全てを充当しているという状況でございます。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 独自支援策が予算規模が8億円ですね。ですね、それで、この交付金が6億8,000万円ですね。そうすると、1億2,000万円の不足になりますよね。それ、どこから税源確保するの。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（加藤裕一君） お答えいたします。

国や県からの補助金のほかにつきましては、残りの1億2,000万円につきましては、一般財源から充当しているというような形になっております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 財政調整基金、減債基金はどういった基金なのか。予算編成における財政調整基金、減債基金繰入れはどのような意味なのか。財政調整基金、減債基金の考え方について伺います。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（加藤裕一君） お答えいたします。

財政調整基金につきましては、年間の財源調整のために設置されている基金であり、税収の落ち込みや災害復旧など、財源に著しい不足を生じたときに財源の確保のために設置しているものでございます。一般的に、標準財政規模の10%から20%が適正なものというふうに言われているところです。

また、減債基金につきましては、市債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる財政の健全な運営を図るために設置しているものでございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 部長が言われたとおり、財政調整基金は標準財政規模の10%ですね。それを残高に確保していく、必要ということですが、この財政調整基金とか減債基金の取崩しの状況をちょっと伺います。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（加藤裕一君） お答えいたします。

まず初めに、令和元年度末のそれぞれの基金の残高ということになるわけですが、財政調整基金につきましては20億2,000万円、減債基金につきましては12億5,000万円というふうになっていたところです。

その基金につきまして、今回のコロナウイルスとかいろんな関係におきまして、まず、当

初予算で5億円を予定していたところ、5月の専決予算時にさらに追加しまして10億円を繰り入れています。その10億円ですが、その後の国の交付金や地方税が確定されたということから、その部分を戻入れを行いまして、9月補正現時点での繰入れは3億円ということになっております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） そうすると、基金から一般財源へ行ったり来たりしながら、あと、交付金のあれを見ながら、国からのを見ながらそれを補充していくというそういう形で、これから綱渡りとは言いませんけれども、そういうことがどこの市町村でも続くわけですよね。那珂市もやっぱりそういうことを、今大変なコロナ禍ですから、これから来年、来年のいつまで続くか分かりません。再来年になるか分かりませんが、こういう非常時ですよね。こんなときにやはり基金というのが一番大事なもので、20億円ですか、それであるときは10億円を一般財源にしてみたりとか、また、戻してみたりとかという、何度も何度もいろんなことをしていかなければいけない。やはり20億円という形は、いつまでも10%と残さないといけないから、やっぱりそういう考えで、市の財政課としては気持ちでやり抜こうという形で考えているんですか。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（加藤裕一君） 議員おっしゃるとおり、基金につきましては一定程度の規模を残しておかなければ、いつ何ときどんなことが起きるか分かりませんので、ある程度というか、その規模は残しておく必要がありますので、そういった形で国や県の補助金とか、いろんな部分を踏まえながら、対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 地方交付税というのは、状況に応じてすごく動きがありますよね。そんな意味でも、この地方交付税の措置の状況によっては基金の繰戻しが厳しくなると、そういうことも予想されると思うんですけれども、健全財政の持続化を担保するためにはやはり財源確保が重要です。具体的にはどのような財源確保をしていくのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（加藤裕一君） お答えいたします。

今回の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、まさに大規模災害に相当する非常事態というふうに捉えております。このときに必要な対策に係る財源というものにつきましては、国や県の財政支援に加えまして、ただいま申し上げましたように、一定程度の財政調整基金から取崩しを行いながら財源の確保を図り、事業の展開をする必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 来年以降、自主財源が減少していくと思うんですけれども、新しい生活様式に対応した新しいビジネスモデル、コロナと共生し経済を活性化させる、今後の方針を市長に伺います。

○議長（福田耕四郎君） 市長。

○市長（先崎 光君） 今般のコロナ禍の中、何事にも3密を避け行動をされている市民の皆様、医療機関関係者の皆様に感謝をまず申し上げたいと思います。

市民の皆様一人一人が気をつけた生活を送っていただいていると思いますけれども、那珂市においても、先ほどのお話のように現在までに13人の感染者が出てしまいました。私たちは、感染された方々の心に寄り添って、人権を尊重し、温かく接していかなければいけないと思います。

しかし、残念ながら世の中には不確実な情報も流れてしまい、つらい思いをされている方々もいらっしゃいます。私たちが闘う相手は人ではなくてウイルスでございます。どうぞ、私たち行政が出す情報、国、県も市も同じでありますけれども、冷静に落ち着いて判断をしていただきたい、そのようお願いを申し上げます。

間もなく季節が変わり、議員が心配されているように秋、冬に向かってまいります。今まで以上に感染力が強くなるとも言われています。この期間をどう過ごすか。私たちの未来を左右する、そう言っても過言ではないと思います。

市といたしましても、新しい生活様式に基づき、これまで以上にマスク、うがい、手洗いの励行、そして3密と言われる密閉・密接・密集の空間を避ける、人との接触をなるべく減らそう、そういう呼びかけをしていかなければいけないと考えております。

一方、ご指摘のように経済も回していかなければなりません。市では商工業者の支援事業やプレミアム付商品券事業等々、様々な取組を行ってまいります。事業者の皆様は業種別ガイドラインを活用した感染防止対策の実施と、「いばらきアマビエちゃん」の登録をお願いをいたしております。市民の皆様には、できるだけこの「いばらきアマビエちゃん」のある店舗や施設のご利用をお願いし、ご利用の際にはその都度必ず登録をお願いしたいと考えております。

この感染症の原因であるウイルスは目に見えません。そのために不安になることが多くあると思いますが、どうぞ英知と思いやりの心を持ってこの難局を乗り越えていきたい。議会と市民の皆様と行政が一体となって、一緒に乗り越えていきたいと考えております。どうぞこれからもご協力のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） 本市においても今回の新型コロナによって、イベントの自粛や教育関係のほか、マスクの問題、医療関係の対応であったり、市民や事業者へのフォロー、経済的損失、本当に様々な影響が予測されます。市のほうでも対策本部を立ち上げて、これから

やるべきこと、対策、いろいろ練っていると思います。本市の状況を一番よく理解できているのは国でも県でもありません。特に今回の新型コロナウイルスに関しては、非常に高い感染性と、重症化率への危険性や感染連鎖が見えにくいという厄介な特徴であります。市のほうでも的確な判断をいただきたいと思います。そういった市の判断、対応を迫る中で、やはり市長の迅速かつ適切なリーダーシップに期待したいところです。

これについてご答弁がありますか。ありましたら、あれですけれども、なければおしまいにしますけれども。

○議長（福田耕四郎君） 市長。

○市長（先崎 光君） まだまだこれから厳しい時期が続くと思いますので、ぜひとも頑張っていきたい、そのことを申し上げたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 笹島議員。

○16番（笹島 猛君） ありがとうございました。

以上で一般質問を終了させていただきます。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告4番、笹島 猛議員の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたしまして、再開を15時25分といたします。

休憩 午後 3時14分

再開 午後 3時26分

○議長（福田耕四郎君） 再開いたします。

◇ 古 川 洋 一 君

○議長（福田耕四郎君） 通告5番、古川洋一議員。

質問事項 1. ふるさと納税について。 2. 都市計画（道路整備）について。 3. 消防団について。

古川洋一議員、登壇願います。

古川議員。

〔12番 古川洋一君 登壇〕

○12番（古川洋一君） 議席番号12番、古川洋一でございます。

通算37回目の一般質問をさせていただきます。

今回も那珂市を住みたい、住んでよかった、ずっと住み続けたいと思えるまちにするため、市民の代弁者として一般質問をさせていただきます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。
最初は、ふるさと納税について伺いをいたします。

ふるさと納税、ふるさとづくり寄附ですが、この活用方法については、寄附者が用途を指定できるよう、いくつかの目的別に事業が分類されているというふうに思いますが、まず、この確認をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（加藤裕一君） お答えいたします。

ただいま議員がおっしゃるとおり、寄附者が事業を指定できるということになっております。その寄附の活用方法としまして、市では5つの目的を上げております。

まず1つ目が、自然環境の保全に関する事業、2つ目として、福祉施策の充実に関する事業、3つとして、教育または文化の振興に関する事業、4つ目が、快適な生活環境の形成に関する事業、5つ目が、協働のまちづくりに関する事業となっております。また、寄附者の中には指定しない方もいらっしゃいますが、そのような方につきましては、市長が活用をする事業ということに充当するということになっております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 目的別に5つの事業が設けられており、寄附者がこの事業に充ててほしいとして指定ができるが、特に指定がない場合には、市長が活用する事業を決めることができるということであります。

では、本年度のふるさと納税による寄附の金額はどのくらいを見込んでいらっしゃるのか、当初予算の額をお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（加藤裕一君） お答えいたします。

ふるさとづくり寄附の当初予算額につきましては、4,000万円の歳入を見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 当初予算で4,000万円の歳入を見込み、歳出事業に充当することになっているようであります。

このふるさと納税による寄附金を当然のことながら、当初予算では今般の新型コロナウイルス感染症対策に係る費用に充当する財源としては計上されておりません。

この対策費用の財源として、国や県からの補助金や交付金もございしますが、財政調整基金からの取崩しや、他の事業を取りやめて対策費用に回さざるを得ないといった措置も必要になる。また、市独自の対策も求められており、財政サイドは頭を悩ませているのではないかとお察しいたします。

そこで、このふるさと納税による寄附金をコロナ対策の財源として活用してはどうかということでありますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（加藤裕一君） お答えいたします。

使途の指定をいただいている寄附につきましては、寄附者の意向に沿った事業に活用する必要があります。今年度につきましては、使途の指定がない寄附はもとより、先ほど説明しました5つの活用事業におきましても、議員おっしゃるとおりできる限り新型コロナウイルス感染症対策の経費に充ててまいりたいというふうに考えております。

なお、具体的な充当事業としましては、現時点では教育費における小・中学校の感染症臨時対策事業などを予定しておりますが、国や県の交付金などを踏まえて、福祉をはじめとしてほかの事業にも充当してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 先ほどの5つの目的事業、自然環境、福祉施策、教育・文化、生活環境、協働のまちづくりは、ある意味市民生活全般が網羅されておりますから、コロナ対策としてどの事業に充当しても、それは可能である、問題ないということであります。

ただ、問題は、ふるさと納税による財源をコロナ対策費に充当する場合、当初予算で見込んだ4,000万円以上の寄附がなければ、その歳入を当てにしている他の歳出事業の実施に何らかの影響が生じます。

先ほど、本年度のふるさと納税によるご寄附の額は当初予算で4,000万円を計上してあるとのことでありましたが、現時点でいくぐらいのご寄附、実績がおありなのか。

また、その額は前年同期と比較してどうなっているのか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（加藤裕一君） お答えいたします。

今年度8月末時点での寄附実績としましては、838万円というふうになっております。

前年度同月末時点では380万円でしたので、比較をしますと458万円の増という形になっております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） その数字間違っていないですね。

〔「はい」と呼ぶ声あり〕

○12番（古川洋一君） 現時点で昨年度の実績を上回ってはいるようですが、とはいえ、5か月を経過して当初予算の二十数%、これ、今数字が間違いなければ、二十数%にとどまっているということなんです。

それを予算額以上、1円でも多くのご寄附を頂戴するには、教育に使用しますとか、福祉に

使いますとか、そういった漠然とした言い方よりは、時限的な措置でいいと思うんですけれども、目的事業の一つとしてコロナ対策事業に充てると、そういった目的として一つ追加設定してもよろしいのではないかと。ふるさと那珂市をコロナから守りたいという意識が高まるんじゃないのかなというふうに思います。水害などの災害と違いまして、コロナ感染是那珂市ばかりではなく、全国的なものでありますから、寄附者ご自身がお住まいの市町村でも多分発生しているんじゃないかということを考えれば、それどころじゃないよということになるかもしれませんが、那珂市にご両親がいらっしゃるとか、ふるさと那珂市をコロナ禍から守りたいと思ってくださる方が少なからずいらっしゃると思うんです。その意識をお持ちいただくきっかけづくりとして、追加設定をしてもよいのではないかと。追加することのデメリットがないというのであれば、ぜひそうすべきではないかなというふうに思います。すが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 総務部長。

○総務部長（加藤裕一君） まず初めに、先ほどの数字ですけれども、間違っていないんじゃないかというご指摘ですが、間違っておりません。寄附は毎年の傾向なんですけれども、12月に多額の寄附が寄せられるという形になっておりまして、大体このような形で推移していくというのが毎年の傾向になっていますので、決して間違った数字ではございません。

それで、質問にお答えさせていただきますけれども、ご指摘のとおり、ふるさと納税による寄附金額は重要な財源の一つであります。新型コロナウイルス感染症対策を活用事業に加えることで、寄附者によりアピールする点においては有効なことだというふうにも考えております。

一方で、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、幅広い対策が必要であり、ふるさと納税制度における5つの活用事業それぞれにわたって市は対策に取り組んでおります。そのため、あえて活用事業を増やさずに、今年度の寄附金につきましては、5つの活用事業の中でできる限りコロナ対策経費へ充てていきたいというふうに考えております。

また、議員提案の意図を踏まえまして、市の新型コロナウイルス感染症対策の財源として、ふるさと納税による寄附金を有効に活用していく姿勢を市のホームページ等にも掲載してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 今ご答弁のように、コロナ対策事業として特定してしまうと、寄附者がそれ以外の事業を指定された場合に、今でもその事業に関連する対策費であったら使えるんだから、あえて特定する必要はないんじゃないかということでもあります。それよりは、ふるさと納税でのご寄附を各目的別の事業の中でコロナ対策に積極的に使わせていただく。そういった旨を市のホームページ等で訴えたいということでもあります。それでも、もちろんよろしいかと思います。

今、先ほど部長が、数字は間違っていないんですと、これからなんですということがございましたから、なおさらチャンスだと思いますね。ですから、いずれにいたしましても、ふるさと思ふ善意のご寄附が1円でも多く集まることを願うとともに、そのご寄附を有効に活用していただきたいということを申し上げて、この事項の質問を終わりとします。

それでは、次の質問事項、都市計画（道路整備）についてお伺いしてまいります。

平成23年、9年前であります、第3回定例会において私からの一般質問で、昭和46年の決定から41年が経過した市街化区域、市街化調整区域について、生活環境や産業構造が目まぐるしく移り変わっていることや人口減少、景気の低迷などにより、市街化区域の宅地化率も上がっていない現状も鑑み、見直しをしてはいかかかという質問をさせていただきました。その際のご答弁は、固定資産税、都市計画税の問題や土地利用に係る規制、制限については、農林部門や近隣自治体との調整が必要になるため、見直しは難しいですといったご答弁でございました。そのときは、いろいろ問題、課題が多くて難しいんだなということを実感し、納得をいたしました。

また、当時小学校の統合問題がありまして、これは定例会の間ではございませんが、統廃合を考える前にすべきこととして、統合した場合に廃校を余儀なくされてしまうような地域を区域指定をすることで人口の流出を防ぎ、どうしたら小学校を存続できるかを考えるべきというような思いをぶつけたこともございます。でも、これも難しいということで、統合に納得をしたわけであります。

ところが平成29年、今から3年前、既存集落、地域コミュニティの維持を目的に区域指定がされました。私にとっては何を今さらなんですが、その効果も含めて今でも私はよく理解できておりませんが、別な意味で、やろうと思えばできるんじゃないか、本気でやろうとする職員の気持ち次第だということを改めて感じたわけであります。

今回の質問もこれらに関連すると思いますが、多くの市民の声を聞いていただきたい。そして、本気で考え、取り組んでいただきたいというふうに思います。その声というのが、要らない都市計画道路の整備にこれ以上莫大なお金を使うのはやめてほしいということであり、これは、市民がおっしゃっているんですよ。ただ、要らない道路と感じている方がいらっしゃる一方で、必要だと思っている方も当然いらっしゃると思います。ですから、今回はどの道路が必要で、どの道路が必要ないというようなことを申し上げるつもりはございません。

まず、都市計画決定された道路の整備状況をお伺いしておきたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

都市計画決定された道路につきましては17路線で、計画延長は約60キロあり、平成31年3月31日現在での整備率は約70%となっております。

なお、市街化区域内での整備率は約75%となっており、本年3月には菅谷の上宿大木内線

と菅谷市毛線の一部を、また、6月には平野杉本線を供用開始したところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 整備率は70%、市街化区域内では約75%ということであります。

この数字をどう思うか。あと少しと思うのか、まだそんなに残っているのかと思うのか。

都市計画道路は、高度経済成長期における都市の拡大を前提に決定されているものが多く、近年の人口減少や低成長等の社会経済情勢の変化を踏まえたと、今本当に必要な道路なのか、多くの市民は大きな疑問を抱えております。予算の問題があるとはいえ、特に未着手路線については、必要性が低いから後回しになっているんだろうとか、決定してしまったから、お役所としては最後までやらないわけにはいかないんだろうとか、やゆされております。整備されるのを期待している、または期待していた方でさえ、いつになったらできることやら、今となってはもう要らないよというようにおっしゃる方もおります。

そこで、整備済みの路線はよいとして、いまだ着手されていない路線の必要性についてどのようにお考えになっているのか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

都市計画道路には、主に国・県が整備をする都市間連絡機能を有します広域的な幹線道路と、市が整備をいたします、市の骨格となる幹線道路がございます。市の幹線道路は、骨格的格子型ネットワークによる交通の集散や避難路等の都市防災機能を有しております。また、自転車・歩行者ネットワークの構築等も目的としており、現状におきましても都市計画決定している道路の必要性及び重要性は高いものであると考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 国土交通省や県においては、長期間未着手の都市計画道路については、ガイドラインを定めて見直しを推進しています。平成30年8月、2年前です。国土交通省都市局都市計画課が都市計画道路の見直しの手引きを発行しており、その中で、道路の都市計画については、「地域整備の方向性を見直しと併せて、その必要性や配置、構造等の検証を行い、必要がある場合には都市計画の変更を行うべきである。」と述べています。

これは、今となっては必要でなくなった道路があるということを国も認めているという証拠だと思います。地方自治体で決めたことには、国は口出しができないんでしょうから、ガイドラインを定めるだけで、この道路は要らないだろうとは言えないというわけであります。つまり、それぞれの地域や自治体で検討に検討を重ねて、必要に応じて見直してくださいということだと思います。

これを受けて、本市においては都市計画道路の見直し行っているのか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

都市計画道路の見直しでございますけれども、見直しには、代替となる路線や一定の建築物に対して個人の権利を制限してきた経緯など、様々な課題の整理が必要となります。

本市におきましては、平成20年度に人口減少社会の到来や高齢化の進行、また、厳しい財政状況を受けまして、都市計画道路をめぐる環境が大きく変化してきたことを背景に、見直し再検討を行いまして、1路線を廃止した経緯がございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 本市においては平成20年度に見直しを行い、1路線を廃止した経緯があるということであります。

国からガイドラインが出る10年前に先進的に見直しを行っているということで、それは評価に値すると思いますが、それから12年たっています。私が申し上げているのは、今本当に必要なんですかということでありまして、過去に見直したことがあればよしということではありません。

冒頭に市民の声として、「要らない道路に莫大なお金をかけるな」と申し上げました。執行部は、決定している道路の必要性、重要性は高いとお考えのようですが、行政が必要だとお考えでも、市民が必要と考えているとは限りません。バイパスができれば旧道の商店街が寂びる。スピードが出せるようになれば危険も増す。都市計画道路整備にはそういった表裏があります。

そう考えてみますと、都市計画道路が要らないのではなく、必要かもしれないが、今優先すべきことは都市計画道路の整備ではないという思いが、もしかしたらあるのかもしれない。その一つに、都市計画道路よりも、身近な生活道路を早急に整備してほしいといった思いが込められているというように感じます。

そこで、都市計画道路と生活道路の整備の進行について、現状及び執行部のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

市道のうち都市計画道路を除きます生活道路といたしましては、比較的規模が大きく市が主体的に計画・整備を進める道路と、自治会から申請を受けまして、地元の要望や考え方を踏まえながら整備を進める道路がございます。自治会からは、毎年10路線から20路線の市道整備の申請を受けており、令和元年末におきましては、採択済みのうち未着手路線は166路線ございます。また、今年度、令和2年度の整備完了路線は9路線を予定しておりますが、今年度末の未着手路線が157路線あることから、まだまだ市民からの要望が多く、必要な事業であると認識しております。

道路行政は、幹線道路としての都市計画道路と生活道路の両方を整備して成立するもので

あり、生活道路を早急に完了させるためにも、限られた予算ではありますが、今後も整備手法や優先順位など各自治会と協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） ありがとうございます。

採択済みであっても未着手が166路線もあると。今年度は9路線が完了するということですが、年間10路線程度しか整備されないということを考えますと、市民から、都市計画道路は要らないといった声が上がっても不思議ではないと、ある意味当然かなという気がいたします。

都市計画の見直しが容易でないことは十分に承知をしているつもりですし、度々変更するものでもないというふうに思います。

しかし、今般のコロナ感染症対策として、これまでとは違った新しい生活様式を求められるなど、世の中ががらっと変わるときがあります。昨日まで必要なかったものが今日必要になる。また、その逆で、昨日まで必要だったものが、一日にして必要がなくなることもあります。先崎市長、今本当に必要なものは何かといったことを考えますと、本市においてはハードではなく、医療・福祉・教育といったソフト面の充実ではないか。そして、それがただ立地的に便利だからという住みよさではなく、私が毎回申し上げる、那珂市に住みたい、住んでよかった、ずっと住み続けたいと思えるまちになると私は思っています。

決定済みだから、12年前に見直したから見直す必要はないということではなく、やるやらないも含めて、やるにしてもこのタイミングでいいのか。これは部長ではなく、時の市長としての政治判断が求められるのではないかとすることはお伝えしておきたいと思います。ですから、具体的に私も都市計画道路は要らないというふうには、私は思いません。ただ、そういうふうに思っていらっしゃる、身近なところを先にやってほしいんだというような市民の声があるということだけは、頭のどこかに置いておいていただきたいなということをお伝えして、この項の質問を終わりにいたします。

それでは、最後の質問事項、消防団についてお伺いしてまいります。

私は、消防職員並びに消防団員の皆様の日頃のご活動に尊敬の念を抱いていることをまずもって申し上げておきます。

その上で、この質問につきましては、私は消防団員ではございませんので、部外者が余計なことを言うなとお叱りを受けるかもしれませんが、消防団員は公務員であることから、少々内部事情に突っ込んだ質問をさせていただくことをお許しいただきたい。そして、これは何よりも消防団に使命感と熱意を持って入団している方の前向きな意見をお伝えするものでありますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

それでは、まず、基本的なことを確認させていただきますが、消防団の活動業務や権限については法律上の決まりがあるのかお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 消防長。

○消防長（山田三雄君） お答え申し上げます。

消防とは、一般に火事を消すなどの災害を防ぐ活動を言いますが、法律上の消防の任務は消防組織法で規定されております。消防の任務として、「消防は、その施設人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。」、このように消防とは、火災における消火活動はもとより、台風、豪雨、地震などの自然災害における救助活動や防除活動、さらには自動車事故、鉄道列車事故など、事故災害における救助、救出活動など、国民の生命、身体、財産を脅かすあらゆる災害に対処する活動を言います。

消防団員の権限として、消防の任務を遂行するために、消防団員に対し、消防職員に準じて必要な権限が法律で与えられております。消防法には、消防団員の権限として、立入検査、情報提供、優先通行権及び緊急通行権、消防警戒区域の設定、緊急措置権が規定されております。

また、那珂市消防団の活動につきましては、那珂市消防団組織等に関する規則で定められており、第11条に災害活動として、「災害現場に到着した消防団員は、設備、機械器具及び資材を最高度に活用して生命、身体及び財産の救護に当たり、損害を最小限度に止めて災害の防御及び鎮圧に努めなければならない」と規定されておりますので、各種災害対応をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 分かりました。

国民、市民の生命、財産を守るために様々な活動を行うとともに、消防職員に準じた権限も与えられているということでもあります。

ところが、とある若い消防団員の方からのお話ですが、消防団は消防職員より先に火災現場に到着しても放水できないことになっていて、炎が出ていても指をくわえて見ているしかないんだと。初期段階で放水していれば、最小限の損害で済んだかもしれないのにと、日頃の訓練も実際の火災現場対応のためではなく、操法大会に出場するための訓練になっているんじゃないのかなど、様々な疑問を抱いており、それはその方お一人ではなく、同じ班というんですか、分団の中にまた班というのがあるんですか、多くの班員もそう思っているんだというようなお話であります。

また、その方が水戸市の消防団員の方に、那珂市はできないんだよという話をしたら、「いや、水戸市は普通にやっているけれどもね」というようなことを言われたんだというふうにおっしゃっております。

先ほど、本市の規則に、災害現場に到着した消防団員は、設備、機械器具、資材を活用し

て生命、身体、財産の救護に当たり、損害を最小限度に止めて災害の防御、鎮圧に努めなければならないと規定されているということでしたよね。

この現実について、先ほどの私が、こういうことをおっしゃっている方がいるという、その現実について消防本部としての見解をお願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 消防長。

○消防長（山田三雄君） お答え申し上げます。

那珂市消防団の活動につきましては、規則で定められておりますので、火災現場等に設置します災害対策本部で活動する消防団長から、火災発生現場の状況等に合わせて、消防団長命として指揮命令系統により、消防団各部に対し様々な活動をしていただいておりますので、火災の延焼状況及び消防水利の状況等を総合的に判断し、必要があれば消防団による消火活動をしていただいております。

なお、火災現場に消防団車両等が先に現場到着した場合等に関しましては、放水による消火活動の必要があれば、市民の生命・身体・財産を守るため、また、災害を最小限度に食い止めるためにも消火活動をしていただきますので、火災現場で消火活動のための放水は本来の業務であると考えます。

また、建物火災が鎮火し、管轄の常備消防隊が現場を引上げ、消防署に戻り出場体制を整え、災害現場に戻るまでの間、地元消防団には、再燃防止による警戒監視のため、水利部署をして放水隊形を取った状態で対応をしていただいておりますので、放水をしていただく場合もあると認識しております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） つまり、消防本部としては、火災現場での放水は本来の業務であって、放水はするなといったような指導はしていないということですね。また、さらに、放水も実際にしていただいていますよということですよ。でも、してはいけないと思っている団員がいらっしゃるんです。

となりますと、考えられることとして、一つには、消防本部から消防団長を通じて指揮命令をする、そういう系統があるわけですね。指揮命令系統において、例えば、場合によっては、放水が逆効果になるというようなこともあるんじゃないかなと思うんですね。それから、団員を危険にさらさないために、消防団の中の上司からの命令で、「この場は放水はするな、しちゃいけない」というような指示がもしかしたらあるんじゃないかなという、私は詳しくはありませんけれども、そういうこともあるんじゃないかなという気がいたします。ということをその団員さんが、消防団は放水しちゃいけないんだというふうに誤解されて、勘違いをされているということが一つ考えられます。

それともう一つは、その分団、もしくはその分団の中の班だけで活動するのはあるのかどうか分かりませんが、その中だけは実際にそのような指導がされているのか。消防団はやつ

ちゃだめなんだよというような指導がされているのか、そのどちらかなんじゃないかなというふうに思います。

もし、後者だとするならば、それは同じ那珂市の消防団としていかなものかというふうに思います。実際のところは分かりませんから。

いずれにいたしましても、問題なのは、そもそもその方も含めて消防団に入団されたときとか、その後の定期的な確認とか、再認識をしていただくとか、そういった全団員に周知徹底が図れていないことが問題なのかなというふうに思いますが、消防長、どう思いますでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 消防長。

○消防長（山田三雄君） お答え申し上げます。

議員ご指摘のとおり、消防団員の中には、消防団活動について誤解や認識が不足している団員がいる可能性も否定できませんので、定期的に関係をしております消防団の部長以上の幹部会議におきまして、再認識のために消防団幹部に周知をし、部長は各部において班長及び経験豊富な団員を通して、未来を担う経験の浅い消防団員等に対し指導をして、消防団活動に対しての誤解や認識不足の解消を図っていただけるように、指導・教育するように周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 消防団の部長以上の幹部会議を定期的に関係されているとのことですが、幹部やベテランの方々にとっては当たり前のことであつたとしても、経験の浅い団員への指導・教育は怠つてはいけないというふうに思います。市民の生命・財産を守っていただく消防団の組織力を高めるためにも、これはぜひ必要だと思うんですね。よろしく願いしたいというふうに思います。

次に、消防団員が火災現場の交通整理をされているところをよく見かけますけれども、消防団員の権限にもあるように、これも重要な任務じゃないのかなというふうに思います。

しかしながら、曜日や時間帯によっては、団員がすぐに現場に駆けつけられないというようなことも少なくないというふうに聞いています。そういったことで、別な団員の方ですが、おっしゃっていたのは、集まらない、全然、やろうと思つても誰も来ないんだというようなことが、誰も来ないということは極端でしょうけれども、そういうことがあることもあるので、交通整理は警備会社と契約してやつてもらったほうがいいんじゃないかと。そのほうが間違いないんじゃないかというふうにおっしゃる団員の方もいらっしゃるんです。それがよいのか、可能なのかということもございますけれども、そもそも火災現場での交通整理というのは、誰が、どこがと言つたらいいのかな、主体でやるものなのか伺います。

○議長（福田耕四郎君） 消防長。

○消防長（山田三雄君） お答え申し上げます。

火災現場での交通整理に関しましては、基本は警察署員の対応であると認識をしております。消防と警察は全ての災害事象に対して情報共有をしておりますので、警察署員も災害現場活動をいたしております。

火災現場は幹線道路等に面する場合や、時間帯により交通量が多い場合や、交差点近くで発生する場合など、多種多様であり、常備・非常備消防を問わず火災現場に到着して、消火活動のために消火栓や防火水槽等に水利部署をして水を確保し、消火活動をいたします。

災害現場付近の道路状況、水利状況等により、長距離のホース延長や幹線道路を横断してのホース延長も余儀なくされる場合も多々あり、幹線道路横断時には、ホース破断防止のためホースブリッジ等の資機材を活用し、事故防止や二次災害防止に努めるとともに安全員等を配置し活動しております。

混乱している現場状況等により、広範囲に及ぶ交通規制が必要になる場合があることから、多くの消防団に現場に出動していただいたときには、安全管理及び二次災害防止のために、団員が交通整理等の補助を行っていただく場合もございます。また、火災現場等では、関係者以外の出入りを制限する場合もあることから、消防警戒区域の設定には、その区域内の出入りの制限等をしていただく場合もあると認識をしております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 分かりました。

ということは、基本的には警察署員が行うものなんだと。消防団員というのはあくまでも補助的な役割、そういった立場なんだということでもあります。

であれば、消防団員の十分な人数が確保できないとしても、警備会社をお願いする必要もないし、職務権限の点からも、お願いは逆にできないというふうに理解してよろしいということでしょうか、いかがですか。

○議長（福田耕四郎君） 消防長。

○消防長（山田三雄君） お答え申し上げます。

そのとおりでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 分かりました。ありがとうございます。

今日は部外者が余計なことを申し上げましたが、最初に申し上げましたとおり、消防団員としての使命感と熱意を持った団員からのお声をお伝えをしたつもりであります。

団員は、それぞれ違った環境で本業のお仕事をされていらっしゃいますし、消防団の入団目的がそれぞれ違ってもそれは致し方ないというように思います。そういう団員お一人お一人を同じ意識の下、市民の生命・財産を守る組織としてまとめていかなければならない団長さん以下幹部の皆様のご苦勞は大であるというふうにお察しいたしますが、消防団員として

の使命感と熱意を持った団員お一人お一人を大事にしてほしいという願いを込めて、消防団を指導・監督する立場の消防本部へのお願いという質問でございます。

本当はもう一点、消防団と地域の関わりについて質問を考えておりましたが、今回は取りやめをさせていただいております。

最後に一つ私の独り言を。どういう組織でもこれが伝統というものがあるかと思います。私は、時代が変わろうとも変えてはいけないことがある一方で、時代の流れで変えなければいけないこともあるということをいつも感じております。

以上で私の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告5番、古川洋一議員の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（福田耕四郎君） 本日は議事の都合によりこれにて終了し、残余の一般質問は明日9月4日に行うことにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 4時05分

令和2年第3回定例会

那珂市議会会議録

第3号（9月4日）

令和２年第３回那珂市議会定例会

議 事 日 程（第３号）

令和２年９月４日（金曜日）

日程第 １ 一般質問

日程第 ２ 議案等の質疑

報告第 ９号 令和元年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率の状況について

報告第 10号 令和元年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による資金不足比率の状況について

報告第 11号 令和元年度那珂市一般会計継続費精算報告書について

議案第 54号 那珂市税条例の一部を改正する条例

議案第 55号 那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例

議案第 56号 那珂市手数料条例の一部を改正する条例

議案第 57号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 58号 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 59号 那珂市特別会計設置条例の一部を改正する条例

議案第 60号 令和２年度那珂地方公平委員会特別会計予算

議案第 61号 令和２年度那珂市一般会計補正予算（第５号）

議案第 62号 令和２年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第２号）

議案第 63号 令和２年度那珂市公園墓地事業特別会計補正予算（第１号）

議案第 64号 令和２年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第２号）

議案第 65号 令和２年度那珂市下水道事業会計補正予算（第１号）

議案第 66号 那珂地方公平委員会規約の一部を変更することに関する関係地方公共団体の協議について

議案第 67号 防災情報システム整備事業の変更契約の締結について

議案第 68号 令和元年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について

議案第 69号 令和元年度那珂市水道事業会計決算の認定について

日程第 ３ 議案等の委員会付託

日程第 ４ 請願の委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１６名）

１番	原 田 陽 子 君	２番	小 泉 周 司 君
４番	福 田 耕四郎 君	５番	石 川 義 光 君
６番	關 守 君	７番	大和田 和 男 君
８番	富 山 豪 君	９番	花 島 進 君
１０番	寺 門 厚 君	１１番	木 野 広 宣 君
１２番	古 川 洋 一 君	１３番	萩 谷 俊 行 君
１４番	勝 村 晃 夫 君	１５番	武 藤 博 光 君
１６番	笹 島 猛 君	１７番	君 嶋 寿 男 君

欠席議員（１名）

３番	小 池 正 夫 君
----	-----------

地方自治法第１２１条第１項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	先 崎 光 君	副 市 長	谷 口 克 文 君
教 育 長	大 縄 久 雄 君	企 画 部 長	大 森 信 之 君
総 務 部 長	加 藤 裕 一 君	市民生活部長	桧 山 達 男 君
保健福祉部長	川 田 俊 昭 君	産 業 部 長	高 橋 秀 貴 君
建 設 部 長	中 庭 康 史 君	上下水道部長	根 本 雅 美 君
教 育 部 長	小 橋 聡 子 君	消 防 長	山 田 三 雄 君
会 計 管 理 者	清 水 貴 君	農 業 委 員 会 長	海老澤 美 彦 君
総 務 課 長	飛 田 良 則 君	農 事 務 局 長	

議会事務局職員

事 務 局 長	渡 邊 莊 一 君	次 長 補 佐	三田寺 裕 臣 君
書 記	小 泉 隼 君		

開議 午前 10 時 02 分

◎開議の宣告

○議長（福田耕四郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。3番、小池正夫議員の1名が欠席でございます。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（福田耕四郎君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場
に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付したとおりでございます。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本日の議事日程については、別紙のとおり、お手元に配付をしてあります。

◎一般質問

○議長（福田耕四郎君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問者の質問時間、1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆さんにお知らせをいたします。

会議中は静粛をお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方、ご配慮をお願いいたします。拍手等についてもご遠慮をお願いいたします。

なお、感染予防対策のため、傍聴可能な席数を半分に削減をさせていただいております。
隣との間隔を1席ずつ空けて着席をお願いいたします。また、入り口にございますが、手指
の消毒及びマスクの着用にご協力を賜りたいと思います。

今期定例会の一般質問については、密集、密接、密閉の3密を避けるため、議場の出席議員
のうち3分の1程度は、原則として別室でのモニター視聴による参加とさせていただきます。
また、執行部出席者においても、議事に支障がない程度に減員して実施しております。
ご理解のほどよろしくお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前 10 時 05 分

再開 午前10時05分

○議長（福田耕四郎君） 再開いたします。

◇ 武 藤 博 光 君

○議長（福田耕四郎君） 通告6番、武藤博光議員。

質問事項 1. 道路行政について。2. デマンドタクシーの運用状況について。

武藤博光議員、登壇願います。

武藤議員。

〔15番 武藤博光君 登壇〕

○15番（武藤博光君） 議長より許可を得ましたので、ただいまより通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思います。

今回のテーマは、1つは道路行政について、2つはデマンドタクシーについてなんですけれども、まず、質問の前に概要的な今後の道路行政について、私なりの私見や、最近、国土交通省が発表いたしました2040年の道路の道筋というような概念が出ておりますので、そのあたりを提言しながら、随時、質問をしていきたいと思います。

このコロナ禍におきまして国土交通省が新しく指針を発表したわけございまして、それが2040年、道路の景色が変わるという新しい内容でございます。このコロナ禍での動きが目立っておりますのが国土交通省でありまして、例えばタクシーを利用してお墓参りをするとか、また料理の配達をするなど、非常に規制緩和が進んでいるわけございまして。そして、この6月18日に、コロナ対応といたしまして、ウィズコロナとそれに続くアフターコロナというふうな項目に分けて、今後の自転車通勤通学の促進や、そしてまたサービスインターチェンジ、道の駅など、このようなものへの広がりを見せているわけございまして。

この2040年道路の景色が変わるとような概況におきましては、これからの気象変動、人口減少、デジタル化、そしてポストコロナの新しい生活様式の対応、このようなことで2040年までには社会が大きく変わるだろうというような予測したものでございます。

その中で大きく5つ、そしてまた3つの社会の姿というものが出ているわけございまして、その5つの内容をご紹介しますと、1つ目が通勤通学ラッシュの緩和、激減。2つ目が公園のような道路に人が集う。3つ目として人・モノの移動が自由化・無人化されると。4つ目が店舗などの移動、いわゆる道路の上での店舗の営業とか。あと、災害時に被災する道路から救援する道路、いわゆる強靱な国土とその道路状況というものを目指すと、そういうことでございます。

そのほかに、この道路行政が目指す3つの持続可能な姿というのがありまして、1つ目が、全国どこにいても誰もが自由に移動でき、交流、そして参加ができる社会。2つ目として、社会と人・モノ・サービスが行き交うことができるようなシステム。3つ目といたしまして、国土の災害の強靱化と、インフラ老朽化を克服した安全・安心な暮らしを目指せる社会と。このような大きな3つに分けられているわけでございます。

この国土交通省が描く2040年の道路の真意というのが一体何なのかということですが、特に今までと違うのは、人と人のつながりが幸せであり、道路は交流の場とするというような概念でございます。昔とか、よく道路でキャッチボールをしたり、道路に落書きをしたというのが私たちの小さい頃はあったんですけども、今となってはもうほとんどないわけですが、それに近いような、道路が交流の場ともなり得ると、そのような道路の一部分もできるだろうというようなニュアンスでございます。

そこで、一体何をを目指すのかというのが、進化と回帰。進化というのは道路の高機能化、回帰というのは、先ほど述べましたような、いわゆる道路で集えるような社会生活、というのが行われるのではなかろうかというふうに推察できます。

この移動の効率化、そして安全性、環境負荷などの社会課題は、デジタル技術を活用して道路を進化させることによって問題解決を図るということでございます。そしてまた、道路が子供の遊び場の一部となったり、井戸端会議を行うなど、人と人との交流があった過去に振り返り、コミュニケーション空間としての機能を回帰させるという意味でございます。

そして、今の技術からすれば、2040年、人が運転することなく、自動運転化というものも非常に効率的に行われるだろうと。これは、道の駅ひたちおおたにおいても自動運転化の一部の試験が行われていると、このように話を聞いております。そのようにスマートフォンで車を呼び出して、またそこから動く。そうなるということも道路も非常に合理化されまして、余った空間を遊びにでき、進化と回帰が対立することなく両立してできるというようなビジョンが掲げられているわけでございます。

いずれにいたしましても、このコロナの影響におきまして、以前よりは通勤通学のラッシュが減っている。そしてまた、道路の一角に公園のような場所もできている。そしてまた、人・モノの移動が自由化、自動化されて無人化となると。そしてまた4つ目として、店舗でサービスが道路の上でもできると。そしてまた5つ目で、災害時に被災する道路から強靱な救援する道路と。このようにウィズコロナということに関しまして、きっと国土交通省は向こう20年間ぐらいの指針を、今後、市町村、もしくは地方自治体に出してくるようなことと思われるわけでございます。

こうしたことに鑑みまして、これからの道路行政というもの、やはり今までとは異なり、昨日、古川議員が述べておりましたけれども、都市計画道路の見直しというものも非常に大事になってくるのではなかろうかなというふうに思っております。ウィズコロナのおかげで通勤する自動車が減れば、それに伴って交通量も減る。結果として、道路も以前よりは使わ

れなくなると。このようなことも起こり得るのではなかろうかなというふうに、私も考えているわけでございます。

それに伴いまして、今、問題となっておりますのが、地方の生活道路の状況でございます。やはり生活道路というのはどうしても目につく、自分ちの目の前の道路でありますので、それが目につくわけでありまして、特に道路からの振動というのを、最近多く聞かれるようになったわけでございます。

例えば、額田でいうと県道山方線、この辺りの路面も非常に傷んでおりまして、額田の交流センターに先日行ったところ、地震かと思われるようなすごい振動があったと。やはりこれは何らかの原因があるのではなかろうかなというふうに、何人かで話してはいたわけでございますけれども、この路面からの振動というのは、どういうところに原因があり、今後、対応していくのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

道路の振動の原因としましては、老朽化による舗装の劣化や、地下埋設物によります自然沈下などでの段差によるものが考えられます。

対応としましては、日常のパトロールや、市民の方、自治会などからの連絡を受けまして、現場を確認し、状況により緊急的な補修や計画的な修繕の対応をしております。

なお、国・県道の場合には、道路管理者であります常陸大宮土木事務所へ連絡をしまして、対応をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） この道路なんですけれども、那珂市の場合は、市の中央を常磐自動車道が走り、また南北を通る国道6号、そして118号及び349号という3本の大きな国道が走っておりまして、非常に大きな通過、交通量も多いというふうに思っておりまして、市の道路、これは私の把握するところ、約1,200キロメートルぐらいあるのではなかろうかなというふうに思うわけでございますけれども、この路面、道路の改良率や道路の舗装率、そういうのはやはり地域によってかなり違っておるとは思いますけれども、この道路の舗装率とか改良率、分かる範囲で結構ですのでお答え願えればと思います。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、市内の市道の実延長につきましては1,161キロでございます。その中で改良率が27%、舗装率が52%の整備となっております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） 以前に比べますと随分良くなっているかなというふうに思っている

わけでございます、やはり日頃、自治会長さんからのいろんな陳情、そしてまた、地域の方の協力によりまして、随分と改良率が増進したなというふうに思うわけでございます。

そして、今問題となっている生活道路というのも、やはり非常に地域から陳情があった後、時間が長くなるというのが実情かなというふうに思うわけでありまして、例えば、私の知っている額田のある地区におきますと、昭和の時代から行っているような道路がありまして、もはや30年を超えるような陳情道路というのもいくつか散見できるわけであります。

やはり今、地域の人々の理解力とか、そのような対応がないと非常に道路の改良というのは難しいのではなかろうかなというふうに思うわけでございますけれども、何本かその路面について伺いたいと思いますけれども、この未整備道路の状況、例えば神崎地区になるわけなんですけれども、神崎地区の杉と堤を結ぶ道路の状況、これなどはどうなっているのか、伺いたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えをいたします。

議員ご質問の杉、堤地区、それと菅谷地区の字境にあります市道ということでのお尋ねだと思います。その市道につきましては、通称菅谷南原線ということで現在整備をしておるところでございます。片側側溝つきの幅員4メートルの狭隘道路として事業に着手をしております。昨年度に測量業務が終了しましたので、今年度からは用地買収交渉を進めているところでございます。

なお、整備の完了時期としましては、令和6年度を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） 今年の7月は随分雨が多かったんですけれども、ちょっと用事がありまして、この地区をちょっと見てまいりましたが、随分水かさが増して道路に水があふれていて、周辺の畑や山林のほうまで水があふれていると。非常に大変な道路で流末もなく、大変だろうかなと思ったわけでございますけれども、ただいまの部長の答弁によりまして、整備完了が令和6年度ということなもので、あと4年くらいのうちには完了するかなというふうに思いますので、ひとつ安心しました。どうもありがとうございます。

続きまして、額田地区になるんですけれども、額田東郷と本米崎、神崎の本米崎を結ぶ道路が、今、工事、一部設計に入っていると思うんですけれども、このあたりの進捗はいかなものでしょうか、伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

額田東郷から本米崎、四堰地区を結ぶ市道、通称額田東郷新地後坂下線につきましては、片側歩道つき両側側溝の市の計画道路といたしまして、幅員9メートルから12メートルで整備を進めております。

現在、事業化しております水田部の工区では、道路との高低差があるため、拡幅部におきまして盛土工事を施工しております。盛土が安定した後に改良工事を発注し、令和6年度頃までに完了する予定であります。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） これも令和6年度に完了ということですので、もう少しなので待ちたいと思っております。

いずれにいたしましても、各地区の自治会長さんとか、まちづくり委員さんからかなりの割合で道路の改修、もしくは新規路線の申請とかがあるかとは思われます。合併いたしまして、旧町村で言いますと8町村になるかと思われるんですけども、建設部といたしましては、この地区から陳情とかの割り振り、相当あるかと思うんですけども、どのような形で割り振っているのか、分かればお伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えをいたします。

新規路線の整備についてですが、毎年、各まちづくり委員会の中で優先順位を決めていただくなど、各地区1路線以上を目標に計画を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） そうしますと、各地区平等に行われているというようなことなんでしょうけれども、やはり予算的にももうちょっと増やしていただければ、この道路の改良も進むではなかろうかなというふうに思いますので、今後に期待したいと思います。

あと、未整備路面についての、路面ではないですけども、水路のほうになってしまうわけでございますけれども、今から5年くらい前、額田に外周排水路ができるよというお話を聞かされまして、その後どうなっているのかといつも思っているわけでございますけれども、当時建設課にいた海老澤課長がお見えになったわけですけども、それから5年ぐらいたって、地域の人から額田城跡の外周の排水路はその後どうなっているんだろうというような話を受けております。

これにつきましては、進捗状況をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

額田城跡西側外周排水路の整備でございますが、現在、用地買収交渉を進めております。一部の土地におきまして、相続対象者61名の相続手続が済んでいないということから、今後、整理ができ次第、工事に着手する予定であります。

なお、施工におきましては、かごマット等によります護岸整備を計画しております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） 護岸工事ということで、いろんな植生物が住んでおりまして、サワガニとか、ドジョウとか、蛍とかもおりますので、その辺の配慮も一緒にお願いしたいと思っています。

続きまして、この道路行政で速度制限がある道路がほとんどだと思うんですけども、30キロに制限されている県道なり市道なりがあるかとは思いますが。30キロ道路というのは、通常、ゾーン30といいまして、その30キロのイメージとしては、例えばその入り口に30キロという道路標識のほかに、ここはゾーン30ですよ、注意して走りましょうとか、もしくは道路の入り口が若干狭くなったりして、ここからがゾーン30ですよというのを示しているとは思いますが、大体このゾーン30、小学校の近くとか生活道路が主に行われている場所かとは思いますが、このゾーン30がもうほとんど守られていないと。車はスピードも超過するし、とてつもない危険な道路になっております。市内では2本あるかとは思いますが。通称横堀街道、あと先ほど述べた県道山方線。

こういうところがせっかく30キロに制限されているにもかかわらず、速度超過が非常に多く見受けられる。これにつきましては、警察署と協議していただきまして、事故が起きないような連携など、対策をしていただけないかと思うんですけども、この点について伺いしたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

市では、交通標識の設置や違反者の取締りはできませんが、地元自治会からの要望によりまして、注意喚起の看板等を設置しているところでございます。

また、市長が先頭になりまして、警察署と交通事故防止対策の会議や、交通キャンペーンなどの事業を連携しながら取り組んでおるところでございますので、今後、その会議の中で交通安全対策などを協議してまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） これは、確かに県道が主になるわけでございますけれども、やはり先崎市長におかれましては、県会議員を長くお務めになられまして、大宮土木とかのつながりも非常に深いだろうし、また、所轄でありました公安委員会のほうとのネットワークもあるかなというふうに思うわけでございますので、ぜひともこの問題につきましては、市長も積極的に働きかけをお願いしたいと思うんですけども、市長、ご意見、いかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 市長。

○市長（先崎 光君） 今、議員さんご指摘のゾーン30、これもやはり子供たちを見守る地域、保護者にとっては非常に関心の高い課題であります。那珂市内では、ゾーン30のエリア、まだ設定されていないと思うんですけども、地域のご理解とかいろんなものがいただければ、

子供たちを安全な環境に置くために必要なことと考えております。今後も、検討しながら前向きに取り組んでいきたい、そんな思いでございます。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） 前向きな答弁、ありがとうございました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、デマンドタクシーの運用状況に移りたいと思ひます。

このデマンドタクシー、海野市長の時代から、私も一般質問等でデマンドタクシーの推進というのを非常に積極的に行ってきたわけでございます。このデマンド交通、導入しまして数年たつかなというふうに思ひわけでございますけれども、このデマンドタクシーの状況といいましますのは、やはりデマンドタクシーを運用してからのその後が非常に大切と。いわゆる事後評価が大切だろうというふうに思われるわけでございます。やはりこのデマンド交通は、以前、使われておりましたひまわりバスなど、コミュニティバス以上に地域に密着した、ドア・ツー・ドアに近い形で行っているのが那珂市の特徴かなというふうに思ひております。

このデマンドタクシーの状況、今の登録者の推移はどのようになつておりますでしょうか。登録者数についてお伺ひしたいと思ひます。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） デマンド交通「ひまわりタクシー」の利用者状況等についてお答えいたします。

まず、登録者数でございます。平成29年度末が2,237人、30年度末が2,590人、令和元年度末が2,952人となつておりまして、本年度、一番近い数字で8月末現在の登録者数は3,060人という状況で、年々増加傾向にあります。

また、次に、利用者数でございます。平成29年度が延べ1万3,473人、1日平均55.2人、30年度が延べ1万5,062人、1日平均61.7人、令和元年度が延べ1万9,704人、1日平均67.3人となつております。

令和元年度から従来の運行体制を拡充しまして、運行範囲を水戸市まで拡大したほか、土曜日の運行の追加並びに12時便、17時便の運行を追加し、車両を6台体制に増大をして運行しているという状況も併せて、年々、登録者数及び利用者数が増加傾向というふうになつてきている状況でございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） ただいま部長のお話をお伺ひしますと、令和元年度が1日平均67人と、過去3年間におきまして非常に増えているという傾向が分かります。車が6台あるということで、6台で1日平均67人というとならば1台の乗車が1日10人になるのかなと。そうなるということ、このコロナの下におきまして3密が防げるのかなというふうに思ひわけでございますけれども、私自身もこのデマンドタクシー、登録しておりまして、よく使わせて

いただいておりますけれども、やはりこのデマンドタクシーは、地域の人からの要望を積極的に伺う必要があるのではなかろうかなというふうに思っておりまして、地域住民と行政が一体となりましてPDCAを実施していく必要があると、このように思うわけでございます。

このPDCAというのは、プラン、いわゆる計画、立案です。次、DというのはDo、実施、運用、そしてCというのは、チェック、いわゆる利用者からの評価、検証、そして最後、このAというのがアクションで、改善なり措置を行うと。このようなことで地域住民と一体となって、デマンド交通の運用というのをよりよくしていくものであると思っているわけでございます。

このような中で、利用者の要望というのがあるかなというふうに思うんですけれども、利用者の要望はどのようなものがあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） 利用者の要望はどういったものがあるかというお答えをさせていただきます。

まず、過去に実施した公共交通アンケート等の調査結果では、「土曜日も運行してほしい」、「運行本数を増やしてほしい」、「市外まで運行してほしい」という要望が主な要望でございました。これらの要望を踏まえて、県央地域定住自立圏における地域公共交通の取組の一環として、令和元年度から水戸市への乗り入れや、運行体制の拡充を図ってきたというところでございます。

現在も、ひまわりタクシーの車内において、定期的に利用者のアンケート等を実施しております。こちら水戸市便に拡充したことについては、大変好評を得ているところでございますが、一方で、水戸市以外の市町村への運行を希望する声というのが、現在は増えつつあるという状況でございます。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） このデマンド交通、令和元年度の決算の状況を見てみますと、運行費用が総額で4,200万4,000円、そこから運行収入が482万3,000円と。そういうことで市の負担が3,538万1,000円と、このような形で相当一般財源からの支出が増えていると。そのほかに国からの支出金が817万8,000円あるということで、合計で歳出が3,564万9,000円ということで、非常に大きなウエートを占めているのかなというふうに思うんですけれども、以前のひまわりバス、これに比べると非常に費用対効果がよろしいのではなかろうかなというふうに思うわけでありまして、今後のますますの利用の推進、そしてまた、啓蒙に努めていただければよろしいのかなというふうに思っております。

先ほど言われました拡大の方向、前回、私もデマンドタクシー乗ったところ、アンケートの用紙がありまして、それによりまして、「あなたはどちらまでを希望しますか」とか。この例で言いますと、ひたちなか、そして東海と、このような近隣の市町村が挙げられていた

わけでございますけれども、やはり私も多くの人から要望されるのは、なるべく勝田の病院に行きたい、そしてまた、東海まで行きたいというのがほとんどの要望でございました。

ぜひとも、そのあたりの多くの市民の要望に応じていただくべく要求したいと思うんですけれども、今後の拡大予定はいかなもののでしょうか。お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

議員がおっしゃったとおり、利用者等の要望からすると、ひたちなか市、東海村等と。特に方面としては病院というところを希望したいという声が多かったということは、そのとおりでございます。現在、水戸への運行拡大をして2年目ということで、その状況を見つつ、特にひたちなか市への乗り入れについて、現在、検討を進めている最中でございます。運行事業者等と意見交換を行っているところでございます。

乗り入れに当たっては、昇降場所の選定や、ひたちなか市、また、ひたちなか市のタクシー事業者との調整も必要になってまいります。関係機関等との協議を進めて、那珂市の地域公共交通の要として、ひまわりタクシーのさらなる利便性の向上に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（福田耕四郎君） 武藤議員。

○15番（武藤博光君） ただいま部長から前向きな発言がありましたので、ぜひとも近いうちに、もう本当に来年度でも、できれば可能かと思うんですけれども、この路線の拡大というものを、関係機関等、計らいながら推進していただければと思ひまして、今回の私の一般質問を閉じたいと思ひます。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告6番、武藤博光議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。入替えをお願いいたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時40分

○議長（福田耕四郎君） 再開いたします。

◇ 花 島 進 君

○議長（福田耕四郎君） 続きまして、通告7番、花島 進議員。

質問事項 1. 新型コロナウイルス感染症対策について。2. 東海第2原発の問題について。3. 市内の排水問題について。

花島 進議員、登壇願います。

花島議員。

〔9番 花島 進君 登壇〕

○9番（花島 進君） 通告に従って質問いたします。手短になるべくお話ししたいと思います。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてお聞きします。

この問題については、昨日からいろんな議員が話をしていますので、前置きはなるべく省略させていただきます。

まず、新型感染症の広がりについて、今の日本国、あるいは茨城県、そして那珂市について、どのような将来見通しを持っていますか、お伺いします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

まず、8月末までの国内感染者の累計でございますけれども、横浜のクルーズ船を含めまして約7万人弱でございます。6月下旬以降を流行の第2波と考えた場合、感染者数は約5万1,000人で、全体の約4分の3を占めている状況でございます。

1日当たりの感染者数は、8月7日に過去最多の1,607人に達しました。その後は1,000人を切る日も出始めまして、お盆前後からは落ち着いているようにも見えます。

8月21日に開催されました政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会によりますと、6月下旬からの感染拡大については、全国の発症者数を発症日ごとに分析したところ、7月27日から29日頃にピークに達したと見られるとの結果を示しました。

しかしながら、感染者が減少傾向にあるかどうかははっきりしない地域がある上、お盆期間中に人の移動があったために、再度、増加に転じる可能性も十分にあるとしているところでございます。

第2波の初期は、若い世代が感染の中心でしたけれども、最近は中高年の感染も増えつつあり、東京都以外の自治体で、病院や高齢者施設においてクラスターが比較的多く発生している状況でございます。

また、8月1日に80人だった重症者につきましては、8月24日には252人と右肩上がりに増えておりまして、ここ数日減少傾向にはあるものの、今後、死者数の増加につながるのではというふうに懸念される状況でございます。

いずれにしても、今すぐ楽観視できる状況になるものではなく、引き続き感染防止策を取りながら、日常生活を過ごしていかなければならないのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 今は感染状況、特に感染者数とか重症者数をお聞きしました。ですけ

れども、この中で感染者数というのがやはり気になるところでして、テレビなんかでも感染者数といっているんな数字が発表されているんですけども、これは感染者数ではないですよ。感染者が検出された数であって、実際には隠れた感染者が大勢いるだろうと思っています。

このコロナウイルスの難しいところは、無症状や軽症で終わる方が非常に多いということで、なおかつ症状が出る方であっても、無症状のときに既に感染力があるというふうに言われている。ここが非常にややこしいところです。私がいろいろ調べた報告の中では、約4割が無症状の人から感染されているという報告もあります。これが正しいかどうかは別にして、感染力があるということは間違いなくと思っています。ということは、なかなか明らかに症状が出ている方だけ見ていたんでは、抑え切れないということだと思っています。

2月から3月頃は、感染検査を外国渡航歴や症状のある方、そして濃厚接触者を中心に行い、そのほかの方の検査をかなり制限していました。当時の限られた対応力の中では、検査の制限はやむを得なかった面もありますが、問題は、その間に目立たないところで感染が広まったと見るべきだと思っています。

今の現状は、先ほど報告がありましたような感染検査数の変化はありますが、よく見ると、実際に感染者の数がそういうふうに変化しているのではなくて、特定の社会空間とくに集中的に検査を行ったときにたくさん出てくるという側面があると思っています。

それで、残念ながらこの感染症に特効性のある治療法はまだ確定していません。予防のワクチンについても開発は進められていますが、なかなか難しいところがあります。私が聞くところによると、コロナウイルスというのは、今話題になっているものだけではなくて、昔からあるわけで、我々の普通の風邪と言われるものの原因であったり、あるいは近年であった劇症がある病気にも出ていたということです。それらのワクチンというのは、これまで開発に成功したのがないという話なんです。ですから、場合によっては、今の新型コロナウイルスに対してもワクチンがなかなかできない可能性もあります。また、できるとしても、実際には実用化されるまで、つまり、安全性などが確認されて広範に使用できるのは、大分後になると思っています。

一方、人と人との接触を少なくすること、マスクの着用とか手洗いの励行、会食を避けるなどで、主な感染経路のいくつかは遮断して、感染拡大を抑制することができますが、100%の実施は不可能と考えています。また、このコロナ禍の初期の段階であったような大幅な行動制限というのは、短期間ならともかく、現状では、単に経済活動の問題だけでなく、人としての活動が制限されるということで、長期間大幅な行動制限することはできないと私は思います。

それで、その中で最も有効と考えるのは、感染を早期に検出して、隔離、半隔離を行うことだと思っています。そのためには検査を大幅に広げることが必要です。その点で、私はこれまで国や県に検査の拡大を要請することを求めてきました。ですが、いろんな医師会など

の努力はありますけれども、国の対応は悪く、県の対応も十分とは見ていません。検査の拡大については、昨日の寺門議員、笹島議員の一般質問でも求めがありましたが、私からも要請いたしたいと思います。

ただ、私独自の観点としては、感染者が多いから検査を増やせということではなくて、感染者が多かろうが少なかろうが検査を大幅に増やして、早期に感染者を見つけ、半隔離、隔離などの対応することを求めたいと思っています。

実は、国や県もいくらかの対応はしているとは思っていますが、私が考えるレベルからは程遠いと思っています。那珂市として国や県に任せておけないと考えていますので、そのためには、時間とお金がかかっても、検査に必要な人材養成と設備の用意、そして、市民を検査に導く体制を整備されてはいかがかと思います。

そして、もう一つは、最初の段階は検査できる数は少ないでしょうから、感染者に接触する可能性が高い医療関係者、それから救急関係者、次に、感染によって重症化しやすい人に多く接触する介護職の方々に定期的な検査を実施されたからいかがかと思います。

また、並行して、那珂医師会がいろんな努力していますが、単に今、那珂医師会がやっていることが負担にならないようにするだけじゃなくて、より気軽に、というのは変な言い方ですが、進んで検査を広げられるように、特に経済的に疲弊しないように配慮されたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

現在のところ、茨城県におきましては、国から策定を要請された新たな検査体制整備計画に基づきまして、1日の検査数を9月末までに1,100件まで増やすということができるよう調整をしているところでございます。

議員ご指摘のとおり、感染のリスクが高い医療関係者、救急関係者といった方々に対しての迅速な、そして、定期的な検査体制の整備は重要なことと認識はしております。

しかしながら、検査体制を拡充するに当たっては、その後の入院等の医療体制の拡充等も併せて整備をする必要があり、さらにインフルエンザの流行への対応を含めると、当市単独で検査・医療体制の整備をするということは、現状ではなかなか、かなり難しいものというふうに考えます。

先週の8月28日に開催されました政府の新型コロナウイルス感染症対策本部におきまして、季節性インフルエンザの検査件数は、2013年から2016年度におきましては、1シーズン当たり約2,000万から3,000万件の検査件数となっていますことから、それを踏まえまして、季節性インフルエンザに加えまして、新型コロナウイルスの検査についても地域の医療機関で簡易・迅速に行えるよう、抗原簡易キットによる検査を1日平均20万件に大幅に拡充するとともに、PCR検査や抗原定量検査の機器の整備を促進し、必要な検査体制を確保すると決定されたところでございます。

また、医療機関の経済的負担への配慮につきましては、県から県内医療機関及び医療従事者に対しまして慰労金等が給付されますことから、現時点では考えておりませんが、今後の感染状況と併せまして、国・県の対策の状況、近隣市町村の動向を十分に注視してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） いくつか考えが分かれるところがありますが、その中でも一つ大事なところなんですけれども、入院体制の整備が併せて必要ということで、それはそのとおりなんですけれども、それができないから検査を増やせないという話はやっぱりおかしいというふうに考えています。

私の趣旨としては、感染が少ないうちにたくさん検査して感染の拡大を防ぐという観点です。もし、検査を大幅にやっても感染が広がっていないなら、入院体制の整備は少なくても済むはずですが。一方、検査を増やした結果で感染検出が物すごく増えれば、それはやはり感染しているのですから、何が何でも一定の対応をしなければならぬ。入院するかどうかは別ですが、というふうに思っています。

繰り返しになりますけれども、私が求める検査の拡大は、感染している人が多いから検査を増やすのではなくて、感染する人が少ないうちに検査を広げて、隠れたところで進行する感染経路をできるだけ遮断するという趣旨です。今、那珂市では、感染が明らかになった方、極めて少ないですが、感染を広げない生活様式、活動の仕方で多くの市民が暮らしています。それは一定の効果がありますけれども、全てをいつまでも続けられるものではないと私は思っています。それが緩んだときに隠れた感染から急に広がる感染がある、そういう認識でいますので、よく考えていただきたいと思います。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

PCR検査につきましては、必要な人が必要なときに検査できるという体制を整えるというのが、現在の国の方針であるというふうに理解をしております。その方針に基づきまして、現在、国の要請により、県においてはクラスターが発生した場合の市中集中検査、あるいは濃厚接触者と判定した場合の検査の拡充をしており、それらに伴う医療体制の整備も、医療法に基づきまして県が行っているところでございます。

先ほども申し上げましたとおり、国も今後の取組として1日20万件の検査体制を整備する旨、政府の対策本部会議で決定をいたしました。誰でも希望する人が検査ができるような体制ということは、そういった体制をつくるということは、本当に理想的とは考えますが、そのような体制を市独自で整備するということは、現状ではかなり厳しいものというふうに考えております。

今後市としましては、指定感染症対策の実施主体であります国及び県の方針に沿って感

染対策に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 私は一般質問通告した後ですよ、8月28日。首相の退任の話が持ち上がっていて、そのときはちょっと聞き逃したんですが、後でいろいろ見てみました。

確かに1日20万件というのは、PCR検査とは限っていないですけれども、前から比べれば随分前進です。ですけれどもこれまでの経緯で、1日当たりの可能な検査数を増やすといっても、検査への入り口で制限して、そのために早期の検査ができなかった例がたくさん出ていました。今の回答の中で必要な検査という言葉が出てきていますけれども、どういう基準で必要とするかが問題で、そこが納得できるものでない限り、国や県に100%信頼を向けることはできないと私は思っています。一定程度、国や県の動向を見たり、方針に従ったりすることもやっぱり全体としては一体であるということで大切だと思っていますが、それを頼りにしているだけではよくないことを認識してほしいと思っています。

現段階では、市が前面に出た検査の大幅拡大は非常に難しいとのことですが、そこで考えが分かれていますけれども、感染症の今後の推移を分析し、私が求めたことを記憶にとどめおいていただきたいと思います。

次の項目に移ります。

先日、10万円の一律給付は終わりました。様々な制度の補助や給付がまだあります。申請の仕方が分からない方、そもそも何を申請できるかも分からない人が那珂市内にも多いと思います。私の知る水戸の市会議員の方は、様々な給付の申請の手伝いをして、多くの方に大変喜ばれたそうです。それを聞いて私もやりたいなと思ったところなんですけれども、私自身には会計制度などの知識はほとんどありません。ですので、やはりそういうことはできないとずっと思っていたんです。

ところがよく考えてみれば、それは本来市がやるべきことだと。基本的には、市がやるのは申請してくる方を受けるとのことなんです、それはもちろんやらなきゃならないんですけれども、よく分からない人も含めて、ぜひ、窓口相談に来てくださいというのを積極的に呼びかけてはどうかと思いました。そういう意味では、そういう宣伝を広くやって、本当に自分が何かの給付を受けられるのかどうかも分からない人も、市に来て相談を受けるようなことを考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

これまで市においては、ホームページ上で国・県の制度も含め、給付金等の内容や問合せ先について最新の情報を掲出しますとともに、広報なか6月号や8月号においても特集を組みまして、これらの記事を掲載し、市民に分かりやすく周知を図ってまいりました。

このような中、申請の仕方が特に難しいと言われております雇用調整助成金や持続化給付

金等につきましては、申請が進んでいないとの状況も聞いておりましたことから、士業へ依頼する場合の費用を補助する制度設けたところでございます。

また、市役所内部での相談体制としましては、支援制度はそれぞれ担当課がございまして、一時的にはその相談はその担当課において相談をしていただいて、必要に応じて申請支援を行っておりますけれども、相談先が分からない場合においては、一括して市民相談室でお受けして、必要な担当部署にご案内するという方式を取って市民に周知しているところでございます。

今後ともこういった中身で相談体制を構築しておりますので、その部分について市民に分かりやすい情報提供や相談しやすい環境づくりに努めて、市民が必要な給付金を確実に受け取れるように支援をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 分からない人は市民相談室へということだと思います。いろいろやっていることは実は評価したいんです。よろしくお願ひしたいと思います。

ただ、ホームページ、それから広報なかでも、ちゃんと読めない人もたくさんいるんです。ですから、ちょっと思いつきなんですけれども、例えば、よく市内のどこかの体育大会とかでいい成績上げたときに垂れ幕垂らしたりするところがありますよね。あれと同じように、この問題で分からないことがあったらここに来てくださいみたいなやつをやってもよかったかなと思います。

次の質問にいきます。

昨日の小泉議員の一般質問でも触れられたことですが、4月28日以降に生まれた方は、国の特別定額給付金は支給されませんでした。那珂市では、さきの臨時議会でプレミアム付商品券を送ることにしましたが、私は不十分だと考えています。国が出さない分をもっと補填すべきだと思います。子供を育てる負担は、4月27日生まれと4月28日生まれで大きな差はありません。いかがでしょうか。繰り返しの答弁になると思いますが、簡潔に願ひします。

○議長（福田耕四郎君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） 議員ご指摘のように、小泉議員の質問と同じ質問なので同じ答弁になってしまいますが、市としましては、基準日以降に生まれた方と、既に大きな影響を受けていた方々とを同じ扱いにすべきかどうか。また、今まさに経済的被害を受けている方々への支援を優先すべきではないかとかいう視点でいろいろ検討を重ねた結果、4月28日以降生まれの方へはプレミアム付商品券1冊の無料配布ということで、支援をしていこうという判断をさせていただきました。

一方で、県内市町村の対応状況を見ますと、国の特別定額給付金と同額の10万円にするケースが増えてきていると。今日の新聞でも1自治体、さらに増えておりました。そういうこ

とを承知しておりますので、市としましては、10万円の現金を給付するというより、市内で消費をしていただけるプレミアム付商品券の配布という形は、よりよい支援法だと思っておりますので、この1冊という冊数を増やすということで検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 検討をよろしくお願いします。

このコロナ禍は、すぐに収まるとは予想していませんので。むしろ逆のことを予想しているので、今後のこともありますので、よろしくお願いしますと思います。

次の大項目の質問に移ります。

東海第2原発の問題について伺います。

日本原電は、東海第2発電所の再稼働に向け、防潮堤の建設などを進めています。また、原発の再稼働を必要とする検査を2022年に行う計画を規制機関に出したと聞いています。

その中、再稼働を認めるかどうかの6市村の協議はどう進められているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

議員もご承知のことかと思いますが、6市村の懇談会は、首長が直接出席いたします首長懇談会と別に、課長レベルの連絡会がございます。首長懇談会につきましては今年2月の開催以降、実施してはおりません。

しかし、一方で、3月、6月と2回、課長レベルの連絡会を開催し、日本原電から東海第2発電所の安全性向上対策工事の進捗状況や、今後の住民への周知活動の概要などの説明を受けているところでございます。そのほか6市村間で情報交換を行い、それを適宜、各首長に報告をしているというところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） こういう質問をした理由があります。

まず、日本原電は、再稼働に向けて多額の投資をしています。日本原電はかつて、防潮堤などの安全対策は運転しなくても必要なものだと言っていたことがあります。ですが、9年前に止まったままの原発の安全対策と、動かす原発の安全対策は明らかに次元が違います。ですから再稼働できないことになれば、現在進めている多額の投資の大部分が無駄になるんです。また、周辺の市村も広域避難計画を作るために大きな労力を割いており、これももし運転しないものなら、全く別のものということになるんです。

6市村の首長会は、日本原電の投資に対して、なし崩しは認めないと何人かの首長さんが言っていると聞いています。日本原電が進める工事などを見ているだけで。これの意味は、私の解釈では、なし崩しを認めないということは、日本原電が投資をしたからといって、再

稼働の可否の判断に影響させないということなんだろうと思います。単純に考えて、原発と周辺の市民との関係ではそれでいいかと思います。ですけれども、無駄な多額の投資は、結局、電力料金か国の負担に戻ってきます。ですから、私は、駄目なものは早く駄目と言ったほうが誠実だし、世の中のためになると思っています。

そういう状況の中で6市村の協議は、今後どのように進められると見ているのでしょうか。それをお伺いしたい。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

6市村首長懇談会につきましては、現時点では開催の予定はございません。まずは、引き続き課長レベルの連絡会を定期的を開催し、6市村間での情報共有を図っていき、各首長から新安全協定に基づき、6市村が連携して安全対策の追及をするとともに協議をしていくなど、6市村での枠組みでの整理が必要との意見が出た場合などに、適宜、首長懇談会を開催することになっていくものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） なかなか難しい話で、6市村での枠組みでの整理が必要というのは、何か、ああそうですかとしか言いようがないんですが、再稼働の可否について市民の意見が大事だという考えもあります。市民の意見をどういうふうに酌み取るか、あるいは酌み取らないのか、先崎市長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 市長。

○市長（先崎 光君） 現在進めております広域避難計画策定などの条件が、現在、そろっていない、そういう状況にございますので、市民の意見を聞く方法だけ先に決めることはできないと考えておりますので、市民意向の把握については、現在のところ、具体的な方法及び時期についてはまだ決めておりません。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 今は聞くまでもなく、まだ運転なんて段階ではないということですね。

一方、先ほどの6市村協議の進行についてですが、先崎市長はどんなふうに進めるべきだとお考えでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 市長。

○市長（先崎 光君） 6市村首長懇談会の今後のプロセス及び新安全協定に基づく判断時期について、具体的には決まっておりません。決まっておりませんが、日本原電の社長から再稼働を目指していきたいとの意思表示がありました。6市村では、1自治体でも同意できないければ再稼働できない、また、再稼働表明の行為が新安全協定のスタートであるとの統一的な考えを伝えております。

さらに、東海第2発電所の再稼働については、議会のご意見も十分に考慮しながら、市民の安心・安全を最優先に考え、慎重に判断をしてまいりますとお答えをしておりますので、私自身、3月に発電所の現地視察を行い、原子力の専門的知見を有する市の原子力専門委員さんとも意見交換を行いました。そして、議会への対応としては、5月に日本原電から安全対策工事の状況及び使用前検査の内容等についての説明を求めるなど、那珂市自身としての判断に資する今後の再稼働の議論を見据えた各種取組の実施を通じて、懇談会の今後の進展に備えてしっかりと対応していきたい、そのように考えております。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 一つは、まず今のお答で、日本原電からの安全対策工事の状況等を市議会にも話せというふうに言ってくださったことについてはありがたいと思っています。最近知ったんですが、年度の事業計画などをちゃんと議会に説明しているのは、東海村と那珂市だけのようです。

それで、質問です。

今の回答の中に、日本原電の社長から再稼働を目指していきたいとの意思表示があったという話、これは一昨年2月28日でしたかね。それと一方で、再稼働表明の行為が新安全協定のスタートであると統一的な考え。さきの再稼働を目指していきたいとの意思表示というのは、再稼働表明とはどう違うのか。同じなのか。そこをどういう認識でいらっしゃるのでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 市長。

○市長（先崎 光君） その答えの前に、花島議員のほうから、今、那珂市と東海村だけそういう説明をされたということがありましたが、やっぱり原電さんももう少し真摯に、各市町村、そして議会にも向き合う必要があるのかなと、今、改めて感じましたので、そういったことは機会を通じてお話をしていきたいと考えております。

今の言葉尻というか、再稼働を目指していきたいという表明がありましたけれども、安全協定の中でいう再稼働表明とは認識をしていないというのが、現在の状態というふうに考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 分かりました。どこまで全体の、世間も含めて共通認識かどうかちょっと分からないところがあるんですが、ご意見は承ります。

次の大項目の質問に移ります。

市内の排水問題です。太陽光発電周辺と、そのほか一般住宅等のことです。

まず、太陽光発電関連の話です。

市内には太陽光発電施設が増え、一部にトラブルが生じています。県のガイドラインに沿って誠実に進められればよいのですけれども、ガイドラインどころか、普通の常識的なこと

も行わずに進めて迷惑をかけている業者がいます。市では、どういうふうにもその全体の状況を把握していますでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

太陽光発電施設の開発につきましては、事業者が県のガイドラインに沿って、着工前に提出します事業概要書で把握しているところでございます。事業概要書を出さず着工する業者につきましては、情報提供やパトロールで把握をするよう努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） まず、県が担当の大規模なものというのがあって、それに関しては、県に出されたら市にも来るということでもいいんですか、資料は。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） 市の報告というか提出というだけとなっております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 県と市でぜひ連携して対応してもらいたいと思っています。

次の質問ですが、私が苦情を聞いた例がありまして、それは雨水処理の問題です。さる業者が、太陽光発電用に林を切り開いて整地したんですけれども、排水に対する考慮なしに進めて近隣に迷惑がかかっています。那珂市には、もともと排水がいいところと、悪いところとあるのはご存じだと思いますが、太陽光発電の雨水処理に対して近隣へ迷惑がかからないようには、市としてどう考えていますでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

雨水処理につきましては、事業概要書と一緒に雨水排水計画の提出をしてもらっております。雨水の処理方法など、それにて確認しておるところでございます。

また、環境基本条例に基づきまして環境保全に関する協定を結びますので、雨水処理につきましては、特に細心の注意を払い、その維持管理をするよう求めているところでございます。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） ぜひ、細心の注意でお願いしたいと思うんですが、ただ、市としてはいろいろ条例なり何かに沿って、県もですが、やっているんですけれども、ガイドラインを無視したり、普通にすべきことをせずに、また、普通にやらないことを勝手にやったりする業者がいるんです。そのことを考えると、強制力の強い条例とかそういうものを検討すべきじゃないかと考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

条例を制定することは考えておりませんが、県ガイドラインに基づきまして対応できるよう、市の事務要領を現在作成しているところでございます。このガイドラインでは、県の役割といたしまして、市町村からの要請に基づく困難事案等へ連携対応が規定されております。不誠実な事業所に対しまして、県が積極的に関与していただき、対応できるようになっておるところでございます。

近隣の皆様に何か被害があった場合、早期解決をできるよう、県との連携を整えておきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 県との連携を整えてくださるということで、もう既にできているのかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思うんですが、被害があった場合もそうですが、被害が起きるのが分かっている場合、非常に強く懸念される場合に、あらかじめできればということが大切かと思っていますので、分かっているらっしゃると思うので、答弁は要りませんが、よろしくお願ひします。

さて、次の質問です。

今、太陽光発電のことを話しましたが、市内には太陽光発電とは関係なくても、雨水排水が円滑にいかず不自由しているところはいくつかあります。問題は、もともとそういうところだということもありますし、そうではなくて、土地の利用形態が変わって、住宅の敷地も木が少なくなったり、舗装で吸収力や保水力が少なくなると弱くなるということもあります。それで、その中、宅地や店舗のための敷地整備などで、意図せずとも従来の排水経路が塞がってしまうということもあります。

将来の大きな排水計画のためにも、現状の把握を努めてほしいと思っています。例えば、既存の水路が非常に古くて排水力が弱いというようなときに、単に流れなくて困るというんじゃなくて、実際に容量が少ないのか、あるいは泥が堆積している、どこかに不具合があってそういう状態になっているのかが円滑に分かるようになってほしいということです。

そういうことをするためには、既存の排水経路を調べる手法、技術の研究をしてでもやっていただきたいと思っています。いかがでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

近年、多発いたしますゲリラ豪雨や台風の影響により、市内においても冠水する箇所が増えております。市では、大雨の際、冠水被害が想定される場所のパトロールや、市民の方からの情報提供を基に、被害状況の把握と対応に努めているところでございます。

今後も、引き続き市内の排水問題の解消に向けまして、道路・水路台帳のデータや現地調

査等による排水経路の把握を行いながら、対策の検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 花島議員。

○9番（花島 進君） ありがとうございます。よろしくお願いをしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告7番、花島 進議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。再開を11時30分といたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時31分

○副議長（木野広宣君） 再開いたします。

本席を議長と交代し、引き続き議事を行います。

◇ 富 山 豪 君

○副議長（木野広宣君） 通告8番、富山 豪議員。

質問事項 1. 新型コロナウイルスによる影響について。2. さらなるラインの利活用。

3. サイクルツーリズムについて。4. 118号4車線化に伴う活性化対策。

富山 豪議員、登壇を願います。

富山議員。

〔8番 富山 豪君 登壇〕

○8番（富山 豪君） 議席番号8番、富山 豪。

通告に従いまして、順次質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、新型コロナウイルスによる影響について伺います。

今回の定例会、たくさんの議員がおのおのの視点で質問されておりますが、質問の重複を避ける意味でも、少し視点をずらした質問とさせていただきたいと思います。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、外出自粛や休業などにより、ストレスや生活不安が増加し、家庭内での人間関係、介護疲れなどを要因とする虐待やDVの増加、深刻化が懸念されているところであります。事実、内閣府男女共同参画局の調査であります。配偶者暴力相談支援センターに寄せられました相談件数は、昨年度と比較しますと、コロナウイルス影響下にありました4月には約30%増、5月には約20%の増となり、明らかな増加傾向にあり、因果関係は否定できないものだと感じております。

また、厚生労働省が調査いたしました1月から3月までの、児童相談所が、いわゆる虐待として対応しました件数は、こちらは新型コロナウイルスの因果関係とは不明であるとの前置きがありましたが、いずれも前年度比で1割から2割の増加にあると、新聞報道で目にいたしました。

そこでありますが、本市において新型コロナウイルスの影響により、児童、高齢者及び障がい者に対する虐待や、配偶者に対しましてのドメスティックバイオレンス、いわゆるDVは確認されておられるのか、伺います。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） 答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、国におきましても新型コロナウイルス感染症拡大による学校休業や外出自粛等に伴いまして、家庭生活環境が変化する中で、ストレスや生活不安から虐待のリスクの高まりが懸念されるとしているところでございます。

そこで、那珂市の状況を申し上げますと、緊急事態宣言が発出された4月から、その後の7月までの虐待等に関する相談件数は、児童が8件、高齢者が3件、障がい者はございませんでした。配偶者等につきましては1件という状況でございます。いずれもその状況、内容から、新型コロナウイルスの影響によるものではないものというふうに認識をしております。以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 4月から7月までの相談件数、児童虐待が8件、高齢者虐待が3件、障がい者虐待件数がゼロ件で、配偶者によるDV相談が1件ということですが、常時からこれぐらい相談件数があり、新型コロナウイルスの影響を受けて特別に増えたわけではないという答弁と解釈いたしますが、率直な感想としまして、ふだんの平常時からこんなにたくさん相談が寄せられていることに、正直、驚いております。

市役所においては、日々、様々な要望や相談が寄せられると思いますが、虐待やDVなどの相談は内容も様々であり、家庭内のプライベートな部分に深く入り込むため、容易に至らないのは察するところでありますが、本市において、虐待、DVの相談を受けた場合、どのような対応をされているのか、伺います。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） 答えいたします。

新型コロナウイルスの影響による虐待等に限らず、市におきましては、虐待等の相談を受けた場合は、速やかに虐待を受けている方の安全の確認や、事実確認のための措置を講じた上で情報を整理し、対応方針を決定いたします。その後は、ケースの状況に応じて関係機関と連携しながら、居所への立入調査の実施、あるいは、虐待者と分離するための緊急一時保護の実施など、必要な措置を講じているところでございます。

なお、相談の内容により積極的な介入の必要性が高くないというように判断された場合に

おきまして、相談者が安心して生活を送れるよう、関係機関への引継ぎや福祉サービスについての情報提供など、必要な支援を行っております。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） ケースや状況に応じて迅速に対応していると理解いたしました。

しかし、昨今のニュース、報道においても、虐待やDVによる悲しい報道は後を絶ちません。先ほどの部長答弁にありましたように、まずは相談者の、被害者の安全を最優先に、相談者が安心して生活を送れるように、引き続き万全な支援を頑張っていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

重ねてであります、さらなる虐待防止のためにも、本市の強い理念を市民の皆様に周知することも大事であると考えます。そのためにも、最近、多くの地方自治体の制定が目立ってきております虐待防止条例が有効であると思われませんが、本市において同様な条例が整備されているのか、伺います。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

本市におきましては、新型コロナウイルスの影響による虐待防止に限定した条例、規則等は定めておりませんが、高齢者につきましては、那珂市高齢者虐待防止等に関する要綱を、障がい者につきましては、那珂市障害者虐待防止対策事業実施要綱を定めまして、虐待の早期発見、虐待を受けている方の迅速な安全確認等に努めているところでございます。

また、児童につきましては、那珂市子ども・子育て支援事業計画、配偶者等につきましては、那珂市男女共同参画プランに虐待防止に関する施策を掲げまして、必要な取組を実施しております。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） ただいまいただきました答弁ですが、新型コロナウイルスの影響の有無にかかわらず、虐待防止に関する条例の制定、施行は本市では行っておらず、要綱等で必要な取組を実施しておると理解いたします。

確かに、調べてみますと、制定がなされているのは都道府県であるとか、ある程度の人口を有しております自治体がほとんどであります。ですが、皆様方もよくご存じのとおり、条例は、地方自治体が独自に持つことができます法規であります。一方、要綱には法規の性質はございません。現在、本市においては要綱で十分対応できていることなので、すぐさまの検討はお願いしませんが、笠間市や神栖市などでは、いち早く子供に対しての虐待防止条例を施行しております。実のところは条例などなくても虐待がなくなることが一番であります、今後の動向をなお一層注視していただきまして、必要性がありました場合には、速やかな対応をよろしくお願いいたします。

この新型コロナウイルスの影響と精神的な部分に関連いたしまして、もう一つ伺います。

この新型コロナウイルス感染症は、いまだ不明な点が多く、感染してしまった方やその濃厚接触者、また、診療に携わりました医療関係者の方が、誤解や偏見に基づく不当な差別を受けているとの報道を見聞きいたしますが、本市におかれまして、新型コロナウイルスの感染症になられた方、またその関係者となられた方々への差別などは確認されましたか。伺います。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

市におきましては、感染された方を特定することはできないために、そのような状況については確認はできておりません。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 非常に簡潔な答弁、ありがとうございます。

おっしゃるとおり、新型コロナウイルス感染症になられた方を受け持つのは、ひたちなかの保健所であり、個人情報も含め、市側も把握できていないとのことだと思いますので、本人からの相談でもない限り、確認などにはできないのは当然のことだと思います。しかし、報道等で目にいたしますデマも含めました心なき誹謗中傷は、遠いどこかで起きている出来事ではなく、私たちの身近でも既に起きているかもしれません。

そこで、本市には、このような差別についてどのような考えを持っておられるのか、伺います。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

国民が一丸となって感染拡大防止に取り組むときに、感染者に対する不当な差別や偏見は決して許されるものではございません。そのため、市では、市のホームページ、SNSなどを通じまして、感染症に関連した偏見や差別を行わないよう市民の皆様に呼びかけるとともに、偏見や差別を受けた方が一人で悩まず相談できるよう、人権相談窓口の周知に努めてまいったところでございます。

また、このほど茨城県において制定を予定しております「茨城県新型コロナウイルス感染症の発生の予防又はまん延の防止と社会経済活動との両立を図るための措置を定める条例」という条例を、この9月の議会に提出するというふうな話ですけれども、この条例におきましても、差別的取扱いの禁止の条項を設け、差別解消に向けた正しい知識の普及の徹底を社会全体で取り組むこととしているところでもございます。

市といたしましては、今後も市民の皆様に対し、公的機関が提供する情報に基づき、冷静な行動に努められますように注意を促すとともに、関係機関と連携をしながら、差別解消に向けた正しい知識の普及啓発の徹底を図り、引き続き人権擁護に取り組んでまいりたいとい

うふうに考えております。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） ぜひとも、引き続き人権擁護も含めました差別解消の普及啓発に徹底をよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症は、誰もがかかり得る感染症であること、闘うべき相手は人ではなく、ウイルスであることを再認識しますとともに、私も市民の一人といたしまして、思いやりの心と支え合いの心を持って行動しなければならないと強く感じました。

以上の感想を込めまして、この項の質問を閉じさせていただきます。

続きましての質問であります、さらなるラインの利活用とさせていただきます。

LINEとは何。知らない方もおられるかもしれないので簡単に説明いたしますと、インターネットを介しまして、情報の発信、共有、拡散などができます無料通話アプリであります。日本国内での利用者は約8,400万人。日本人口の約67%がユーザーであるとされております。フェイスブックやツイッターなど様々なSNSツールはありますが、その手軽さからだと思いますが、日本国内では最大の利用者数であるとされております。また、ほかのSNSツールと比べて、利用者年齢層も一番幅広いのも特徴の一つであるとされております。

余談であります、私の73歳になる母も孫とのやり取りに使っております。

私としましても、本市におけるLINE導入を平成30年第3回定例会で導入をお願いしました経緯もございます。確認の意味も込めまして、現在の利用者数を含めました活用方法を伺います。

○副議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

LINEによる情報発信は、平成30年12月から運用を開始しました。平成30年度末で友達登録者数約230人でありましたが、現時点、本年8月20日現在では2,181人となっております。

活用内容としましては、市の事業やイベント等の発信が主なものとなっておりますが、現在は、刻一刻と状況が変化する新型コロナウイルス感染症に係る情報発信が大変多くなっておりますとともに、梅雨明け以降、熱中症に対する注意喚起の発信も多くなっているという状況でございます。

○副議長（木野広宣君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 運用開始から2年弱で2,181人ということですが、少しずつですが、認知されているようで大変良いことだと思われませんが、先ほど申したとおり、総人口の7割近くの方が利用されているLINE、本市に当てはめてみましてもLINE利用者は3万人以上いることになりますので、このようなことを踏まえすと少し寂しく感じてしまいます。

私も当然、利用させていただいておりますが、本当に手軽で使いやすく、先ほどの答弁に

ありました熱中症の警戒アラート、新型コロナウイルス感染症の情報、台風や大雨時に関する避難所開設等の防災情報、本市が行うイベント情報など、様々な那珂市の情報をきめ細かく本当に丁寧に発信しており、大変すばらしく、関係部署の努力に深く感謝しております。ですからこそ、この利用者数ではもったいないと強く感じております。

そこで、現在、利用者数を増やすため、どのような周知を行っているのか。登録を簡略化するためには、QRコードの使用も有効だと思われますが、QRコードによる普及についてはどのように考えているのか、伺います。

○副議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

LINEによる平成30年度の情報発信件数は、月平均で7回程度でありましたが、組織の改編を行い、シティプロモーション推進室の設立を契機に、毎日1通は最低でも情報提供していこうという目標を掲げた結果、令和元年度は月平均26回と発信件数を増加することができました。さらに登録者数を増やすために、昨年開催されました国体の総合開会式や、ガヤガヤ☆カミスガ等のブースに、登録者の増加の呼びかけを行うようなことで取り組んでまいりました。

さらに、議員提案のQRコードにつきましては、広報紙や子育て世帯向けの文書、転入世帯への配布物に印刷をするなどして、手軽にLINEの登録ができるようにして登録者の増に努めてまいりましたが、このQRコードの活用につきましては、さらなる拡大を図ってまいりたいと、このように考えているところでございます。

○副議長（木野広宣君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） ありがとうございます。

先ほども申したとおり、記事になります材料探しから、配信、そして周知と、担当課は本当に頑張っていると思います。ですからこそ、この手軽で便利でためになるLINEをもっと多くの方々に知っていただき、利用していただきたいなと思います。

簡単な周知としましては、本庁舎や分庁舎、図書館などの公共施設等へのポスター掲示などでも効果はあると思います。また、今定例会に予算が計上されております農業者緊急応援事業、いい那珂学生応援便にもLINE登録をお願いする旨のチラシなどを入れてみるのも、利用者数を増やす一つのアイデアだと思います。

那珂市を離れて生活する学生さんたちに那珂市のタイムリーな情報を伝えることで、ふるさとを身近に感じていただき、郷土愛の醸成につなげてもらうことも、もしかしてではありますが、できるかもしれません。こちらはタイムスケジュール的なものがありますので、可能であれば結構ですので、検討していただけたらありがたいなと思います。

どうぞこれからも様々な場面で目に致します機会などを増やしていただき、さらなる利用者数を目指していただきたいと思います。

現在、本市のLINE運用は、市側からの情報を送るだけで、利用者側からの情報は受け

取れなくなっております。こうする理由としては様々考えられると思いますが、一番の理由は、苦情などを含めた全ての情報に対応するのは到底無理だというのが挙げられます。私もそのとおりだと思います。ですが、SNSの特性は、双方向通信ができる点が最大の利便性だと感じております。

そこでですが、本市の管轄いたします道路、河川、公園の破損、冠水、不具合に限定した情報といいますか、いわゆる通報をLINEで受け取る仕組みづくりはできないか。ぜひとも検討してみてはどうか。伺います。

○副議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、現在のLINEでは市からの情報を発信するという対応にとどまっているところでございますが、情報の双方向性につきましては、SNS本来の特徴でもあることから、議員のご提案につきましては、既に行っている市町村の例等を勉強させていただきたいと考えております。

○副議長（木野広宣君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） この活用をすることによって、危険箇所の早期発見、さらなる迅速対応を図ることができると思われますので、先進事例を参考に調査研究のほど、よろしくお願いいたします。

今回の質問では、双方向通信の利点を生かした活用をお願いいたしましたが、LINEの活用はまだまだたくさんの市民サービスに活用が可能だと感じております。古河市では、DV、虐待の相談窓口の敷居を下げるため、LINEを活用しております。また、AI技術と連動して、ゴミ分別の相談に活用している自治体もあるようです。ぜひとも、本市においても様々な活用の可能性を探っていただきますよう重ねてお願いいたしまして、この質問を閉じさせていただきます。

続きましての質問であります。サイクルツーリズムとさせていただきました。

担当委員会の皆様方はよくご存じだと思いますが、大まかに言いますと、自転車で観光資源などを結んで、地域を豊かにするという地方創生事業の一環であるとされています。茨城県としても積極的に取組を行っております事業でありまして、日本最長の自転車道、つくば霞ヶ浦りんりんロードの整備をいたしまして、多くの観光誘客を図っていこうと頑張っているところであります。

このサイクルツーリズムによるところの基本計画、市町村においても策定義務があると伺っておりますが、本市の計画はどのようなものなのか、伺います。

○副議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

近年、環境への負荷軽減や健康意識の高まりとともに、自転車利用者は年々増加傾向にあり、自転車を活用して地域を巡り、地域の様々な資源と結びつけ、その魅力を体験するサイ

クルツーリズムを通じた地方創生の取組が活発化してきております。

また、日常生活における移動手段として自転車活用も期待されておりまして、自転車を積極的に活用し、公共交通やまちづくりと連携しました総合的な取組が必要となっております。

本市はこういった流れを的確に捉え、自転車活用の有効性を広く市民の暮らしの中に浸透させ、安全で快適な自転車利用の環境整備を進め、日常生活における自転車活用を推進するとともに、サイクルツーリズムの推進による交流人口の増加や地域の活性化を図るため、那珂市自転車活用推進計画を今月中に策定を完了する予定でございます。

本計画は、国及び県の計画を勘案しつつ、市の総合計画をはじめ、関連する様々な計画と整合を図りながら、本市の現状や自転車利用に関する課題などを踏まえ、主に、自転車利用環境の整備等を進めるハード施策、交通安全意識の醸成を図る市民向けのソフト施策、そして、サイクリングによる地域活性化等を推進するサイクルツーリズム施策という3つを基本方針に掲げ、本市における自転車活用による地域活性化に向けた取組を、総合的・計画的に推進していくという内容になっているところでございます。

○副議長（木野広宣君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 自転車利用環境の整備を進めるハード施策、交通安全意識の醸成を図る市民向けのソフト施策、サイクリングによる地域活性化等を推進するサイクルツーリズム施策の3つの柱となります基本施策で成り立っている計画であると理解いたします。

そこで大変重要になってくるのが、利用者に応じた具体的なルート設定とその整備だと思われませんが、ターゲットとルート設定、どのように考えているのか伺います。

○副議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

先ほど策定完了予定の計画の策定と併せ、安全で快適な自転車通行空間を効果的・効率的に整備することを目的に、連続的に通行可能な自転車ネットワーク路線を選定し、その路線のハード整備の具体的な方針を示す那珂市自転車ネットワーク計画についても、現在、策定を進めているところでございます。

このネットワーク路線としましては、主に市民の方々をターゲットとした、自転車の日常利用を促進する生活系ネットワーク路線、県内外のサイクリストや一般観光客をターゲットとした、観光・周遊を促進する観光系ネットワーク路線の2つの路線を選定しております。

その中でも、観光系ネットワーク路線につきましては、本市の観光資源や歴史資源、自然環境等を有効に活用し、サイクルツーリズムによる観光交流を創出するルートとなっており、特に、那珂川及び久慈川の両河川を活用したルートや、静峰ふるさと公園や県植物園等を周遊するルート、また、県が整備を進める県北地域への広域エリアを対象とした奥久慈里山ヒルクライムルートへの連結ルートなどを計画等に位置づけ、多くのサイクリストや観光客への誘客を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○副議長（木野広宣君） お昼となりましたが、富山議員の質問を終了まで行います。

富山議員。

○8番（富山 豪君） 生活系ネットワーク路線、観光系ネットワーク路線と利用者に合わせたルート選定をし、特に観光系ネットワーク路線では、地域資源を活用したルートを選択となっており、多くの誘客に期待したいところです。また、奥久慈里山ヒルクライムルートのような広域連携も、サイクルツーリズムの成果をなお一層上げる上では大事になってくるものだと感じました。近隣市町村とさらなる情報交換と連携をどうぞよろしくお願いいたします。

このサイクルツーリズムですが、この事業を推進する上で、受け入れる側の整備課題といまして、利用者のトイレ、休憩所、駐車場などが必要になると考えますが、どのように考えておられるのか伺います。

○副議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

今後、自転車活用を推進し、サイクルツーリズムによる交流人口の増加や地域の活性化等、図っていくためには、議員ご指摘のとおり、トイレや休憩所、駐車場などの受入れ環境の整備が必要であると考えております。

具体的には、公共施設をはじめ、市内のコンビニや飲食店、事業所等にご協力をいただき、サイクルラックの設置や空気入れ、工具等の貸出し、トイレや駐車場の提供など、サイクルサポートステーションと題しまして、こういったものの整備を計画的に進めるとともに、市内を訪れるサイクリストの方々が利用しやすい環境を創出するため、官民一体となって様々なサービスの提供を構築していきたいというふうに考えているところでございます。

○副議長（木野広宣君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 利用者が安心・安全にサイクリングを楽しむことができますよう、官民が互いに協力し、多様なサービス、バックアップ体制づくりに向けた連携をぜひともよろしくお願いいたします。

この件に関連します質問をもう一つだけさせていただきます。

本市におかれまして自転車活用計画には、那珂川沿いを南北に巡ります那珂川ルートの選定もあると聞いております。戸多地区かわまちづくりプロジェクトと連動しまして、常設型のトイレ、休憩所などの設置を考えてみてはどうか。考えを伺います。

○副議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答え申し上げます。

現在、那珂川の河川敷を活用して戸多地区かわまちづくりの整備を進めております。令和4年度の供用開始を目指す中で、まずトイレにつきましては、できれば常設型と考えておりますので、その方向で、河川管理者である常陸河川国道事務所と協議をしているところでございます。

また、休憩所につきましては、多目的広場や桜づつみ、親水護岸、水遊び場などをご利用

いただけます。

なお、駐車場につきましては、上流部と下流部の2か所で合計400台分を整備いたします。

かわまちづくりのエリアが、サイクルツーリズム那珂川ルートに設定されたことで、さらなる地域振興が期待されます。サイクリストを含め、多くの方にご利用いただきたいと考えております。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） この常設型トイレは、元の助川議員がかわまちづくりプロジェクトに関連しまして設置をお願いした経緯があり、たしかそのときの答弁では、まず、仮設トイレで対応して利用状況を見て、その後判断するといった答弁であったと記憶しております。そういたしますと今回いただきました答弁は、かなりの前進であると感じいたします。どうぞ常設型トイレ設置に向け、引き続きの協議、よろしくお願いいたします。

サイクルツーリズムとかわまちプロジェクト、予算や計画は全く違うものだと思いますが、にぎわいをつくり、地域を元気にいたします目的は一致するものであります。2つの事業がすばらしい相乗効果を生み出し、戸多地区のみならず、近隣地域がますます元気になりますようにご期待申し上げまして、サイクルツーリズムについての質問を閉じます。

続いての質問です。

国道118号4車線化に伴う活性化対策とさせていただきます。

この質問は、何度も質問させていただいておりますが、大変に重要な問題であるとの認識ゆえ、再度質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本市は、那珂市都市計画マスタープランの地域づくり施策において、瓜連駅南地区の宅地化の促進を進めることとし、国道118号線沿道では、地域の生活拠点として、商業業務施設等の立地を誘導するとマスタープランに位置づけており、既にカスミストアやコメリなどの商業施設が立地しているところであります。

この地区は、南北の交通動脈であります国道118号線の4車線化の進展に加え、都市計画街路平野杉本線が本年6月に開通し、東西の幹線道路であります県道日立笠間線の利便性が格段に向上し、東西南北におけるインフラが大きく変化いたしました。

市は、この東西南北の幹線道路が交わり、なおかつJR瓜連駅にも近いという交通インフラの優位性を生かし、那珂市北西地域の人口減少対策として、この交差点付近の拠点性を高める施策をスピード感を持って推進し、活力と魅力あるまちづくりを進めるべきと思っております。

しかし、瓜連駅南部、国道118号沿線の開発を具現化するためには、土地利用規制の解除、開発手法の検討、商業施設等の誘致など、取り組むべき事項も多くあると考えております。

そこで、まずは地権者への意見調査を行い、プロジェクトチームを設置してみたいかがででしょうか。本市の考えを伺います。

○副議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

ほとんどのことが、今議員がおっしゃっていただいたとおりでございますが、この場所、6月に県道日立笠間線が開通し、また、国道118号線の4車線化が順調に進捗をしている状況でございます。

現都市計画マスタープランでは、瓜連市街地の基本的な機能の再生と新しい機能の導入を進めることとなっておりますが、交差点付近、こちらにつきましては市街化調整区域内の土地ということで、またさらに、農業振興地域の整備に関する法律に基づきます農用地区域となっているという状況でございます。こちらこういった状況を踏まえて、都市計画法上の土地利用制限が大きいという状況は変わっておりません。こういう状況下で地権者への意向調査やプロジェクトチームの設置をするという状況にはないということで考えているところでございます。

○副議長（木野広宣君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） ただいまの答弁でありました農業振興区域、いわゆる農振区域の課題であります。確かに農振法の縛りはありますが、前回の質問時にも言いましたが、例外はきっとあると思っております。

この地区の開発については、常陸太田市が現在進めている国道349号バイパス沿線地区において、農地約26ヘクタールを商業業務地として開発して、約9ヘクタールに商業施設を導入する常陸太田市東部土地区画整理事業が有力な手法として参考になるのではないかと考えております。

そこで、先般、この開発事業について常陸太田市役所に行かせていただきまして、副市長と都市計画課の方々からお話を伺ってまいりました。1990年に計画をスタートさせますが、換地など様々な問題により計画は進まなかったみたいです。2010年には地区計画を用いて再計画するも、やはり農振地であったためになかなか進まなかったみたいです。先ほど言いました農振法の壁に当たります。そして、2014年には、時間はかかるが区画整理事業に切替え、農林水産省と協議を重ね、地権者アンケート調査、発起人会の設立、地権者93%の仮同意を得て、組合施行による事業を立ち上げ、現在に至ると教えていただきました。

また、この事業に関して、市の関わり方をお聞きしたところ、市長の強い熱意の下、全てにおいて市側からのアプローチで進め、コンサル業務、支援業務を調査予算として計上し、全面的に組合をバックアップしたと言っておられました。

また、内原ショッピングモールの開発については、内原町時代、当時の大関町長の強い熱意と行動力によって、全域、農振農用地の水田を、区画整理事業方式によって事業に着手し、谷口副市長ご存じのとおり、この事業推進のために町の企画課長を県から招き、その職員が熱心にイオンとの協議交渉を行い、誘致できたと伺っております。この誘致の成功は、町が計画の青写真を示したから誘致活動を成功できた結果だと思えます。

なお、瓜連駅南のカスミの立地につきましては、瓜連町時代に瓜連駅南の街路整備がおおむね終了していたことから、平成21年にカスミがこの場所に立地の優位性を着目して進出を決定したものであって、先行して街路整備がなされていなかったら、このカスミ進出もなかったものと思っております。

以上のことからでも例外はあると考えております。

そこで、本年4月に県において、幅広い見識を積んでこられ、広い視野を持っておられる谷口副市長が就任されました。谷口副市長から、この東西南北の結節点、周辺地点の開発、ポテンシャルについて、感想を込めまして伺いたいと思います。

○副議長（木野広宣君） 副市長。

○副市長（谷口克文君） お答えいたします。

国道118号の4車線化と県道日立笠間線の開通によりまして、交差点付近の開発のポテンシャルは高くなったものと考えております。しかしながら、現状ではまだ民間の視線がこちらの地域に向いているとは言えないと考えております。

企業誘致のポイントとしましては、民間事業者との対話が大切であると考えておりますので、まずは県からの企業情報等を的確に捉える取組から始めていきたいと考えております。

○副議長（木野広宣君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） ありがとうございます。対話が大事である。何事にも対話を抜いては始まりません。まさにそのとおりです。

茨城県の企業誘致の最前線で活躍されておられました谷口副市長の前で企業誘致の話は恐縮ですが、あえて言わせていただきますと、卵が先か鶏が先かの話に近く、堂々巡りの気がしております。ですので、土地利用の規制解除、企業体は、両方が同時に進まなければならないと思っております。今後の副市長の手腕とサウンディングに心よりご期待申し上げます。最後の質問です。

本市の北西部が元気になるために、先ほど来申し上げているとおり、力強い開発、起爆剤が絶対的に必要だと考えております。

そこで、開発の重要性について市長のお考えを伺います。

○副議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） 議員の熱い思いが伝わってまいります。

大変共感をいたします。那珂市自体も住みやすいまちだと言われながら、やはり隅々まで目を通してみると差がある。これは否めない事実であると思います。均衡ある発展、一口で言うのは簡単ですが、いろんな施策を持って取り組んでいかなくちゃいけない、そのように考えております。一般的に言われることですが、常磐道を挟んで南と北では随分違うよな、そういう話をされることもあります。市民の方がいろんな見方をしていると思います。そういった中で人口動態なんかも見てみると、残念ながら瓜連地区も合併当時からもう1,000人以上減っている。非常に減少率が激しい、そういうことも議員は理解をして、

この質問をされているのかなというふうに思っております。

取り巻く環境は、刻々と変化をしております。今、質問にあったように、平野杉本線が開通をして、あるいは118号が、常陸大宮からいよいよ那珂市に4車線化が入ってきてどんどん進みます。そういった中では、発展の可能性がますます高まってきたということが言える、そのように考えております。

ただ、今回の議会の冒頭でも申し上げましたように、今、市では那珂インター周辺の開発を大きな課題として取り組もうとしております。これには相当の人材も、経費も、期間もかかってくる。しかし、日本一の植物園、日本一の公園を造る、そういった大井川知事の熱意を今逃すことなく、那珂市の発展をどうつないでいくか。そういった意味では、インター周辺の開発は、喫緊の大変大きな課題と思っていますので、そのことをまず中心に進めていかなければいけない。しかし、市内のいろんな状況を考えれば、発展の可能性があるところについては芽を育てていく、これも大変大きな視点と考えております。

これからも、どうぞ地元の事情、あるいは機運、そういったものを盛り上げながら、ぜひ発展の可能性を考えていただければ。市もそういったことに着目をして、状況を見ながら、那珂市の発展にこれからも取り組んでいきたい。議員のほうにご指摘があった、市北西部の発展ということも視点において取り組んでいきたい。そのように考えております。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） ありがとうございます。ですが、今回、市長、これで引き下がりがせん。

市長が言われますように、那珂インターチェンジ周辺の開発の重要性、そこにかかりますコスト、人員等理解いたします。また、私も道の駅計画は、かつて設置に向けお願いした経緯もございます。にぎわいの創出にはすばらしい事業であると思っております。

ですが、現在、本市の人口全体では約5万4,000人を維持しておりますが、一方、本市の北西部地域では人口減少が極めて著しい状況にあります。そのため、既に戸多小学校は廃校となり、本米崎小学校も生徒数の激減により先行きが危ぶまれる状況にあります。瓜連小学校、中学校も、合併前には3クラスあったのが2クラスに、中学校3学年は1クラスになっており、このまま何の対策も打っていかなければ、北西部地域は地域の存続の大きな危機に陥ることは明らかなです。

このような状況下の中、北西部地域には、国道118号線の高規格4車線化工事が進められており、おおむね2年後には都市計画道路平野杉本線の交差点付近まで出来上がる見通しです。そこで、この大動脈建設の開発効果を受け止め、北西部各地区にアクセスがよい交差点周辺を、土地区画整理事業方式によってショッピングモールや商業施設を造ることによって雇用の場を創り出すことが、北西部地域の若者の流出を止め、人口流入を促進させる大きな起爆剤になると考えられます。

については、一刻も早く対策を打たなければならない状況の中、土地区画整理事業は、ご存じのとおり、少なくとも10年程度を要する事業であります。きつとこの事業も、今動かなければ、昨日の市長答弁にありました10年後、20年後に後悔する事業になると思っております。一度に2つのプロジェクトは難しいという気持ちも分かります。ですが、水戸市においては、ほぼ同時期に4つのプロジェクトを手がけております。ですので、市長におかれましては、強い熱意とリーダーシップの下、再考していただきたいと切に願いますとともに、来年度の当初予算において基礎調査費を予算化していただくことを重ねて強く要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○副議長（木野広宣君） 以上で、通告8番、富山 豪議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午後 零時21分

再開 午後 1時02分

○副議長（木野広宣君） 再開いたします。

◇ 石 川 義 光 君

○副議長（木野広宣君） 通告9番、石川義光議員。

質問事項 1. 農福連携について。2. ごみ出し支援について。

石川義光議員、登壇願います。

石川議員。

〔5番 石川義光君 登壇〕

○5番（石川義光君） 議席番号5番、石川義光でございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

最近、農福連携という言葉をよく耳にします。また、新聞等でも各方面で取り上げられております。日本は、高齢化と人口減少によって、農業に携わる人が減少し、耕作放棄地や担い手不足の問題を抱えております。那珂市でも、同様であると考えられます。

一方、福祉分野でも、障がいを持つ方々の働く機会が求められています。現在、農福連携の動きは、こうした課題解決の有効な取組として注目が集まっております。

今回、農福連携の取組や効果、課題についてお伺いをいたします。

まず、農福連携は、具体的にどのような取組で、そして、いつから始まったのかお伺いをいたします。

○副議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

農福連携でございますが、農業と福祉が連携し、障がい者の農業分野での活躍を通して、農業経営の発展とともに、障がい者の自信や、生きがいを創出し、社会参画を実現しようという取組でございます。

取組の形態といたしましては、農業者が障がい者を雇用する形態、または、社会福祉法人や、障がい者就労支援事業所が農業に参入するといった形態がございます。

農福連携という考え方は、平成27年に閣議決定されました、食料・農業・農村基本計画の中で示され、平成28年には日本1億総活躍プランや、日本再興戦略において、社会的に弱い立場の方々が最大限活躍できるような環境整備の一環として、農福連携の推進が盛り込まれたものでございます。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 石川議員。

○5番（石川義光君） 那珂市における現在の農福連携の取組はどのようになっていますでしょうか。お伺いいたします。

○副議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

市といたしましては、直接農福連携のほうには取り組んでおりませんが、現在、茨城県のほうで飯田地区にあります障がい者支援施設なるみ園さんの協力を得ながら、畑地かんがい推進モデルほ場設置事業として、農産物の生産を通じて障がい者の就労拡大や、工賃控除に向け、障がい者の特性に合わせた作業の検討など、農福連携の取組を行っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 石川議員。

○5番（石川義光君） 今、那珂市に地域おこし協力隊が着任し、活動を行っておりますが、農福連携にはどのように関わっておりますか、お伺いします。

○副議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

地域おこし協力隊につきましては、本年4月の着任後、本市農業の活性化を図るという目的の下、農家と連携し、地元野菜のドライブスルー販売など様々な活動を行っているようでございます。このドライブスルー販売の取組には、先ほどのなるみ園さんも生産者の一人としてご参加をいただいているところでございます。

農福連携を進めるためには、農家や障がい者といった当事者だけではなく、様々な人や団体が連携し、知恵とアイデアを出し合うことが必要となります。

その取組の中で、必要に応じ、地域おこし協力隊員の知見を生かしていければとは考えて

おります。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 石川議員。

○5番（石川義光君） 農業においては、就業人口の減少や高齢化など、様々な問題がありますが、那珂市の農業就業人口の推移と、65歳以上の農業者の割合の推移について伺いいたします。

○副議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

直近における、5年ごとの農林業センサスの数値となりますが、農業就業人口につきましては、平成17年が3,537人、平成22年が2,813人、平成27年が1,915人となっております。

同じく、直近5年ごとの農林業センサスの数値となりますが、65歳以上の農業者の割合につきましては、平成17年が69.7%、平成22年が72.7%、平成27年が74.9%となっております。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 石川議員。

○5番（石川義光君） この統計の数字を聞きまして、大変驚いております。

就業人口が2005年から僅か10年で1,622人、54%の減少。65歳以上の割合は、僅か10年で5.2%の増加。今後もこの傾向は続くでしょう。高齢化問題と聞くと、医療福祉サービス、社会保障費などに注目されがちですが、食の問題も大きく絡んでおります。

農業の高齢化は、農業の崩壊を招き、安心・安全、そして長年培ってきた農業技術の消失、食料の大半を輸入に頼ってしまうなどの問題点が引き起こされます。

先ほどの答弁にありましたように、農業就業人口の減少に歯止めがかかりません。その原因は、後継者不足、新規参入不足であります。人が足りないのであれば、働きたい方とマッチングをすればよいと思います。

そこで、伺いをいたします。

那珂市の障がい者の人口推移の状況をご説明願います。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

那珂市の障がい者の人口、いわゆる手帳を所有している方の推移でございますけれども、身体、知的、精神の3つの障害、全てにおきまして、毎年増加をしている状況でございます。

4年ほど前の平成28年3月末の時点と比べますと、まず、身体障がい者の数でございますけれども、本年7月末時点の身体障害者手帳保持者は2,103人でありまして、平成28年3月末時点と比べまして425人増加しております。次に、知的障がい者につきましても、本年7月末日時点の療育手帳保持者数が498人で、平成28年3月末時点よりも62人の増。精神障がい者につきましても、本年7月末日時点の精神障害福祉手帳の保持者数は396人で、平成

28年3月末日と比べまして110人の増となっております。

トータルでは、本年7月末時点の手帳保持者数が2,997人となっております、平成28年3月末時点よりも597人増加をしている状況となっております。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 石川議員。

○5番（石川義光君） 障がい者が農作業に従事すると、どのような効果が期待されますでしょうか。お伺いいたします。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

農業の現場では、多岐にわたる作業が必要となることから、障がい者が取り組みやすいよう工夫をすることで、一人一人の特性や能力に応じた、作業内容に従事することが可能というふうに考えられます。

効果につきましては、障がい者の働く場の確保、賃金や工賃の収入の向上、あるいは地域との交流の促進や社会性の向上など、地域で暮らす障がい者が活躍することにより、農業における担い手不足の解消はもとより、障がいを持つ方ご本人の生活がより充実するなどの効果が期待をされるところでございます。

平成30年度に一般社団法人日本基金が行いました、農福連携の効果と課題に関する調査におきまして、以前と比べてよくなったことは何かという問いに対しまして、障がい者当事者からは、いろんな人と話ができるようになった、体力がついた、賃金、工賃が上がった、自信がついたという回答が多く寄せられておりました。

これらの結果からも、農福連携に実際に取り組んだ障がい者の多くの方が、心身状況の改善等により影響があったことを実感しているということでございます。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 石川議員。

○5番（石川義光君） 実際に取り組んだ障がい者の方が心身状況により結果があったと実感しているということです。自然の中で過ごすことで、体にもいい影響がみられる。

農水省が発表した農と福祉の連携についての調査報告では、農業活動に取り組んだ結果、半数近くの方が精神面、身体面の状況が改善したと回答しています。また、農業は言うまでもなく、体を使う仕事であり、朝も早い、農業に携わることによって、規則正しい生活習慣が身につく、一般就労に向けた訓練にもなります。

次に、現状における農福連携の課題は何でしょうか。また、今後農福連携はどのように広がっていくことが理想だとお考えでしょうか、お伺いいたします。

○副議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

農福連携事業を進める上では、受入側となります農業経営体の要求水準や、就業される障

がい者の方たちの有する技術力のすり合わせといったことに加え、障がい者の方が働きやすいような職場環境整備や、業務を教える指導者不足といった課題がございます。

ご指摘のとおり、農業者の高齢化は年々進行しており、農業分野においても、労働力の確保は喫緊の課題となっており、農福連携を通じて、障がい者の農業への参画が促進されれば、現場における貴重な働き手となることも期待されております。

障がい者の活躍の場が社会全体に浸透し、農業を通じた働く場の確保のほか、賃金、体力や社会性の向上、地域との交流の促進等、生活の質の向上につながる重要な取組として、今後広がればとは考えております。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 石川議員。

○5番（石川義光君） 農福連携について、様々な課題があることが分かりました。

障がい者の働き口は、少しずつではありますが増えており、そういった面では弱者が生活しやすい社会の現実につながっていると思います。

しかし、賃金水準は決して高いとは言えません。障がい者の報酬である平均工賃は月額で1万5,000円ほどであります。一般的な給与水準に少しでも近づけることも課題です。

農福連携は、単に障がい者が農業分野で働くことではありません。障がい者が地域の一員となり、地域で支えられる立場から、地域を支える立場になり、いろいろな人たちとの協力が必要です。つまり、人と人との連携が大切です。農家や障がい者といった当事者だけではなく、国や自治体、そして地域住民、それぞれが知恵を振り絞り、アイデアを出し合うことで、自分らしく働き、生活できる地域共生社会の実現のための取組を期待しております。

引き続きまして、高齢者のごみ出し支援の現状と課題について質問いたします。

高齢などの理由で、ゴミを自力で出せなくなったゴミ出し困難世帯が全国で増えております。さらなる高齢化で今後も増える見込みです。那珂市も同様であると思います。毎日生活をしておりますと、当然のことながらゴミが出ます。ゴミ集積所に持っていけば回収をしてくれますが、高齢になってきたり、障がいがあったりする場合は、ゴミを出すのも一苦勞です。

まず、一般家庭から出るゴミの量はどのぐらいの重さがあるのでしょうか。ある調査によりますと、一人1日当たりゴミの排出量は平均で1キログラムです。1週間で7キロになります。2人暮らしなら1日2キロ、1週間で14キロになります。空き缶や空き瓶などの不燃物ゴミは燃えるゴミよりももっと重量があります。これらのゴミを高齢者や障がい者が集積所まで出しに行くのはなかなか大変なことだと思います。

このように、ゴミ出しが困難になった高齢者や、障がい者の支援の現状と課題についてお伺いをいたします。

まず初めに、那珂市の高齢者の状況についてお伺いします。

本市の高齢者人口はどのぐらいでしょうか、また、一人暮らし高齢者数は何人でしょうか。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

本年4月1日現在の高齢者人口、いわゆる65歳以上の人口ですが、1万7,006人でありまして、高齢化は31.2%となっております。また、65歳以上の一人暮らし高齢者台帳の登録人数は1,194人となっております。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 石川議員。

○5番（石川義光君） 20年後の2040年には、団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、高齢化は今後さらに進展することが見込まれております。

そこで、お伺いいたします。

20年後の本市の高齢者人口、一人暮らし高齢者数及び高齢者人口に占める一人暮らし高齢者の割合はどのぐらいになると見込まれておりますか。お伺いいたします。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

国立社会保障人口問題研究所、こちらの推計によりますと、20年後の2040年における本市の高齢者人口は1万9,525人、高齢化率は41.2%となっております。

なお、20年後の一人暮らし高齢者数及び高齢者人口に占める割合、こちらにつきましては、推計はされておきませんが、本年4月1日現在における本市の高齢者人口、こちらに占める一人暮らし高齢者数の割合は7.0%となっております。今後もこの割合は増加するものというふうに考えております。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 石川議員。

○5番（石川義光君） 那珂市の人口は、2020年5万4,000人、20年後の2040年4万7,000人、7,000人の減、高齢者人口は2020年1万7,000人、20年後の2040年1万9,500人、2,500人の増。高齢者率2020年31%、20年後2040年41%。一人暮らし高齢者の2020年1,190人、20年後2040年1,370人、180人の増。ここに増減が明確に示されました。

次に、高齢化の進行により、本市においても高齢者の増加が見込まれております。また、先ほどの農福連携の答弁の中で、障がい者が増加していると伺いました。こうした状況の中で、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むためには、ゴミ出しについても続けていかなければなりません。

そこで、高齢者や障がい者のごみ出しをめぐる本市の現状と課題についてお伺いいたします。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

高齢者につきましては、一人暮らし高齢者などから足腰が弱くなり集積所までゴミを出し

に行けないといった相談が地域包括支援センター、民生委員などにも寄せらせておりまして、高齢者のゴミ出しが課題になってきているということは把握をしております。

一方、障がい者につきましては、現在のところゴミ出しに関する相談は市には寄せられておらず、基本的には同居するご家族の方などがゴミ出しを行っているものと認識をしております。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 石川議員。

○5番（石川義光君） 高齢者のゴミ出しが課題になってきているとのことですが、本市には一人暮らし高齢者など、ゴミ出しが困難な高齢者を対象としたゴミ出し支援制度はあるのでしょうか、お伺いいたします。

○副議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

現在、市におきましては、高齢者のゴミ出し支援に係る制度はございませんが、ゴミ出しに支援が必要な高齢者の方につきましては、いわゆる自助、共助、公助のうちの共助として民生委員などのサポートや、ご近所の方のご協力を得て、対応をしているというふうに認識をしております。

そのような中で、市といたしましても、市内に3つある日常生活圏域ごとに、高齢者に関する地域課題の発見、分析、共有化を行う会議、いわゆる高齢者ネットワーク会議がございますけれども、こちらを設けておりまして、地域包括支援センターなどに寄せられる相談の中から、ゴミ出しにおける高齢者の課題を選定し、個々の事例を踏まえながら話し合いを進めてまいりました。その結果、高齢者のゴミ出しに係る課題につきましては、各日常生活圏域共通の課題であるとの認識に至ったため、今年度から民生委員や地区まちづくり委員会の代表、地域包括支援センターなどで組織をします那珂市介護予防生活支援サービス推進協議会、こちらに筋力の低下など、身体的な理由によりゴミ出しに課題を抱える高齢者を対象としたサービスや仕組みについて話し合う、ゴミ出し部会というものを設置をしたところでございます。

市といたしましては、こうした取組を通じ、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるよう、引き続き高齢者福祉サービスの充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 石川議員。

○5番（石川義光君） ゴミ出し部会を設置し、協議を進めていくということですが、課題解決を急がなければなりません。その時期を設定して、市民に明確に打ち出す必要があると思います。

先日、次のようなお話を伺いました。

運転免許証返納のお話です。高齢のご夫婦お二人で生活をしておりますが、離れて住んでいる息子さんから心配だから運転免許証を返納したらどうかと言われた。確かに買い物やその他の用事は息子夫婦にお願いをされていて不自由はしていないが、ゴミ出しまでは頼めない。ゴミを集積所まで運ぶために、車が必要なのだと言われました。高齢者が自分でゴミを出すことが難しいにもかかわらず、必要な支援を受けられない現状がここにあります。

そして、高齢者以外にも、妊娠中の方や、病気、けが等で一時的にごみ出しが困難な家庭もあります。また、認知症などで認知機能に問題を抱えてしまうと、ゴミ出しの曜日や、分別方法などのルールを守ることができなくなってしまうという問題もあります。そして、認知症の場合は、ルールに沿ったゴミ出しができなくなり、近隣住民とのトラブルを抱える可能性もあります。

ここで、私からの提案がございます。

ぜひ、ゴミ出し支援サービスを速やかに実施をしていただきたい。対象者やサービス内容を明確にして、市民の理解を得ることが大切です。そして、自治体が運営主体となり、市営のゴミ収集部隊、または市に委託された事業者が訪問、回収をする直接支援型だけではなく、地域住民や自治会、老人クラブ、シルバー人材センター等、回収を依頼して補助金を出すコミュニティ支援型など様々な支援方法があると思います。

そして、担当部局との協議も重要です。将来高齢者の人口は今後も増加し、本市においても20年後の2040年には、推計で高齢者人口は1万9,525人、高齢者率は41.2%になるということです。

高齢者を取り巻く環境はかなり変貌するでしょう。高齢化社会は待つてはくれません。より一層の対策をお願い申し上げ、私の質問を終わります。

○副議長（木野広宣君） 以上で、通告9番、石川義光議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を13時40分といたします。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時41分

○副議長（木野広宣君） 再開いたします。

◇ 大和田 和 男 君

○副議長（木野広宣君） 通告10番、大和田和男議員。

質問事項 1. 防災について。

大和田和男議員登壇願います。

大和田議員。

〔7番 大和田和男君 登壇〕

○7番（大和田和男君） 議席番号7番、大和田和男です。

午後の眠くなるお時間でございますが、背伸びをしていただいて結構ですので、質問させていただきます。

まず初めに、市長はじめ、執行部の皆様には、日頃より新型コロナウイルスの対応について大変お疲れさまでございます。また、今後とも感染拡大防止に向けて、気を緩めずご尽力のほうをお願い申し上げます。

また、市内でも感染者、感染患者の方が出ております。その皆様にこの場をお借りいたしましてお見舞いを申し上げます。そして、この予防策を徹底していただいて、さらなる感染拡大防止に努めていただくことを重ねてお願い申し上げます。

さて、今回は通告に従いまして、防災についての質問をさせていただくわけですが、この日本全体と言えばいいのか、地球規模というのか、非常に異常気象が続いております。想定を超えるものばかりでございます。また、この春ですか、初夏ですか、全国各地でも集中豪雨により、河川の氾濫ですとか、堤防の決壊で多くの方々が被災されたことかと思います。このことについても、この場を借りてお見舞い申し上げます。

そして、これからは、ニュースにも報道されているとおり、台風10号、今までにないとか何だか1000年に一度、何かそんな言葉をよく耳にするというのが、近づいておるわけでございますが、また、日本列島については、いつ大地震が起こるか分からない。昨日かな、あとは何か火山が噴火するなんていうのもテレビで見かけたのですけれども、そういった大地震など、これまで以上、想定以上のものが予想されるので、それに備えていかなければならない。

そこで、実際の有事に際しての避難所についてなのですが、既に国や県からも避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について通知も出されており、待ったなしの喫緊の課題だと思います。

那珂市においても、感染症患者が多数確認されております。避難所でクラスターなんて起こしてはいけません。避難所の感染防止についてどのように対策していくのか伺います。

○副議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

災害が発生し、避難所を開設する場合に、避難者間での感染が拡大するリスクが高まるため、従来の避難所運営とは別に、那珂市新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営指針を策定いたしましたところでございます。

策定した指針を元に、避難所での感染症対策として、運営する職員には、体温計での検温から健康状態の確認作業までを示した職員の対応マニュアルを作成いたしました。

これらを活用し、避難所の開設、運営に努めてまいります。

また、避難する皆様には、市の備品に限りがあるため、避難所に来られるときには、マスク、体温計、アルコール手指消毒液など、またスリッパなどを持参するよう、広報紙で呼びかけを行っているところでございます。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 分かりました。

マスクは市場にも出回ってきたので、それで結構だと思います。

また、設備の件なのですが、6月の定例会では、パーテーションや避難者用ベッド、マットについて那珂川、久慈川、両河川流域の避難者を想定した数量を補正予算で要求されましたが、内閣府から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の中に防災活動支援事業で、激甚化する自然災害に備えるため、自主防災組織の活動費の一部支援や、地方公共団体が避難所に消毒薬の資材を避難所に備蓄するための経費があると思います。

また、先の参議院の内閣委員会では、岡田広先生が来年度も引き続き避難所の感染対策費に国の交付金を適用することを求められておりました。

災害は河川の氾濫だけではありません。市内全てが被災する大地震かもしれません。この交付金を活用し、市全体として備蓄は考えないのか伺います。

○副議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

コロナ禍での避難所運営に対応するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金での備品購入を6月の補正予算で提出させていただいたところでございます。交付金におきましては、市全体での配分の中、昨年の災害時と同程度を想定した整備となったところでございます。

しかし、これで終わりではなく、大規模な災害を想定し、市全体の避難者数での資機材備蓄を今後も計画的に実施してまいります次第でございます。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 分かりました。

大地震等はやはりいつどこで起こるか分かりませんので、迅速な整備をお願い申し上げる次第でございます。

災害のやはり時期というのもありますよね。この夏のような酷暑ですとか、また真冬の災害と、そのときにコロナが第3波だか第4波だかということを考えますと、想像を絶する避難となることと思います。確か、大震災のとき、私は横堀小学校に友人が避難しているといっただけで応援に行った記憶がございます。やはり地域によっては学校も避難所となると思いますが、その際、体育館等も活用されることかと思っております。そのような場所でコロナ対策の換気

をしなければならない。エアコンや暖房といった空調設備はないと思いますが、避難所開設の際には何か対応は考えてあるのか伺うとともに、あと、停電時の対応を伺います。

○副議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

空調設備のない体育館等を避難所として開設する場合のために、現在、サーキュレーターなどを優先的に借りることができるよう、災害時支援の仕組みを現在進めているところでございます。停電時における対応でございますが、移動式の蓄電池を備えておりますので、それを活用していきたいと考えております。

また、本年8月21日に東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社様と相互間の協力で、災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定を締結したところでございます。ですので、ある程度の早期の復旧が望めるものと思っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 協定については、今定例会に報告があったのでとてもいいことだと思います。電気の時代ということで、電気があれば何でもできるなんていう時代だと思います。まず、電気を確保できるような整備もよろしくお願いいたします。

また、電気といえば、災害情報や、やはり安否確認も今やスマホ一本でできるという時代だと思います。中央公民館など、避難所になる施設へ、総務省の公衆無線LAN環境整備支援事業を活用して、公衆無線LAN、Wi-Fiの設置をする計画はあるか伺います。

○副議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答え申し上げます。

避難所になる施設に常設の公衆LANなどを整備いたしますと、避難所を開設している期間のみだけでなく、平常時も継続して費用負担が生じることとなるため、現在そういう計画はございませんが、災害時に臨時にWi-Fiを利用できるよう、通信業者と調整を行っておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 本来ならば、平常時も活用できれば、いろんなものに活用できるのかななんていうことは考えるのですけれども、また、災害時でも迅速な整備のほうをよろしくお願いいたします。

また、コロナ禍では君嶋議員でしたか、分散避難なんていうことも今回の定例会一般質問であったのですけれども、避難時においては車中泊なんかもそういった避難が多く予想されると思います。そういった対応はどのようにするのか伺います。

○副議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

避難者の中で、車中泊希望者がいる場合、受付時にその旨を伝えていただきます。そして、その後の避難所運営において、エコノミー症候群や急な体調変化への対策といたしまして、避難所職員の巡回による健康状態確認などを実施していきたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） 先ほどW i - F i 環境についての部分で補足をして回答をさせていただきます。

目的は異なりますけれども、今回のコロナ禍において、職員が分散勤務を想定して補正予算を計上している環境整備の中で、そういった分散勤務をする場所においては、そういった環境を整える経費も含まれておりますので、今整備中でございます。

○副議長（木野広宣君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） ありがとうございます。

災害時にも活用できるということで、大変いいことだなと思いますので、整備のほう引き続きよろしく願いいたします。

そういったコロナ禍での被災は想像を絶するという中で、先ほどマニュアルを策定したという答弁を伺いましたが、実際となるとどうなるのかというのは分かりませんので、よってコロナの訓練を行ってくださいという質問をしようとしたのですが、昨日君嶋議員の質問で実施すると回答が得られましたので、私は質問をしないのですが、訓練をした際、やはり訓練をして終わりではなくて、ここはこうしたほうがいい、ああしたほうがいいというのをどんどん集約してマニュアルをいいほうに更新していただきたいと思います。また、それらを市役所だけで共有するのではなくて、地域の本当に自主防災組織ですとか、そういったところにこんなふうにコロナ対策したほうがいいよ、そういったものも少し共有というか、市全体で共有できるような形にしていてもらいたいと思う次第でございます。よろしく願いいたします。

続きまして、その自主防災組織について伺います。

自主防災組織の結成に対して補助はどうなっているのか伺います。

○副議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

自主防災組織の結成補助につきましては、平成19年度から令和元年度まで実施しておったところでございます。

内容につきましては、組織を結成するために必要な事務や事業に対しまして、補助する結成補助と、災害時における地域住民による初期消火及び避難体制などの整備に必要なものを購入、整備する資機材購入補助になります。限度額はそれぞれ5万円と、30万円になります。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） ありがとうございます。

昨年で補助金が終わってしまったということで、なぜ昨年で終了したのか、そして、結果、組織はいくつ結成されたのか伺います。

○副議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

市内、全自治会での自主防災組織結成を目標に平成19年度から結成補助を行ってきたところでございますが、ほとんどの自治会で結成されましたので、その後新たな支援を講じるため、昨年度いっぱい終了したところでございます。

結成数につきましては、68自治会中67自治会で自主防災組織が結成されたところでございます。

なお、残りの1自治会につきましては、最後の2年間で集中的に結成の働きかけを行ってまいりましたが、残念ながら結成には至らなかったというところでございます。

○副議長（木野広宣君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） あと1、ちょっと残念ですけども、地域によって実情、事情があると思います。

また、結成後についての補助はどうなっているのかと、そして今回のコロナウイルス感染症に対応するために、備蓄が必要となる、マスクや消毒を購入する自主防災組織もあると思いますが、補助はないのか伺います。

○副議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） 結成後の補助といたしまして、那珂市自主防災組織運営補助金がございます。これにつきましては、各自主防災組織で行う防災訓練などに対しまして、3万円を上限として補助を行っております。

また、本年度より結成10年経過した自主防災組織が追加資機材等を購入する場合、自主防災組織防災資機材等整備事業補助金を15万円を上限として交付しております。この補助の中で、経年劣化により使えなくなった資機材等の買い替えや感染症対策用資機材などの購入を行っていただければと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） そうですね、10年経過していないところもそういった感染症対策の資機材は必要ですし、この時期に防災訓練が実施できるところというのなかなか難しいと思うのです。しかし、災害はいつどこでくるか分からないということで、その3万円というのをもっと広義で広い考えでコロナの対策で支給できないものかと予算規模も3万円掛ける例えば67の自主防災というやはり200万円くらいから、どうなのでしょう。支給はできないものなのか。

○副議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） いろいろご意見あると思いますが、担当のほうでもいろいろ考えてこういう仕組みというところでございます。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） すみません、歯切れの悪い質問をしたせいで、すみません、回答させてしまいましてすみません。

そうですね、そういったものも考えていただけたらなと思うのですが、自主防災組織というのはやはり被害を最小限に食い止め、自分たちの地域は自分たちで守るという組織です。そこで、消防団というのもやはり災害に対して同様に自分たちの地域は自分たちで守るという組織だと思います。その消防団について伺うのですが、現在の団の構成及び、組織はどうなっているのか伺います。

○副議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（山田三雄君） お答え申し上げます。

消防団は、消防組織法に基づき、市町村に設置される消防機関でございます。消防団本部に団長、副団長及び女性分団、女性消防部があり、市内8地区に各3部ずつ編成され、合わせて9分団、25部制で組織されております。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 分かりました。

しかし、分団や部によって団員確保が難しくなっていると伺っています。消防団員確保の取組はどうなっているのか伺います。

○副議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（山田三雄君） お答え申し上げます。

消防団の加入率アップのため、市内の公共施設に消防団員募集のポスター掲示や、那珂市ホームページ、広報紙に掲載して募集を呼びかけており、欠員が生じている部につきましては、各自治会及び団員を通じて、入団促進を図っております。

また、人口減少など、様々な要因でなかなか欠員状態を改善することができない部におきましては、地区全体の分団単位で入団促進を図り、人員確保をするようお願いしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 分かりました。

先ほど消防長の答弁の中にも、自治会やラインを通じてとあったのですが、地域によってはその自治会の役員すらなり手不足と。また団員及び地域の高齢化という問題の中、

このままではやはり尻すぼみになる可能性があると思います。

今後は、団員加入のメリットもつくり、それ以外の方法でも募集をかけていかなければならないのではと思うのですが、どうでしょうか。

○副議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（山田三雄君） お答え申し上げます。

議員ご指摘のとおり、消防団員の高齢化や、消防団員の確保は全国的な課題となっております。

本市消防団におきましては、一定の消防団員数は確保しているところでございますが、定員に満たない分団、また、高齢化につきましても進んでいる状況でございます。

消防団員のメリットに関しましては、防災に対する知識と技術を身につけることができ、世代を超えた交流が生まれ、地域に貢献ができることであると考えます。

今後は、県職員や市町村職員などの地方公務員の加入についても、これまで以上に積極的に取り組んでいく必要があり、新規採用職員等に対して、消防団をPRしていき、入団促進を図っていきたいと思います。

消防本部といたしましても、地域住民の安心・安全な生活を守る上で、消防団員を確保することは重要であるとの認識から、消防団員が参加する行事や訓練等をホームページや広報紙で紹介して、消防団の知名度やイメージアップを図り、消防団に興味を持っていただけるように広報を行っており、自らの地域は自らの手で守るという崇高な郷土愛護の精神に基づいて、地域のために活動している消防団の姿を今後も発信していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） やはり消防長に答弁いただくとびしっと決まるような、私も思います。

まさにその通りで、やはり活動がそのままやはりメリットになっていると。そして答弁の中にもありましたように、団員が様々な行事に参加していただく、大変重要なことだと思います。やはりパリッとした格好で、あそこのお父さんカッコいいよねなんていうポンプ車と一緒に来てもらって、お父さん、また女性消防団、お母さんもカッコいいよね、地域を守っているのだ。いろいろな方法でPRができると思います。それを重ねていくことがとても重要だと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、本当、消防長にまた崇高な郷土愛護の精神に基づいて地域のために活動している消防団の姿という言葉に感銘を受けました。実はこの質問の中に機能別消防団といって、一般的な消防団とは異なり、災害時や特定の活動のみ参加する消防団員の導入について質問しようと思ったのですが、やめます。やはりこれまで通り、いやこれまで以上に地域の人が地域のために活動し、それを応援していくことが、地域の防災意識の向上、減災につながるかなのではと、その言葉を聞いて確信をいたしました。

先ほども申し上げたとおり、この消防団においても人手不足、高齢化、生活様式の変化により、今後の活動が難しくなるのではと予想されます。昨年被害のあった下江戸地区の部でも、高齢化をしていると伺っております。

やはり防災、減災の機能強化を図るという意味で、消防団を再編し、各地区で消防団の分団ごとに部の再編をしていかなければならないのかなと思うのですが、いかがですか。

○副議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（山田三雄君） お答え申し上げます。

当市におきましては、現在いくつかの分団で、少人数の欠員が生じておりますが、消防団活動に支障を来すまでには至っておりません。今後も欠員が生じている地区におきましては、各自治会及び団員を通じて、入団促進をお願いし、自治会からの協力をいただいてまいりたいと考えております。

人口減少など、様々な要因で、なかなか欠員状態を改善することができない部におきましては、地区全体の分団単位で入団促進を図り、人員確保をするようお願いしているところでございますので、継続していきたいと考えております。

しかし、欠員がさらに続き、消防団活動に支障が生じるようであれば、人口減少が著しい地区等の消防団再編を考える必要があると思います。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） ありがとうございます。

再編、そうならないよう、やはりPR活動もお願いするところなのですが、これは本当消防団に限ったことではないと思うのです。自治会もしかりかもしれません。そういった選択と集中をいずれ迫られる日がくるかもしれないと。人を確保しながら盛り上げていく。でも、縮小しなければならないとか、縮小していかなければならない、そういった本当危機管理とか、その両輪をもって進めていかなければならない大変な時期かもしれませんが、そういった危機も少し想定していただいて、事に当たっていただけたらと思います。

そして、団員の話に戻るのですが、地域のために活動している消防団は、先ほどの自主防災組織の中でも要になると思います。その中で団員はどのような行動をするのか伺います。

○副議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（山田三雄君） お答え申し上げます。

自主防災組織は、地域コミュニティに密着した活動で能力を発揮することが期待されており、消防団員も自主防災組織の一員であります。

消防団は、地域防災の中核として非常に重要な位置づけであり、活動は火災対応だけでなく、台風及び集中豪雨による風水害や土砂災害、水難事故等、また、地震などの大規模災害においても、水防活動、人命救助、避難誘導や災害広報など、その役割は多岐にわたり、住民の安全を確保する活動に従事しております。

また、平常時におきましては、地域の防災訓練での市民に対する指導、協力、支援及び火災予防の啓発活動や、各種イベントにおける警戒等、指導的立場としての活動をしております。消防団員は、消火活動や救助活動等の活動面で高い能力を保有していることから、今後とも地域における防災リーダー的役割を果たしていただきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 分かりました。

やはり火災だけではなく、様々な地域防災の中核をなしている団員の皆様、地域の防災のリーダーだと私も思います。

ですが、消防団に対して、感謝と敬意が少ないなと感じるのは私だけなのかな、そのほかにもいるのかなと思うのですけれども、最近いろいろつらい思いもされてきた消防団、日頃より地域防災の中核として、地域のために汗を流し、時には家族からいいかげんにしろなんて言われている団員さんもいると思います。そういった中で出動する消防団を感謝と敬意をもって充実させたい。

そこで、内部装備の充実とともに、県内各地でも実施している団員加入促進を図る、そして、コロナ禍で売上減っている飲食店の支援にもつながる消防団応援の店の導入を例に、地域ぐるみで市としても消防団応援体制を築いてもらいたいのですが、いかがでしょうか。

○副議長（木野広宣君） 消防長。

○消防長（山田三雄君） お答え申し上げます。

消防団員を応援する制度といたしまして、県内市町村の数か所で行われております、消防団応援の店に関しましては、加盟する店舗等に関する補助金制度等の特別な措置がないため、協力事業者の負担になることから、市内の飲食店等の賛同を得ることは困難であることが予想されるため、関係機関等に相談をしていきたいと思っております。

本市といたしましては、さらなる消防団の装備品等の充実を図るために、総務省、消防庁が所管する消防団車両、資機材等の無償貸付、または譲与制度に対し、継続的に要望していきたいと思っております。

また、消防団車両整備計画に基づき、消防団車両資機材及び装備品の更新等を進めてまいります。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） よろしく願いいたします。

団員の充実がやはり防災、減災につながれば市民も団員も共によいことだと思います。応援体制の充実を心からお願いいたすところでございます。

それでは、次に、テレビや新聞等で時折見聞きする国土強靱化計画について質問します。

この計画は、東日本大震災後にその教訓を機に平成25年12月に国土強靱化基本法が施行

されました。これは大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策をまちづくり政策や、産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強くしなやかな地域づくりを推進するものです。那珂市においては、現在どのようなスケジュールになっているのか伺います。

○副議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

現在、那珂市国土強靱化地域計画の策定を進めているところでございます。

今後、12月定例会で、この計画案のご説明をさせていただき、1月に市民の皆様へのパブリックコメントを実施し、令和3年3月策定完了を予定しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 分かりました。

この計画は、それではこれまでの防災・減災と何が大きく違いますか、伺います。

○副議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

防災・減災は、災害のリスクごとに、そのリスクへの対応を行うものでございます。

一方、国土強靱化は、リスクごとの対処法をまとめるものではなく、あらゆるリスクを見据えつつ、どんなことが起ころうとも最悪の事態に陥ることが避けられるよう、強靱な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくり上げていこうとするものでございます。

そのため、計画では、直接死を最大限防ぐ医療活動の迅速化と、避難生活環境の確保、情報サービス、ライフライン、交通ネットワークの早期復旧などについて、事前に備えるべき目標を設定いたします。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） それでは、その国土強靱化地域計画策定における強靱化を行うメリットについて伺います。

○副議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

地域計画を策定する上での主なメリットでございますが、まず被害の縮小ということでございます。どのような被害等が起こっても被害の大きさ、それ自体を小さくできること。次に、事業のスムーズな進捗ということでございます。

国土強靱化に係る各種の事業がより効果的かつスムーズに進捗することが期待できること、さらには、交付金、補助金を活用する場合は、計画が策定されていることによりまして、配分に一定程度配慮され、強靱化の取組を加速することができることでございます。

さらに、地域の持続的な成長というところでございます。地域の強靱化は、大規模自然災

害等の様々な変化への地域の対応力の増加をもたらし、住民や民間事業者の地域に対する安心・安全感の高まりも期待できるというところでございます。

以上のようなことが主なメリットとなります。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 分かりました。

着目したところは、交付金、補助金を活用する場合、計画が策定されていることによって一定程度配慮されるというところですが、これは公金を使って整備し、災害が少ない那珂市、本当少ないですよ。万が一にも備えはばっちりみたいなキャッチコピーをしていただいて、政策企画課でも移住促進を図っていただければ、ちょっと変なキャッチコピーですけども。

その計画なのですけども、仏つくって魂入れずではございませんが、何にも思い入れ、何も実行しなければ、計画を作る意味がないと思います。

具体的にはどのような事業が行われるのか、伺います。

○副議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（桧山達男君） お答えいたします。

那珂市国土強靱化地域計画の策定を進める中で、事業としては、防災訓練、防災教育、自主防災組織の育成、避難行動要支援者への配慮などのソフト対策と、道路整備などのハード対策の事業となります。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 防災教育というお話もありましたが、学校施設関係で言えば、例えば耐震化とかあると思うのですが、どのような事業や施策はありますか。伺います。

○副議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答え申し上げます。

学校施設の耐震化につきましては、平成27年度までに全ての小・中学校で完了しております。

国土強靱化計画に掲げる学校関係の施策としましては、ハードの分野では学校施設の長寿命化、ソフトの分野では、各学校における防災教育や避難訓練などになります。

以上です。

○副議長（木野広宣君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 分かりました。

それでは、次にハード対策についてお聞きしたいと思うのですが、市内の道路整備につきまして、今後強靱化を図っていく事業施策はあるか伺います。

○副議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（中庭康史君） お答えいたします。

現在、国土交通省所管の道路関連補助事業におきましては、国土強靱化地域計画に位置づけられました事業に対して、優先的に補助金が配分される傾向がございます。

ハード対策事業の一つであります、道路の整備は、有事の際におけるライフラインの確保や、交通ネットワークの強化を図り、市民の安全・安心への向上へとつながる大切なインフラ整備であることから、市内における国県道や、市道の整備を本計画の施策事業に位置づけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（木野広宣君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 優先的ということで、そういった中ではやはりしっかりと策定していかなければならないと思います。やはり有事のとき、避難経路となる、避難経路やライフラインの確保となる都市計画道路等、整備は非常に重要となりますので、計画以上に迅速なインフラ整備のほうを進めていただきたいと思います。

目の前のコロナ対策ももちろん支援ももちろん大切なのですが、アフターコロナに向けた成長戦略ですとか、投資的経費かかるかと思うのですが、それをほかの市町村よりも早くに先駆けて作っていただきたいなと思っております。

それでは、最後に市長、何度も申し上げますが、災害はいつどこで起こるか分かりません。また、地球規模での気象変動、また、日本列島では大地震は免れません。想定外の自然災害ばかりです。市長も先ほど質問を求めた消防団出身でありますように、災害に関しては一家言あることと存じます。今後の災害に備えるために、自主防災組織、消防団の充実、そして、那珂市もさらに強くなければならない国土強靱化についての考えを伺います。

○副議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） 議員ご指摘のように、災害は忘れた頃にやってくるではなくて、今は忘れないうちにやってくる。台風10号もこれまでにない規模だというような報道が流れております。私たちは昨年の台風19号大変大きな災害経験しました。このことも記憶にとどめて教訓としていろんなものに取り組んでいかなければいけないと、そのことは既にご指摘のとおりであります。

消防団、あるいは自主防災組織、いろんな防災活動を市内で行っていただいています。それらにつきましても、那珂市もこれからは精いっぱいの支援をしていかなければいけない。そして、那珂市民の生命や財産、安心感を守っていかなければいけないと考えております。

その中でも、先ほどご指摘をいただきました、国土強靱化地域計画、これにつきましては、これまで以上に恐らく想定を超える自然災害に対応するために、このような対応を取っていきたい、そのように考えております。国土強靱化地域計画が策定をされれば、今後どのような災害が起こっても、被害の大きさ自体を小さくすることができるとともに、国土強靱化に係る各種の事業が、より効率的にかつスムーズに進捗することができると考えております。

市民の生命、財産を守ること、これが行政の第一の使命でございます。地域の強靱化は、大規模自然災害の様々な変化への地域の対応力を増進するために、また、地域の持続的な成長も促すものと考えております。ただ、肝心なのは、絵に描いた餅にならないように、この計画にきちんと魂を入れる、それはやはり庁内の各部署でもきちんと配慮をして、取り組んでいくことと考えておりますので、議員の皆様のご理解とご指摘も併せてお願いしたいと考えております。

こういったものを通して、市内の強靱化、あるいは市民の安心・安全を充実させたまちづくりを進めていきたい、そのように考えております。

○副議長（木野広宣君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） ありがとうございます。

市長自身が絵に描いた餅にならぬようという、心がけているということで、またさらなる敬意をもって市長も事に当たっていただきたいと思います。

災害も、本当の自然災害と、人災というのがあると思います。先ほど避難所の話もありましたけれども、コロナ禍の中で、避難所でクラスターが発生した場合は、人災になってしまうと思います。また、今ある自主防災、消防団の強化充実をせずに、減災できなかったのも、やはり人災につながってしまうと。また、国土強靱化計画を策定しておきながら、整備を進めなければ、それも人災と。そうならないよう、市民が安心・安全に暮らせるまちづくりとともに、今度アフターコロナに向けた成長戦略をほかの市町村よりも先駆けていただくことを強くお願い申し上げまして、私の一般質問を終わりにいたします。

○副議長（木野広宣君） 以上で、通告10番、大和田和男議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を14時35分といたします。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時35分

○議長（福田耕四郎君） 再開いたします。

◇ 原 田 陽 子 君

○議長（福田耕四郎君） 通告11番、原田陽子議員。

質問事項 1. 小・中学校における拉致問題啓発アニメ「めぐみ」の活用について。 2. 成年後見人制度について。 3. 生活保護費について。

原田陽子議員、登壇願います。

原田議員。

〔1 番 原田陽子君 登壇〕

○1 番（原田陽子君） 議席番号 1 番、原田陽子でございます。

通告に従い質問いたします。

最初の質問では、市内の小・中学校における、拉致問題啓発アニメ「めぐみ」の活用についてお尋ねをいたしますので、よろしくお願いいたします。

今年 6 月、北朝鮮に拉致された横田めぐみさんの父、滋さんが亡くなられたことは、報道等で皆様もご存じのことかと思えます。

昭和 52 年に 13 歳のめぐみさんが北朝鮮に拉致されてから 42 年余り、最愛の娘めぐみさんとの再会がかなわず、どんなに無念だったことだろうと、私も胸が締めつけられる思いであります。

拉致被害者はもちろん、拉致被害者のご家族の高齢化も進み、親世代では、めぐみさんの母、早紀江さんと有本恵子さんのお父様だけとなった今、一刻も早い解決が望まれております。

政府としまして、この北朝鮮による拉致問題は、日本の主権と国民の生命に関わる問題であり、拉致被害者や、そのご家族にとっては重大な人権侵害そのものであるとしています。それゆえ、日本が抱える人権問題として、政府の重要課題と位置づけております。

そこで、拉致問題解決への進展を目指す政府は、平成 30 年に文部科学大臣と拉致問題担当大臣の連名で、「北朝鮮当局による拉致問題に関する映像作品等の活用促進について」という通知を全国の自治体や教育委員会に出しております。

その啓発資料としてのアニメ「めぐみ」が作成され、約 4 万枚の DVD が全国の小学校、中学校、高等学校、そして特別支援学校等へ配布されました。アニメ「めぐみ」は、当時中学 1 年生だった横田めぐみさんが北朝鮮当局により拉致された事件を題材にした拉致問題啓発アニメです。政府としても拉致問題の解決には、国民の幅広い層、特に拉致問題を知らない若い世代への理解促進と、関心を深めることが重要であるとの認識の元に、教育現場での啓発、事件の風化防止、そして、事件解決を後押しする世論につなげるための取組でもあります。それらの取組とともに「めぐみ」の主張を通して、人権の意義、そして、その重要性についての理解を深める、さらに自他の人権を守る意識を高めるための人権教育の一つでもあります。

しかし、実際の教育現場における「めぐみ」の上映実態は、それを把握している自治体全般においても、その上映実態の低調さが産経新聞のアンケートで示された通り、実際の教育現場では活用が進んでいないのが現状のようでございます。

そこで、本市における学校教育の現場での拉致問題啓発アニメ「めぐみ」の活用状況についてお伺いいたします。

那珂市内の小・中学校では、全校において「めぐみ」の活用が進んでいるのでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答え申し上げます。

令和元年度の状況で申し上げますと、小学校2校、中学校1校において活用しております。
以上です。

○議長（福田耕四郎君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 「めぐみ」の上映校数を把握していない自治体も多い中において、那珂市では活用実態をきちんと把握しておられると感じております。ただ、私個人の感想といたしましては、上映した小・中学校が全校の半数にも及んでいないというこの現状は、あまり活用が進んでいない状況であると感じました。

そして、次の質問となりますけれども、小学校2校、そして中学校1校で活用されたということでしょうけれども、そのときの視聴した学年、またどのような授業で活用されたのでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答え申し上げます。

同じく昨年度の例で申し上げますと、5年生と6年生が学級活動の時間に視聴したほか、校内研修として教員が視聴し、道徳や学級活動の指導に生かすなどの活用をしております。
以上です。

○議長（福田耕四郎君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） ありがとうございます。

生徒だけではなく教員の方にも校内講習をされていると聞きまして、今後の取組に対する教員の方々の姿勢がうかがえます。ぜひ、その他の学校での校内研修も進めていただけたらと思っております。

そして、続いての質問ですが、この「めぐみ」を授業で活用するに当たり、授業の進め方やポイントなどについての学習指導案などを作成している自治体があるようでございますけれども、そのような学習指導案などは作成されているのかをお聞きいたします。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答え申し上げます。

本市におきましては、「めぐみ」に関する指導案、特定したものはございませんが、茨城県の教育委員会から出されている人権教育視聴覚教材を活用した展開例に従いまして、授業を進めております。ビデオやDVDを見た後には、子供たちによる話し合いなど、考えを深める指導も行っております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 授業は、人権教育視聴覚教材を活用した展開例に基づいて行われているとのこと。「めぐみ」用の特別の指導案はないということですが、今後授業への活

用度合いによっては、指導案の作成などもご検討いただければとお願いいたします。

それでは、この件に関する最後の質問といたしまして、今後教育現場における「めぐみ」の活用に対し、どのように取り組まれていくのかを教えてくださいませんか。

○議長（福田耕四郎君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答え申し上げます。

人権教育につきましては、拉致問題をはじめ、様々な課題がございます。各学校では、これらの課題の中から、子供たちの発達段階に即した内容を取り上げ、指導を行っているところ です。

拉致問題を含め、人権尊重に対する正しい認識と人権意識の育成のため、那珂市人権擁護委員会や、茨城県人権啓発活動ネットワーク協議会などとも連携を図り、取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 原田議員。

○1 番（原田陽子君） ありがとうございます。

今後も引き続き、児童の人権問題への関心が高まるようなご指導をお願いいたします。

確かに「めぐみ」は人権教育の一つにすぎません。しかし、許しがたき人権侵害行為であるこの拉致は、国民皆で共有すべき問題ではないでしょうか。

外務省のサイトによりますと、日本政府は北朝鮮に拉致された被害者として17名を認定しております。さらに、北朝鮮による拉致の可能性を排除できないもの880名以上の人数に関して、国内外からの情報収集や、捜査、また調査を続けているそうです。ここ茨城県でも、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者がおり、茨城県警のサイトを確認しますと、3名の方のお名前が載っております。

以前、帰国を果たしました、拉致被害者の曾我ひとみさんが、地元の小学校で特別授業を行ったという新聞記事を読みました。その特別授業の際、曾我ひとみさんは、拉致問題を風化させないためにも、国民一人一人の声が必要と訴えておられたそうです。

アニメ「めぐみ」は、拉致被害者及びそのご家族の風化させてはならないという切実なる願い、家族の愛、そして心の痛みに共感する心情を育てるものとなります。それによって育まれた児童の心は、さらにほかの人権課題を考える力を養い、今後の人権学習を深めることにもつながると信じております。

この質問は最後といたします。ぜひ、本市の学校教育の現場においての積極的な「めぐみ」の活用を進めていただきたく、お願い申し上げます。

それでは、続きまして、2 番目の質問をさせていただきます。

成年後見人制度についての質問に移らせていただきます。

今後の高齢化社会を踏まえ、成年後見制度をサポートする体制も整備がなされてきており、それとともに、成年後見制度を利用する人も増えていくと予想されているということですが

れども、この制度の利用状況や、制度の促進には、各自治体によってばらつきがあると耳にしております。

できれば制度利用の必要に迫られる前に、この制度を理解し、将来に備えることができればと考えますけれども、この制度がどのようなものか知らない市民の方は多いと思われます。

そこで、成年後見人制度に対する本市の取組について質問をさせていただきます。

まず最初に、成年後見人制度とはどのようなものか、簡単にご説明をお願いできますでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

成年後見制度でございますが、認知症あるいは障がいなどの理由で判断能力が不十分な方々を保護、支援する制度でございます。一つに判断能力の程度など、本人の事情に応じて利用できる法定後見制度。もう一つは、将来判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、判断能力があるうちに本人が選んだ代理人と契約を結び、あらかじめ、代理権を与えておく任意後見制度。この大きく2つに分類されます。

どちらの制度におきましても、判断能力が不十分であるために、財産管理や契約締結、遺産分割の協議などの法律行為が困難な方に対し、成年後見人等を立てることによりまして、その方の生活と財産を保護、支援する制度となっております。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） ご説明ありがとうございます。

成年後見制度とは、法定後見制度と任意後見制度の2つに分かれており、法定後見制度は既に判断能力が不十分である人を法的に支援する制度で、家庭裁判所が後見人を選任します。一方、任意後見制度は、将来判断能力が不十分となったときに備えるための制度で、将来に備え、元気なうちに自分で後見人を決められる点に大きな違いということが理解できました。もし、認知症や病気などで判断能力が低下しても、任意後見制度を利用していけば、既に契約している後見人がおりますので、心配はないと思われます。

それに対し、制度を利用していない場合は、法定後見制度を利用することになり、利用者ご自身の身近に親族がいない場合、法定後見制度の開始の申立人は市町村長であり、また、開始の手続には費用ももちろんかかります。

そこで、この制度に関し、那珂市ではどのような支援メニューがあり、また、その実績はどのようなものになっておりますでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

本市におきましては、那珂市成年後見制度利用支援事業実施要綱、こちらを制定をしております。親族等がおらず、申立をする能力がないと認められる方への支援を実施しており

ます。

この要綱による支援の内容でございますが、成年後見制度申立に対する支援のほか、申立に必要な収入印紙代、郵便切手代、診断書料、登記印紙代及び鑑定費用に関する支援、それから成年後見人等の業務に対する報酬等に対する支援というふうになっております。

なお、令和元年度の実績でございますけれども、成年後見制度申立に対する支援として、市が申立を行った件数が1件、申立に必要な費用に対する支援、こちらはございませんでした。成年後見人等の業務に関する報酬等に対する支援、こちらが1件となっております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 現時点では、この支援事業の実績はまだ少ないようでございますけれども、今後高齢化に伴う認知症高齢者などの増加が見込まれるとともに、成年後見制度の支援事業は重要視されていくのではないかと思います。

また、地域で生活する障がい者への支援も進んでいく中において、成年後見制度の利用者はさらに増えていくと考えられています。市民の皆様が、この成年後見制度を利用しやすくするために、本市ではどのようなことに取り組んでおられるのでしょうか。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

本市では、定住自立圏構想に基づきまして、水戸市など県央地域の9市町村と連携をしまして、県央地域成年後見支援事業、こちらを進めております。

具体的には、成年後見制度について分かりやすく説明をしたパンフレット等の作成、配布、あるいは成年後見制度に関する住民向けの学習会の開催。成年後見制度の利用支援に向けての権利擁護サポートセンターの運営などを行っているところでございます。

今後も、成年後見制度に対する市民の皆様の理解を深め、制度の利用促進が図られるよう、関係市町村と連携をしながら制度の普及啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 実は私も市内で開催されました成年後見制度に関する講演会に過去2回ほど参加させていただきました。

本市でもそのような取組をされておりますけれども、その講演会に参加した折に感じたことは、やはり一般の参加者が少ないことでした。それだけ成年後見制度がまだ知られていないことだろうと思いました。

少子高齢化がますます加速する中、高齢者とともに高齢者を支える世代も将来に対する不安を抱えております。事前に備えるにせよ、突然困った状況になった場合にせよ、成年後見制度が大きな役割を果たすのではないかと考えております。何より、成年後見制度は、障

がいのある人でも家庭や地域で通常の生活をすることができるようにするという考え方である、ノーマライゼーションと自己決定権の尊重、また、残存能力活用の3つの理念の元、本人の財産と権利を守るためにスタートした制度だそうです。

日本は、急速に高齢化が進み、高齢社会どころではなく、超高齢社会であると言われております。市民の皆様には、超高齢社会に備え、自分の老後の生活が前向きになる選択を元気なうちに、またいざ困ったときには早めにこの制度にたどり着けるようにと、職員の皆様には今後も引き続きさらなる制度の普及に取り組んでいただきたくお願いをいたしまして、この質問は終わりとさせていただきます。

続きまして、生活保護費について、いくつかの質問をさせていただきます。

生活保護は、生活に困窮する方に対し、必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを趣旨とした制度であります。

今般の新型コロナウイルスによる休業要請など、雇用情勢が悪化したことの影響を受け、生活に困った方が増え、今年4月の生活保護申請が急激に増加したと厚生労働省が発表いたしました。

そこで、那珂市においての、生活保護申請の状況はいかがでしょうか。お聞きいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、全国的に生活保護受給者が増加しているというニュースを耳にするところでございます。

那珂市における生活保護申請件数でございますが、今年の2月から7月までに22件の申請がございまして、昨年同時期の申請件数と比較しますと、昨年は36件でございましたので、現在のところ、当市の生活保護におきましては大きな変化はない状況というふうに捉えているところでございます。

しかしながら、当市の生活困窮者自立支援法、こちらに基づく事業におきましては、相談件数や、住居確保給付金などのサービスの利用申請件数が相当数増加しております。また、那珂市社会福祉協議会において実施をしている事業でございますけれども、生活資金でお悩みの市民への支援としての貸付制度、いわゆる緊急小口資金や総合支援資金でございますけれども、こちらの申請件数は、例年と比べて急増しているという状況でございます。

このような状況が長期化すれば、今後、生活保護の申請者、ひいては生活保護の受給者が増加をしていくということが予想されるところでございます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） ありがとうございます。

生活保護費は、全ての国民、市民の最後のよりどころであり、生命に関わる重要なセーフティーネットとも言えます。ですから、生活困窮者には生活保護費は迅速かつ適正に活

用される必要がございます。

しかし、その一方で、不正受給や不当要求といった問題も実際にございます。その問題としては、所得隠しや生活保護費をパチンコで浪費する、また、生活保護費を狙った貧困ビジネスなども暗躍しているようでございます。

そのように、生活保護が正しく運用されませんと、それがさらなるパチンコ依存症者の増加につながり、また、反社会勢力の資金源としても利用されかねません。

今後、那珂市においても、生活保護申請者、また、受給者の増加が予想されております。引き続き生活保護の適正な運営と、生活保護制度の信頼性を向上させるためにも、不正受給に対し、厳正なるご対応をお願いいたします。

さらに、日本全体でも生活保護を受給する世帯は、過去最多を更新し続けているようでございます。その中でも、外国人世帯の生活保護受給も年々増えているとのことです。増加していく生活保護費の中で、平成22年度の外国人への生活保護費は、約1,200億円も支給されたとのことです。これは国レベルでの話でございますけれども、それよりもさらに現在ではもっと支給金額が増加しているとみて間違いはございません。

国内の生活保護受給が増えているということは、各自治体における生活保護受給も同時に増えており、その中には多くの外国人の方も生活保護を受給しているという自治体もあります。それには、やはり自治体の負担も同時に増えているということです。

そこで、那珂市における生活保護受給世帯の世帯類型別世帯数と、そのうち外国籍の世帯の数もお伺いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

まず、那珂市における生活保護受給世帯の状況でございますけれども、8月1日現在の数値ですが、241世帯が生活保護を受給しております。

生活保護制度上の世帯類型別の世帯数、こちらにおきましては、高齢者世帯が134世帯と最も多く、続いて傷病者世帯が31世帯、障がい者世帯が25世帯、母子世帯が4世帯、その他の世帯が47世帯というふうになっております。

なお、生活保護制度上の世帯分類といたしましては、現在那珂市におきましては、外国籍での保護受給世帯はございません。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 現在、那珂市において外国籍の方の受給世帯はないとのことですけれども、現状のコロナ禍が影響し、今後もしかしたら外国籍の方の受給申請が全く出てこないとは言い切れない状態であるとは思いますが。その場合は、生活保護の申請及び受給条件などについて、日本国籍と外国籍の方では違いがあるのかを教えてくださいませんか。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

日本国籍の方につきましては、生活保護法に基づき、事務を執行しているところでございます。

一方、外国籍の方につきましては、生活保護上の規定はなく、昭和29年に発出されました生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置についてという、旧厚生省社会局長の通知によりまして事務を行うというふうにされておるところでございます。

この通知は、適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない永住者、定住者等の在留資格のある外国人に対して人道的に生活保護と同等の支援を実施するよう求めた内容でございます。従いまして、申請条件や受給条件等について、日本人と外国人での違いはございません。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） 確かにその通りであると思っております。

そのために、外国人に対する生活保護の実施は、任意の行政措置として行われております。

しかし、日本国憲法25条で保障された国民の生存権の理念に基づいて定められている生活保護法は、その目的条項である1条で、生活に困窮する全ての国民に対し、との定めがございます。憲法及び生活保護法、いずれも対象は日本人となっております。これは、平成26年7月18日、最高裁の判決を見ても明らかです、永住資格を持つ外国人が、生活に困窮した場合、日本人と同様に生活保護法の適用対象となるかが争われた訴訟において、外国人は生活保護法上の保護の対象ではないとの判決を言い渡しました。同法が適用対象と定めた国民に、永住外国人は含まれないとの初めての判断をされた事案であります。従って、この判決により、行政措置として行われる保護の申請が却下されました。

この判例につきましては、皆様にはご記憶の中に留めていただければと思います。

とはいえ、本当に生活に困窮されている方への人道上の救済は必要であるとも思っております。生活保護を受給される外国籍の方が高齢者の場合、自立は困難なため、その方が亡くなるまで行政が責任を持つということになります。そのような場合は、本当に生活保護が支援となるのか、もしくは、生活保護ではなく、その方にとっての帰国を支援することがよいのかいろいろと別の手段による支援を考えることも必要ではないかと私は感じております。

それでは、この件に関して最後の質問とさせていただきますけれども、今後生活保護受給者が増加する可能性がある中において、外国籍の方の対応も含め、那珂市としてはどのような対策を取っていくのかお聞きいたします。

○議長（福田耕四郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（川田俊昭君） お答えいたします。

生活保護制度は、経済的に困窮する方へ、最低限度の生活を保障する最後のセーフティーネットでございます。

その事務につきましては、市などに設置された福祉事務所において実施をしておりますが、

国の法定受託事務でありますことから、国や県が定めた法令や規則等に沿って実施をする事務となっております。

現在、那珂市としましては、生活保護に至る前の段階で、生活困窮者自立支援法、こちらに基づいて相談事業や住居確保給付金、あるいは子供の学習支援などの予防施策に重きを置いて取り組んでいるところでございます。

そのような中、どうしても保護を必要となった保護受給者に対しましては、一人でも多くの保護受給者が早期に自立できるよう、可能な限りの支援を続けてまいりたいというふうに考えております。

あわせて、適切な生活保護の事務を行うためにも、法令等を遵守するとともに、住民の権利を侵害することのないよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福田耕四郎君） 原田議員。

○1番（原田陽子君） ありがとうございます。

職員の皆様が日頃より定められた法定やルールに沿ってご対応されていることがよく理解しております。本当に頭が下がる思いでございます。

外国人に対する生活保護に関しまして、本市におきましては、現在外国籍世帯の受給者はゼロであるとはいえ、ほかの自治体では起きている課題がございます。それに目を向けていくことも必要と考えます。外国人に生活保護を支給しているほかの市町村の中には、人口割合で見たときに、日本人に比べ、外国人の受給比率が異常に高い自治体もございます。それらの自治体にとって、外国人への生活保護支給が自治体の予算を圧迫するとして、今後の課題としている自治体も確かに増えている現状です。

この件につきましては、やはり那珂市民の方におかれましては、この現状を知っている方は那珂市での生活保護の受給について危惧されている方も私はお声を聞いております。

一度支給されたその生活保護、行政においては、前例となるわけでございます。市民の方もその前例に沿って行政がこれからもどんどんやっていくのではないかという不安もある中、日本が抱える高齢化社会とは、日本人高齢者と、外国人高齢者もともに増加する傾向が続くものであると考えます。

この那珂市民の方のお声に関しましては、都市計画ばかりではなく、市民への社会保障に対しましては、10年後、20年後の未来を見据えていただきたいと思います。

確かに、那珂市におきましては、在留外国人の方も本当に少なく、この案件は私も扱うべきか迷ったこともございます。ただ、しかしながら、この先を見据えたときには、この問題は現在多くの自治体で抱えている課題でもあるという現状を皆様には知っていただきたく、そして職員の皆様、引き続き生活保護の不正受給、不当受給には厳正なる対応を、そして、本当に困った方への支援をお願いするとともに、私の今回の一般質問を終了とさせていただきます。

拙い質問で申し訳ございませんでした。ありがとうございます。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告11番、原田陽子議員の質問を終了いたします。
暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時13分

再開 午後 3時14分

○議長（福田耕四郎君） それでは再開いたします。

◎議案等の質疑

○議長（福田耕四郎君） 日程第2、議案等の質疑を行います。
報告第9号から議案第69号までの以上19件を一括議題といたします。
質疑の通告はありませんでしたので、質疑を終結いたします。

◎議案等の委員会付託

○議長（福田耕四郎君） 日程第3、議案等の委員会付託を行います。

なお、報告第9号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、報告第10号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、報告第11号につきましては、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、報告事項となっております。

以上3件は、報告をもって終了といたします。

議案第54号から議案第69号までの以上16件につきましては、お手元に配付をいたしました議案等委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

つきましては、所管の常任委員会において審査の上、今期定例会期中に報告をされますよう望みます。

◎請願の委員会付託

○議長（福田耕四郎君） 日程第４、請願の委員会付託を行います。

今期定例会におきまして、受理しました請願はお手元に配付をいたしております請願・陳情文書表のとおり、会議規則第141条第１項の規定により所管の常任委員会に付託しましたので、報告をいたします。

つきましては、当該常任委員会におきまして審査の上、今期定例会期中に報告をされますよう望みます。

連絡事項がございます。

今期定例会において、開催予定の各常任委員会の開催通知文は、各議員の文書区分箱に配付しておきましたので、ご確認願います。

◎散会の宣告

○議長（福田耕四郎君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これにて本日は散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 ３時１７分

令和2年第3回定例会

那珂市議会会議録

第4号（9月18日）

令和2年第3回那珂市議会定例会

議 事 日 程（第4号）

令和2年9月18日（金曜日）

- 日程第 1 議案第54号 那珂市税条例の一部を改正する条例
議案第55号 那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例
議案第56号 那珂市手数料条例の一部を改正する条例
議案第57号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第58号 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第59号 那珂市特別会計設置条例の一部を改正する条例
議案第60号 令和2年度那珂地方公平委員会特別会計予算
議案第61号 令和2年度那珂市一般会計補正予算（第5号）
議案第62号 令和2年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
議案第63号 令和2年度那珂市公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）
議案第64号 令和2年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
議案第65号 令和2年度那珂市下水道事業会計補正予算（第1号）
議案第66号 那珂地方公平委員会規約の一部を変更することに関する関係地方公共団体の協議について
議案第67号 防災情報システム整備事業の変更契約の締結について
議案第68号 令和元年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について
議案第69号 令和元年度那珂市水道事業会計決算の認定について
請願第 1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
請願第 2号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願書
- 日程第 2 発議第 1号 那珂市議会基本条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 発議第 2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
- 日程第 4 議員派遣について
- 日程第 5 委員会の閉会中の継続調査申出について

日程第 6 委員会の閉会中の継続審査申出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1 番	原 田 陽 子 君	2 番	小 泉 周 司 君
4 番	福 田 耕四郎 君	5 番	石 川 義 光 君
6 番	關 守 君	7 番	大和田 和 男 君
8 番	富 山 豪 君	9 番	花 島 進 君
10 番	寺 門 厚 君	11 番	木 野 広 宣 君
12 番	古 川 洋 一 君	13 番	萩 谷 俊 行 君
14 番	勝 村 晃 夫 君	15 番	武 藤 博 光 君
16 番	笹 島 猛 君	17 番	君 嶋 寿 男 君

欠席議員（1名）

3 番 小 池 正 夫 君

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	先 崎 光 君	副 市 長	谷 口 克 文 君
教 育 長	大 縄 久 雄 君	監 査 委 員	城 宝 信 保 君
企 画 部 長	大 森 信 之 君	総 務 部 長	加 藤 裕 一 君
市民生活部長	桧 山 達 男 君	保健福祉部長	川 田 俊 昭 君
産 業 部 長	高 橋 秀 貴 君	建 設 部 長	中 庭 康 史 君
上下水道部長	根 本 雅 美 君	教 育 部 長	小 橋 聡 子 君
消 防 長	山 田 三 雄 君	会 計 管 理 者	清 水 貴 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	海老澤 美 彦 君	総 務 課 長	飛 田 良 則 君

議会事務局職員

事 務 局 長	渡 邊 莊 一 君	次 長 補 佐	三田寺 裕 臣 君
書 記	小 泉 隼 君		

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（福田耕四郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。欠席議員は3番、小池正夫議員の1名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（福田耕四郎君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりでございます。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付してあります。

本会議場内の皆様にご連絡をいたします。

携帯電話をお持ちの方、ご配慮をお願いいたします。また、感染症予防対策のため、マスクの着用及び手指の消毒にご協力をいただきますとともに、傍聴席につきましては、1席ずつ間隔を空けてお座りいただきますようお願いいたします。

以上、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

◎議案第54号～議案第69号、請願第1号及び請願第2号の各委員会

審査報告、質疑、討論、採決

○議長（福田耕四郎君） 日程第1、議案第54号から議案第69号までの以上16件及び請願2件を一括して議題といたします。

各常任委員会の審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務生活常任委員会勝村晃夫委員長、登壇を願います。

〔総務生活常任委員会委員長 勝村晃夫君 登壇〕

○総務生活常任委員会委員長（勝村晃夫君） 総務生活常任委員会よりご報告を申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定によりご報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第54号 那珂市税条例の一部を改正する条例外10件です。

次に、結果でございます。

議案第54号、第55号、第56号、第59号、第60号、第61号、第63号、第66号及び第67号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

議案第68号は、全会一致で原案のとおり認定すべきものとなりました。

請願第2号は、賛成多数で原案のとおり採択すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第54号及び議案第55号は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、那珂市税条例及び那珂市都市計画税条例の一部を改正するものです。

議案第56号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号の通知カードが廃止され、再交付を行わなくなったことに伴い、那珂市手数料条例の一部を改正し、再交付手数料に関する規定を削除するものです。

議案第59号、議案第60号及び議案第66号については、令和2年10月1日より那珂地方公平委員会の事務局が、常陸大宮市から那珂市に変更になることに伴い、議案第66号においては那珂地方公平委員会規約の一部変更、第59号においては那珂地方公平委員会特別会計の設置、議案第60号ではその予算を定めるものです。

議案第61号は、当委員会所管の部分は特に問題なく妥当なものです。

議案第63号は、特に問題なく妥当なものです。

議案第67号は、防災情報システム整備事業において、アンテナ設置数の増などに伴う工事請負費等の変更が生じたため、契約を変更するものです。

議案第68号は、当委員会所管の部分は特に問題なく妥当なものです。

請願第2号は、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求めるもので、冤罪被害者を救済するため、「再審における証拠の全面開示」と「再審開始決定に対する検察の不服申立ての禁止」を求めるものです。

委員からは、検察の手持ち証拠開示は必要であり、冤罪から国民を守るために救済の道を開いていくべきであるという意見と、国でも議論が行われているところであり、証拠の全面開示は当然求めるところであるが、検察の不服申立ての禁止は考慮すべき余地があるなどの意見がありましたが、賛成多数で採択すべきものとなりました。

意見書案は別添のとおりです。

以上、報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） パネル板の消毒を行いますので、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時08分

○議長（福田耕四郎君） 再開いたします。

続きまして、産業建設常任委員会大和田和男委員長、登壇をお願いします。

大和田委員長。

〔産業建設常任委員会委員長 大和田和男君 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（大和田和男君） それでは、産業建設常任委員会よりご報告を申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定によりご報告いたします。

まず、付託事件でございます。

執行部提出案件は、議案第61号 令和2年度那珂市一般会計補正予算（第5号）外3件でございます。

次に、結果でございます。

議案第61号及び第65号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

議案第68号及び第69号は、全会一致で原案のとおり認定すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第61号の当委員会所管の部分及び第65号は、特に問題なく妥当なものです。

議案第68号の当委員会所管の部分及び第69号は、特に問題なく妥当なものです。

以上、ご報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時10分

○議長（福田耕四郎君） 再開いたします。

続きまして、教育厚生常任委員会富山 豪委員長、登壇願います。

〔教育厚生常任委員会委員長 富山 豪君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（富山 豪君） 教育厚生常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第57号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例外6件でございます。

次に、結果でございます。

議案第57号、第58号、第61号、第62号及び第64号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

議案第68号は、全会一致で原案のとおり認定すべきものとなりました。

請願第1号は、全会一致で原案のとおり採択すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第57号は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、特定地域型保育事業者における保育所等の連携施設の確保に例外が追加されたため、条例の一部を改正するものです。

議案第58号は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、家庭的事業者等における保育所等の連携施設の確保の例外が追加されたため、条例の一部を改正するものです。

議案第61号及び第68号の当委員会の所管の部分については、特に問題なく妥当なものです。

議案第62号及び第64号については、特に問題なく妥当なものです。

請願第1号は、学校現場において解決すべき課題が山積する中で、子供たちの豊かな学びを実現するため、計画的な教職員定数改善により、少人数学級の推進と教育機会均等及び水準の維持向上を図るための義務教育費国庫負担制度の堅持を求めるものです。

全会一致で採択すべきものと決定し、意見書を提出することにいたしました。

なお、意見書案は別添のとおりです。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（福田耕四郎君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時14分

○議長（福田耕四郎君） 再開いたします。

以上で各委員長からの報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長に対する質疑の回数は1人3回までとします。

質疑ございませんか。

古川議員。

○12番（古川洋一君） 総務生活常任委員会勝村委員長に、1点だけちょっと確認でお伺いしたいがございます。

請願第2号ですけれども、再審における検察手持ちの証拠の全面開示については、先ほどのご報告ですと当然求めるところであるが、2点目の再審開始決定に対する検察の不服申立ての禁止については、考慮すべきだというご意見があったということですが、そういった場

合、Aはいいけれども、Bはちょっと賛同できないという場合に、一部採択という選択肢があるかと思いますが、その辺についての議論はございましたでしょうか。お伺いします。

○議長（福田耕四郎君） 勝村委員長。

○総務生活常任委員会委員長（勝村晃夫君） お答えします。

そのような一部採択というような意見はございませんでした。

○議長（福田耕四郎君） 外にありますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） なければ質疑を終結をいたします。

これより討論を行います。

なお、発言の前に、反対、賛成の立場を明確にしてから討論をお願いをいたします。

討論の通告がありましたので、花島 進議員に発言を許します。

花島議員。

○9番（花島 進君） 請願第2号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願について、賛成の意見を述べます。

まず、再審とは何かということです。これは、刑事訴訟法の中の再審規定のことを言っています。第435条から第453条まであります。

それで、再審とは何かと言いますと、まず、普通の裁判では、第1審、第2審、第3審で最後は最高裁で確定判決ということになります。また、途中の判決に不服が示されなければ、下級審で終わる場合もあります。ですが、そのように終わった裁判でも、新たな証拠が見つかった場合、あるいは、検察や警察に違法行為が見つかった場合など、再度裁判をやり直すという制度があります。それが再審です。一つ付け加えれば、この裁判の再審では、原判決より重い判決は下せないということになっています。これについては、まず、刑事事件についてだけ、私は言っています。

それで、現在の再審制度の問題ですが、まず第1が、再審開始に至る手続の規定が整備不十分です。そのため、再審請求を受けた裁判所の対応の違いで、再審への道の険しさがかなり変わってしまいます。2番目が、検察側が持つ証拠についての開示規定がなく、検察が被告に有利な証拠を隠し続けて再審に至れないことがたくさんあります。証拠の開示義務については、普通の裁判では現在前進があります。ですが、再審請求の段階の証拠開示は進んでいません。

2番目が、今、古川氏から質問があった件です。

再審決定をする際に、検察の抗告権というのがあります。即時抗告及び特別抗告というのは、一旦裁判所が再審をすると決めた後、検察がそれに対して異議を申し立てる制度です。それがあつたため、裁判所が再審を決定してから、本当に再審が行われるまでかなり時間がかかってしまうという例がたくさんあります。

念のため申し添えれば、この抗告禁止というのは、再審の裁判を始めて、それに対して検察が被告が有罪であるということを改めて主張することを禁止するものではありません。あくまでもやり直し裁判に対して抵抗することを言っています。

さて、この再審問題は、私にとっては比較的身近な問題です。茨城県に関係している縁では、有名なものでは布川事件というものがあります。これは、昔の名前ですが、北相馬郡利根町の布川というところで、男性1人が殺害され、2名が強盗殺人犯とされました。この2人は素行不良というのですかね、普通の言葉で言ったらチンピラみたいな素行があったようで、それで多分疑われたんだと思います。事件発生は1967年。そして、1978年に最高裁が上告を棄却して通常審の判決が確定しました。ところが、実際には、いろんな物的証拠がほとんどなく、自白によるもので主な刑が確定しているという感じです。

第1回の再審請求は1983年です。これでは通らず、第2回の再審請求が2001年にありました。そして、地方裁判所は2005年に再審決定をしますが、検察の即時抗告、特別抗告で再審開始が確定したのは2009年です。そして、2011年には、再審の後、無罪判決が出されました。再審無罪後、賠償裁判を起こされ、裁判所は、警察、検察の違法行為を認定しています。

もう一つは、最近の例ですが、湖東病院事件というのがあります。これは2003年に入院患者が死亡し、看護助手が人工呼吸器のチューブを外して殺したと疑いをかけられて裁判をかけられます。第2次再審請求から、2019年最高裁で再審開始が決定されました。そして、つい最近ですが、今年地裁で再審無罪の判決が出ています。

このように、冤罪と言っていい、まさに冤罪と言っても証拠不十分どころか、意図的な思い込みによる取調べで有罪になる方がいまだにあり、そして、一部は再審で無罪が認められています。同じような事件で、袴田事件、足利事件、松橋事件、名張ぶどう酒事件、今市事件などが疑われています。足利事件、松橋事件については、再審で無罪が確定しています。以上のようなことを防ぎ、冤罪からより早く冤罪被害者を救うために、再審制度の改善が求められていると考えます。よって、この請願は採択すべしと考えます。

以上です。

○議長（福田耕四郎君） 以上で、通告によります討論を終結をいたします。

これより議案第54号 那珂市税条例の一部を改正する条例、議案第55号 那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例、議案第56号 那珂市手数料条例の一部を改正する条例、議案第57号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第58号 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第59号 那珂市特別会計設置条例の一部を改正する条例、議案第60号 令和2年度那珂地方公平委員会特別会計予算、議案第61号 令和2年度那珂市一般会計補正予算（第5号）、議案第62号 令和2年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）、議案第63号 令和2年度那珂市公園墓地事業特

別会計補正予算（第１号）、議案第64号 令和２年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第２号）、議案第65号 令和２年度那珂市下水道事業会計補正予算（第１号）、議案第66号 那珂地方公平委員会規約の一部を変更することに関する関係地方公共団体の協議について、議案第67号 防災情報システム整備事業の変更契約の締結について、以上14件を一括して採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第54号から議案第67号まで、以上14件は、委員長報告のとおり可決することに決定をいたしました。

続いて、議案第68号 令和元年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について、議案第69号 令和元年度那珂市水道事業会計決算の認定について、以上２件を一括して採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第68号及び議案第69号の以上２件は、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

続きまして、請願第１号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願を採択をいたします。

お諮りをいたします。請願第１号の委員長報告は採択すべきものであります。本件は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、請願第１号は採択することに決定をいたしました。

続きまして、請願第２号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願を採択をいたします。

本案は起立による採決を行います。

お諮りをいたします。請願第２号の委員長報告は採択すべきものであります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田耕四郎君） 着席。

起立多数と認めます。

よって、請願第2号は採択することに決定をいたしました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田耕四郎君） 日程第2、発議第1号 那珂市議会基本条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会萩谷俊行委員長、登壇をお願いします。

〔議会運営委員会委員長 萩谷俊行君 登壇〕

○議会運営委員会委員長（萩谷俊行君） 発議第1号 那珂市議会基本条例の一部を改正する条例。

上記の発議を別紙のとおり那珂市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和2年9月18日。

那珂市議会議会運営委員会委員長、萩谷俊行。

提案理由は、議会基本条例第25条に基づき、議会改選後に、議会運営委員会において条例の内容を検討した結果、第3条第3号の本会議や常任委員会などの内容を情報提供する対象者を「市民」と明記し、また、第23条の議員研修については、研修内容の充実、強化に努めることを追記するものです。

なお、改正条文につきましては、別紙のとおりでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） これより質疑に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） ないようですので、質疑を終結をいたします。

続いて、討論を行います。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） なければ討論を終結をいたします。

これより発議第1号を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決いたしました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田耕四郎君） 日程第3、発議第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会、萩谷俊行委員長、登壇願います。

萩谷委員長。

〔議会運営委員会委員長 萩谷俊行君 登壇〕

○議会運営委員会委員長（萩谷俊行君） 発議第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

上記の意見書を、別紙のとおり那珂市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。
令和2年9月18日。

那珂市議会議会運営委員会委員長、萩谷俊行。

意見書の提出理由でございます。

こちらは、全国市議会議長会から意見書の提出要請を受けたものです。

趣旨でございますが、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域経済に大きな影響が及び、地方税、地方交付税の大幅な減収等により、地方財政は巨額の財政不足が生じることが予想されるため、地方税、地方交付税等の一般財源総額の確保を、強く国に求める内容となっております。

では、意見書を読み上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）。

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応はじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない激しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に務めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。

5、とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月18日。茨城県那珂市議会。

なお、提出先は以下のとおりですので、よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（福田耕四郎君） これより質疑に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） ないようですので、質疑を終結をいたします。

続いて、討論を行います。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 討論を終結をいたします。

これより発議第2号を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり意見書を提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、発議第2号は原案のとおり意見書を提出することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

消毒をお願いをいたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時38分

○議長（福田耕四郎君） 再開をいたします。

◎議員派遣について

○議長（福田耕四郎君） 日程第4、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りをいたします。本件は会議規則第167条第1項の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、お手元に配付のとおり、それぞれの諸君を派遣することに決定をいたしました。

◎委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（福田耕四郎君） 日程第5、各委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり各委員長から閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りをいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎委員会の閉会中の継続審査申出について

○議長（福田耕四郎君） 日程第6、請願第3号の閉会中の継続審査の申出の件を議題といたします。

会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、産業建設常任委員会委員長から閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りをいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（福田耕四郎君） 異議なしと認め、よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたします。

◎閉会の宣告

○議長（福田耕四郎君） 以上、本会議に付議された案件は全部議了いたしました。

ここで市長から発言の許可を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 令和２年第３回那珂市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

さて、本定例会におきましては、那珂市税条例の一部を改正する条例をはじめとする16件の議案等につきまして、慎重なご審議を賜り、いずれも原案どおりにご決議をいただき、誠にありがとうございました。

また、常任委員会におかれましては、令和２年度那珂市一般会計補正予算をはじめとする議案等につきまして、熱心にご審議をいただき、なおかつ貴重なご意見を多数賜ることができました。各常任委員会の委員各位に対しまして、重ねて厚く御礼を申し上げます。

本定例会における審議を通しまして、議員の皆様から賜りましたご意見やご提言につきましては、今後十分に配慮しながら、引き続き効果的、効率的な行政運営を図ってまいります。

新型コロナウイルス、まだまだ心配が続きます。そして、インフルエンザの時期も参ってくる大変厳しい状況は続くと思います。

ただいま議会の中でも議員さん方から、国に対する、関係機関に対する地方財政を支援の意見書の議決もいただきました。御礼を申し上げます。

市役所一丸となって、市民の安心・安全のために、これまで以上に取り組んでいく決意でございますので、どうぞ変わらぬご支援、そしてご指導を賜りたいと存じます。

結びに、議員各位におかれましては、市政運営になお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、住民福祉の向上と那珂市発展のため、今後ともご健勝にてご活躍されますようご祈念申し上げまして閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（福田耕四郎君） これにて令和２年第３回那珂市議会定例会が全部終了をいたしました。

各議員、さらには執行部の皆さんにおかれましては、各分野でさらなるご活躍をご祈念を申し上げます、18日間にわたる定例会、大変ご苦勞さまでした。

以上で、定例会を閉会といたします。

閉会 午前10時44分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

那珂市議会議長 福田 耕四郎

那珂市議会副議長 木野 広宣

那珂市議会議員 富山 豪

那珂市議会議員 花島 進